

2015年 シンガポール税制等視察報告書

税制・税務行政
税務専門家制度



東京税理士会 国際部

2015年 シンガポール税制等視察報告書

税制・税務行政

税務専門家制度

東京税理士会 国際部

はじめに



東京税理士会 会長 神津 信一

本会では、2015年12月17日から19日までの間、国際部委員と今回の企画に関係する副会長、専務理事、常務理事をメンバーとして、シンガポール税理士会等との協議会を中心とした視察を実施いたしました。

シンガポール共和国は、近年、急速な経済発展を遂げており、日本の企業が同国の法人税率の引き下げによる税制上のメリット等が受けられることから、次々進出しています。今、最も注目を浴びる国の一つと言えるでしょう。

今回は、経済成長が著しいシンガポールを視察、調査研究することにより、今後の我が国、我が業界及び本会施策の参考になると考え、訪問することといたしました。

シンガポール内国歳入庁では、エン・タイ・ギョク・リー副長官に面会するとともに、税務行政、税理士制度、シンガポール税務大学の概要等について、詳細なレクチャーを受けました。

シンガポール税理士会を訪問した際には、ジェラード・イー会長の暖かい歓迎を受け、その後の協議会では、税理士制度や継続的専門研修制度等について、情報交換及び質疑応答等を行いました。

また、西村あさひ法律事務所シンガポール事務所では、シンガポールにおけるビジネス法務、同国での会社法について、貴重なお話を伺うことができました。その後のKPMGシンガポール事務所での訪問では、シンガポールでの課税制度や移転価格税制について、資料及び情報収集を行うことができました。

本視察では、どの訪問先でも非常に温かい歓迎を受け、感銘を受けるとともに、同国が今後益々、経済成長を続けることと確信した次第です。また、本報告書の作成に当たり、参加者が事前に勉強会を行い、1泊4日とタイトなスケジュールにもかかわらず、視察先においては熱のこもった視察・協議会を行い、本書が完成いたしました。会員の業務の一助となれば幸いです。

最後に、年末のご多忙の中、政府税制調査会会長、東京大学大学院法学政治学研究科教授の中里実氏に本視察にご同行いただき、さらに、沢山ご助言を賜りました。中里教授にご同行いただいたことにより、より一層充実した視察になり、素晴らしい成果をもたらしていただきました。心より感謝申し上げます。

2016年1月

シンガポール訪問視察報告書の 発刊にあたって



東京税理士会 国際部長 田尻吉正

今年の国際部研修視察は平成27年12月16日(水)から19日(土)の日程で、政府税制調査会会長であり東京大学大学院法学政治学研究科の中里実教授にご同行頂き、神津会長をはじめとして総勢13名で実施した。羽田空港を16日深夜0:05に出発し、帰りは18日深夜の1:55分にチャンギ空港を発つという機中2泊シンガポールのホテル1泊という強行スケジュールではあったが、予定した訪問研修視察のすべてを無事こなし充実した視察研修が実施できた。まず到着当日は、宿泊ホテルでシンガポール税理士会主催の昼食をはさんだ協議会に臨んだ。この協議会には、ジェラルド・イー会長(Gerard Ee Chairman)をはじめ幹部の方々に参加頂き、それぞれの円卓に別れて食事をとりながら両国の税務専門家の日常業務につき話を交わした。この後、われわれはシンガポール内国歳入庁(IRAS)を訪問しシンガポールの税制や税務行政の概況につき説明を受けた。説明を担当して頂いた副長官はじめすべての方々は女性であったが、内国歳入庁(IRAS)の全職員の80%が女性であるとの説明にはまた驚いた次第である。翌18日は中里実教授にお手配頂いた西村あさひ法律事務所シンガポール事務所を訪問し、現地に進出している我が国企業に対する税務コンサルの実情について話を聞いた。その後14:00からシンガポール税理士会会館を訪問し、シンガポール税理士会の組織・業務内容、充実した研修内容、税理士制度などにつき話を聞いた。その後今回最後の訪問先であるKPMGシンガポール事務所を訪ねて、シンガポールの経済実状やシンガポールの税制(移転価格税制等)、税務専門家の業務実状などにつき話を聞いて今回の研修視察を終了した次第である。

われわれがシンガポールを今回の視察先に選んだ理由はシンガポールが1965年の独立後短期間で国を発展させ、先進国の仲間入りを果たしASEANのリーダー国と成り得た優れた税制と経済政策それにそこで活躍する税務専門家制度を探り見たかったことにある。この10年以上毎年7~8%という高い成長を続けてきた中国の成長率にもこのところ陰りが見え始めてきて、これに対して注目されてきているのがASEAN地域である。ASEAN首脳は(期せずして)我々の帰国後12月22日に、ASEAN経済共同体(ASEAN Economic Community:AEC)発足宣言に署名し、「2015年12月31日にAECを発足させる」とした。AECにより域内の「モノ」「ヒト」「サービス」の自由化が進み、更なる経済発展が見込まれている。「モノ」の自由化では市場統合による関税撤廃、「ヒト」の自由化では熟練労働者の移動解禁、「サービス」の自由化では出資の規制緩和などが進む見通しである。

ASEANが大きな経済的な潜在性を秘めていることがグローバルに注目されているのは周知の事実である。2013年には海外からASEANに流入する投資額が史上最高となり、中国を抜いた。また日本からASEANへの投資額も中国に対する額を上回り2倍以上になっている。

AECの発足発展に伴い各国の覇者争いが活発化すると思われるが、多くの日本企業はASEANの統括拠点をシンガポールに置いている。シンガポールの統括会社には、税制上の優遇処置を受けられるなどのメリットがある。タイやインドネシアでは中間所得層の急激な拡大により巨大消費市場も形成され始めているのも事実であり、域内経済発展も見逃すことはできない。しかしタックスのメリットを考えるとシンガポールには遥かに及ばないように思われる。シンガポールが国家の発展のためにとってきた税制上の優遇措置の研究とそこで活躍している税務専門家の実態を探ることは必要だと考える次第である。

視察参加者（14名）



政府税制調査会会長
東京大学大学院法学政治学研究科教授
中里 実



会長 神津 信一



副会長 西村 新



専務理事 足達 信一



国際部長 田尻 吉正



調査研究部長 土屋 栄悦



国際部副部長 神谷 一夫



国際部委員 伊澤 彰浩



国際部委員 平塚 秀明



国際部委員 浪川 裕良



国際部委員 小出 一成



国際部委員 飯田 清和



国際部委員 山元 俊一



事務局 鶴見 健一

目 次

はじめに

視察報告書の発刊にあたって

視察団団員名簿

日 程 表

訪問先一覧

第 1 章 シンガポールについて

I 社会及び経済の概要	3
II 税務行政の概要	6
III 法人税の概要	8
IV 個人所得税の概要	11
V シンガポールの消費税	14
VI その他（固定資産税・賭博税・カジノ税等）	17

第 2 章 シンガポール税務専門家の実態についてインタビュー

（12月17日開催）	21
------------------	----

第 3 章 シンガポール内国歳入庁

（12月17日視察）	29
------------------	----

第 4 章 西村あさひ法律事務所シンガポール事務所①

（12月18日視察）	53
------------------	----

第 5 章 西村あさひ法律事務所シンガポール事務所②

（12月18日視察）	61
------------------	----

第6章 シンガポール税理士会 (12月18日視察)	67
------------------------------------	----

第7章 KPMGシンガポール事務所 (12月18日視察)	75
---------------------------------------	----

その他資料

I 12月17日関連資料

「GST Assisted Compliance Assurance Programme (GST ACAP)」	87
「Overview of Tax Administration in Singapore」	91
「IRAS Accredited Tax Specialists Scheme」	104
「Overview of Tax Academy of Singapore and SMU-TA Centre for Excellence in Taxation」	113

II 12月18日関連資料

「西村あさひ法律事務所法律事務所 提供資料 (表紙のみ)」	125
「Singapore's first dedicated professional body for tax specialists」	127
「2015年度決算対策セミナー税務」	134

第1章

シンガポールについて

I 社会及び経済の概要

国際部副部長 江 守 浩 一

1. シンガポールの名前の由来とマーライオン

シンガポールの名前の由来は諸説あるが、その一つとして、シンガポールは7世紀マセック（海の町）と呼ばれ、その当時のスマトラ島の王族がシンガポールに上陸したときに見た動物がライオンと思い込み、この土地をシンガ（ライオン）の町（ポラ）と名付けたと言われている。その後英語訛りのシンガポールと発音されて現在に至っている。マーライオンはシンガポールがマレーシアから独立したときシンガポールの象徴を作ろうとする運動が起き、頭をライオン、下半身を魚とするマーメイドのライオンというところからマーライオンとした。しかし、シンガポールにはライオンは生息しておらず、当時生息していたのは虎であった。ちなみに、マーライオンは雄とのことである。

2. 社会の概要

(1) 人 口

シンガポールの人口は2015年において552万人で、民族構成は華僑74.3%・マレー人13.3%・インド人9.1%・その他3.3%となっている。2014年において人口密度は世界1位であるが、人口少子化が日本以上に深刻な問題となっている。日本の出生率が1.43に対しシンガポールは1.19であり、日本と同様に少子化による高齢化及び人口減少から、労働人



シンガポールの風景

口の減少、社会保障の問題、経済成長の低下の懸念がある。そのため、政府は移民によりこの問題を解決する方法を選択し、2030年までに人口を690万人まで増加させる対策を打ち出したが、これにより外国人に雇用機会を開放しすぎたという反省から最近では過度の外国人労働者への依存から脱却を図っている。しかし、シンガポール人の労働コストは高く生産効率は悪くなり、政府の大きな課題となっている。

①人口抑制政策

シンガポールは1966年に人口増加による住宅不足や食料難などを懸念し、1979年から行われた中国の「1人っ子政策」より早く「2人っ子政策」を実施、晩婚化の奨励をして人口増加率ゼロを目標にした。しかし出生率は目標達成しても減少し続け、1987年「出生抑止防止政策の緩和」など対策を打ち、その後も色々なインセンティブを導入したが、今現在も減少は続き歯止めがかからない。李元首相は「人口減少は国の致命傷になる」と指摘している。

②未婚問題

2013年におけるシンガポール人の25歳から29歳の男性の未婚率は81.2%・女性の未婚率は61.1%で、30歳から34歳の男性の未婚率は39.1%・女性の未婚率は26.3%でこの割合は急速に上昇し晩婚化が進んでいる。

シンガポール人は結婚するまで実家で暮し、人口抑制などにより兄弟の数が少なくなったため、親は子供を手放したくなく家を出ていくようには言わない。また、この国の車の購入は非常に高く（カローラクラス1台1千万円）、親元にいれば親の車を使えば用は足りて、独身でいれば自分の収入で何自由なく暮らせる環境があり、その環境を壊すことになる結婚を考えない傾向にある。さらに、シンガポール人はキャリア志向が強く、キャリアの開発により社会的地位の向上、収入の増加を考えていて、結婚により仕事に集中できないことを避けてキャリアを取る傾向にある。また、シンガポール人は教育レベルが高く、厳しい学歴競争を勝ち抜いてきた者ほどこの傾向が強い。

(2) 言語

憲法上は、国語はマレー語である。公用語は英語、中国語（北京語）、マレー語、タミル語の4か国語となっている。しかし、それぞれの言葉はその民族のみしか話せないため、民族間のコミュニケーションとして英語を使用する。しかし、シンガポール人が話す英語はシンガポール訛りがあり、シングリッシュ（マレー語、中国語が混ざって出来た英語）と呼ばれていて、イントネーションは中国語風ように聞こえ、我々日本人が習った英語とかなり異なる。

(3) 宗教

主な宗教は、仏教33%・道教11%・イスラム教15%・キリスト教18%・ヒンドゥー教5%・無宗教17%となっていて、国教は定めてなく多様な宗教を容認している。

3. 経済の概要

シンガポールは狭い土地でありながら東南アジアを代表する経済大国になった理由は、外資系企業を積極的に誘致したことと、産業への取り組みを政府が主導となって取り組んできて、工業力に力を注ぎ、更に税金の減免などを取り込み成長してきた。そのシンガポー

ルも1965年マレーシアから独立して2015年に独立50周年となり、アジア有数の先進国となったが、近年経済の低迷が始まり、2015年がシンガポールの頂点だったと言われかねないと言うぐらい危機感を持っている。

主だった産業は製造業（エレクトロニクス・化学関連等）・商業・運輸・通信・金融サービスである。

(1) GDP

2015年のシンガポールのGDPは約32兆円で、神奈川県とほぼ同じ経済規模であるが、富裕世帯の割合が世界で最も高く6世帯に1世帯が金融資産100万USドル以上を保有しているとされている。勤労者世帯の平均世帯月収は約85万円で東京の世帯平均月収を大きく上回っている。

シンガポールの一人あたりのGDPは約705万円で日本の一人あたりのGDPの1.5倍で、世界第9位で日本の世界第27位を大きく上回っている。

(2) 経済成長率

シンガポールの経済は、1970年代の黄金の時代と言われ国民の生活レベルを押し上げ、72年には完全雇用が達成され、働けば働くほど生活が豊かになる実感があった。この驚異的な経済成長も85年あたりから鈍化し始めた。近年、特に中国の経済減速により景気の更なる停滞は避けられない。

近年の経済成長率の動向

2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
15.24%	6.21%	3.21%	4.44%	2.92%	2.20%

(3) 大きくなる国土

マレーシアからの独立直後のシンガポールの面積は575km²であったものが、その後の埋め立てで面積が大きくなってきている。1980年代は592km²となり淡路島と比較され、1990年代には621km²となり東京23区と比較され、現在は715km²となり対馬と比較され時代により比較対象が変わってきた。

II 税務行政の概要

国際部委員 平山幸保

1. 基本的特徴

財務省の財政政策局租税政策課が税制の企画・立案を行い、内国歳入庁 (IRAS/INLAND REVENUE AUTHORITY OF SINGAPORE) が執行を行う。IRASは、関税を除く税の賦課、徴収を担当している。関税については、関税局 (SINGAPORE CUSTOM)、社会保険料の徴収・給付については、中央積立基金庁 (CPF/CENTRAL PROVIDENT FUND) が所掌している。

シンガポールは都市国家であり、地方政府並びに地方税は存在しない。

2. 組織の変遷

1947年 所得税局 (THE SINGAPORE INCOME TAX DEPARTMENT) 発足
※英国統治時代

1960年 財務省歳入局 (INLAND REVENUE DEPARTMENT) 発足
※英連邦自治領時代

1992年 内国歳入庁 (INLAND REVENUE AUTHORITY OF SINGAPORE) 発足
財務省の外庁 (STATUTORY BOARD/法定機関) となり、名称をIRASに改名

1994年 エージェンシー化
財務省とエージェンシー契約を結び、税収に応じた手数料を受領するとともに、他官庁とも類似の契約を結び、徴収代行を行い、手数料を受領している。

3. IRASの概要

IRASの使命は、①政府を代理する②租税法を施行する③税務問題について、海外において国を代表する、ことである。

IRASが施行する税金の種類は、①所得税法 (個人所得税及び法人所得税) ②消費税法③固定資産税 ④印紙税法 ⑤宝籤税法 ⑥賭博税法 ⑦カジノ管理 ⑧経済拡大奨励 (所得税控除) ⑨相続税法 (2008年2月15日より前の死亡のみ) がある。

IRASは本庁のみの組織であり、日本の国税局、税務署に相当する組織は存在しない。

長官など、幹部の任用については、財務大臣 (議長) 及び議長の選任した役員数名からなる理事会 (BOARD) がPUBLIC SERVICE COMMISSION (日本の人事院に相当) と協議の上、決定する。

IRASの組織及び各部署における所掌事務は次のとおりである。

IRAS Board	長官 (監察官室)	部門	部	課
		個人課税部門	個人課税部	給与所得課、専門職雇用者課、外国人課、自営業者課、法規課
			納税者サービス部	相談センター課、納税者サービス管理室
		事業者部門	法人課税部	小規模法人課、中規模法人課、大規模法人課、クラブ・協会・信託課
			租税政策・国際課税部	租税政策課、国際課税課
			査察・査察情報部	査察課、査察情報課
			コンプライアンス戦略・リスク管理部	コンプライアンス戦略・リスク管理課
		消費税・不動産税部門	消費税部	消費税部 総括課、卸売業課、大規模事業課
			不動産税部	居住用不動産課、商業用不動産課、工業用不動産課、評価・印紙税課
		集中サービス部	管理部	処理センター課、電子処理課、歳入課
			徴収部	コンプライアンスサービス課、個人・資産税担当課、事業者担当課
			組織開発部	組織管理課、企画課、調整室
			総務部	会計課、人事課
			法務部	訟務課、法規課
			情報技術部	情報技術応用課、情報技術基盤課、情報技術計画課

Ⅲ 法人税の概要

国際部委員 藤本 則子

1. 概要

シンガポールには、法人住民税や法人事業税のような地方税はなく、法人の所得に対しては国税である所得税法 (Income Tax Act) により課税され、更に一定の会社には経済拡大奨励法 (Economic Expansion Incentives Act) が適用されている。

日本のような申告納税制度ではなく、賦課課税制度を採用しているため、税額の確定は納税者の申告に基づき税務検査官が査定し、税額を決定して納税者に通知を行うこととなっている。

この賦課決定される年度を賦課年度 (Year of Assessment) と呼び、賦課年度に行われる賦課決定はその前年の基準年度に発生した所得に基づいて、計算される。

このように、決算日から賦課決定まで最低でも1年はかかるため、税務当局は税収を確保するため、納税者に対して事業年度終了後、3か月以内に見積課税所得 (ECI: Estimated Chargeable Income) を提出して見込納付を行う事を義務付けている。

移転価格税制はあるが、過小資本税制やタックスヘイブン税制の規定はない。

2. 税率

(1) 法人税率

法人税率は17%であるが、課税所得のうち最初の10,000SGDまでは75%が免税、次の290,000SGDまでは50%となるため、実質はかなり低い税率となる。



シンガポール内国歳入庁

たとえば、下記のような課税所得が400,000SGDの場合を例にとると、これらの免税額を控除すると最終の実効税率は10.52%まで下がることになる。

a)	課税所得	400,000	SGD	
b)	免税	-7,500	SGD	* 10,000 SGD X 75%
		-145,000	SGD	* 290,000 SGD X 50%
a)-b)	最終課税所得	247,500	SGD	
c)	法人税額	42,075	SGD	* 247,500 SGD X 17%
c)/a)	実効税率	10.52%		

さらに新規設立会社で適格とされるものは、設立後3年までの期間、年間30万SGDの利益までは非課税、次の20万SGDまでの利益は50%非課税などの優遇措置が設けられている。

(2) 納税と延滞金

納税はNOS発行後、現金、小切手、インターネットバンキングにより30日以内に行わなければならない。ただし、分割納付も認められておりGIROという銀行自動引き落としシステムを利用した場合は最大12回まで分割納付することができる。

期限後納付については5%の延滞税が課税され、さらに支払い命令通知書が発行された時には、その後1か月ごとに1%の延滞税が加算される(12%が限度)。

賦課決定通知書(NOA: Notice of Assessment)に記載された賦課税額に異議がある場合は、原則として2か月以内にシンガポール内国歳入庁(IRAS: Inland Revenue Authority of Singapore)に不服申請を行うことができる。

3. 申告と納税

(1) 事業年度

事業年度は原則として毎年1月1日から12月31日までの12か月で、所得は発生主義で計算される。

(2) 最終納税までの流れ

法人は事業年度終了後、3か月以内に見積課税所得(ECI: Estimated Chargeable Income)をシンガポール内国歳入庁(IRAS: Inland Revenue Authority of Singapore)に提出する。

↓

ECIを提出してから数か月後にIRASから見積課税所得に基づく賦課決定通知書(NOA: Notice of Assessment)が送付されてくる。

↓

法人はNOA発行後、30日以内に見込納付を行う。

↓

4月頃にForm C(確定課税所得申告書用紙)がIRASから送られてくる(送られてこなかったときはIRASのウェブサイトからダウンロード)。このForm Cに監査済決算書、法人税計算書を添付して、11月末までにIRASに提出する。

↓

Form Cを提出してから数か月後にIRASから確定課税所得に基づくNOAが送付されてくる。



法人は見込納付額と最終法人税額との差額をNOA発行後、30日以内に納付する（還付の場合はIRASから後日還付が行われる）。

4. 居住企業の定義と課税所得の範囲

(1) 居住企業の定義

事業の経営及び管理がシンガポール国内で行われている場合、その企業はシンガポールの居住法人となる。通常、外国企業のシンガポール支店は海外の本店により経営と管理が行われているため、居住法人とはみなされない。

居住法人、非居住法人ともに、適用される法人税率は同じだが、非居住法人は居住法人のみに適用される新規設立法人の優遇措置や、国外源泉所得に対する免税措置、租税条約に基づく源泉税の減免などの措置を享受できない。

(2) 課税所得の範囲

シンガポールは帰属主義（Attributable income principle）を採用しており、シンガポールで生じまたは源泉がある所得、ならびに国外源泉所得のうちシンガポールで受け取られる所得が課税対象となる。なお、非居住者がシンガポール国内外にまたがって取引を行っている場合は、その取引から生じた利益がシンガポール国外に直接帰属すると認められた時は、シンガポールの源泉所得に含めなくても良いことになっている。さらに、シンガポールで受領した国外源泉所得についても、一定の要件を満たした配当所得、支店所得、サービス所得については免税となる規定が設けられている。

キャピタルゲインについては原則非課税、欠損金の繰越は株主の50%以上が変動しない限り、無期限に繰越することができる。欠損金の繰り戻しは一定の要件に合う部分について、10万SGDを上限として1年だけ前賦課年度に繰り戻すことができる。



マリーナベイサンズ

IV 個人所得税の概要

国際部委員 北田 幹雄

1. 制度の概要

個人の居住者には累進課税制度が適用される。税率は2007賦課年度以降、最初の2万Sドルまでの所得額に適用される税率0%から32万Sドルを超える所得額に適用される最高税率20%となっている。非居住者である個人の雇用所得には一定税率15%で計算される税額、もしくは居住者に適用される税額のいずれか高いほうの税額が適用される。非居住者である個人の取締役報酬、不動産賃貸収入、その他の所得には2005賦課年度以降、一定税率20%が適用される。

2. 納税者の区分

シンガポールの居住、非居住に関わらず、シンガポール源泉所得を有する個人が納税義務者となる。居住者とは、シンガポール滞在が一暦年で183日以上、または、暦年において183日未満であっても足掛け二暦年に渡り連続して183日以上に滞在する者、あるいは足掛け三暦年以上に渡って滞在する者である。居住者以外の者を非居住者という。

3. 短期滞在者への課税

非居住者であり、かつ、シンガポールでの雇用が一年間に60日を超えない場合は納税義務が発生しない（短期滞在者特例）。ただし、短期滞在者特例は会社の取締役には適用されない。

短期出張の就労日数が60日を超えた場合でも、日星租税条約の以下の条件を全て満たせばシンガポールでの課税は免除される。

- (1) 滞在日数が継続するいかなる12か月においても合計183日を超えないこと
- (2) その報酬が日本の居住者またはこれに代わるものから支払われていること
- (3) その報酬がその支払者の有するシンガポールの恒久的施設に負担されていないこと

シンガポールにおいて免税措置を受けるためには、日本の税務当局の認証を受けた居住証明書をシンガポール内国歳入庁（IRAS）に提出することが必要である。

4. 課税対象

シンガポール源泉所得が課税対象となる。一般的には、シンガポールでの雇用に起因する勤労所得及び経済的利益が課税対象となる。シンガポールでの雇用に起因する限り、シンガポール源泉所得となるので、たとえ支払地が日本であっても、かつ、シンガポールに送金されなくても課税対象に含まれる。なお、個人が受け取るシンガポール国内の承認銀行及び認可金融機関からの預金利息は非課税である。

5. 税 率

居住者の税率は以下のとおりである。

(所得額)	(累進税率)
初めの S\$20,000	0%
S\$20,001～S\$30,000	2.00%
S\$30,001～S\$40,000	3.50%
S\$40,000～S\$80,000	7.00%
S\$80,001～S\$120,000	11.50%
S\$120,001～S\$160,000	15.00%
S\$160,001～S\$200,000	17.00%
S\$200,001～S\$320,000	18.00%
S\$320,001～	20.00%

非居住者の場合、15%を適用して算出した税額（各種所得控除は適用されない）と居住者と同様の計算によって算出した税額とのいずれか高い方の税額が適用される。

なお、2017賦課年度より税率変更が予定されている。

6. 所得控除

勤労所得控除

	(控除額)	(障害者の場合)
5 5 歳未満	S\$1,000	S\$4,000
5 5 歳以上 6 0 歳未満	S\$6,000	S\$10,000
6 0 歳以上	S\$8,000	S\$12,000

配偶者控除

(控除額) S\$2,000 (障害者の場合) S\$5,000

ただし、配偶者の所得が年間S\$4,000を超えないことが条件となる。

子供控除

以下に該当する場合 (控除額) 各S\$4,000 (障害者の場合) S\$7,500

- (1) 未婚であるもの
- (2) 賦課年度の前暦年中、16歳未満であるもの、または16歳以上である場合、全日制の大学、高校に就学中であるもの
- (3) 賦課年度の前暦年中に、S\$4,000を超える課税所得のないもの

両親扶養控除

	(控除額)	(障害者の場合)
同居の場合	S\$9,000	S\$14,000
別居の場合 (シンガポールで別居)	S\$5,500	S\$10,000

教育費控除

学問または専門的資格取得のためのコース受講費用または会議やセミナーの登録費用で、現在の職業に関連する費用は、S\$5,500まで控除が認められる。また、現在の職業に関連しないものであっても、2年以内にそのコース、セミナーまたは会議に関連する職業に転職した場合には、その時点で控除が認められる。さらに、現在の勤務との結びつき関係を問わず、認可された資格取得のためのコース受講費用または会議やセミナーの参加費用にも適用される。

生命保険料控除

本人及び配偶者のための支払生命保険料は控除が認められる。ただし、控除限度額は保険金額の7%あるいはS\$5,000のいずれか低い金額である。また、控除が認められるためには、保険契約日が1973年8月10日以降であり、かつ、当該生命保険会社がシンガポールに事務所または支店を有していることが求められる。

寄付金

特定の要件を満たす寄付は、所得から控除することができる。なお、寄付額の2～2.5倍相当額を所得から控除できるケースもある。

7. 申告・納税事務手続き

課税年度は1月1日から12月31日。毎年1月頃に前年度のための個人所得税申告書(居住者用はFormB、非居住者用はFormM)が送付される。

雇用者である会社は、個人の給与所得等の明細書であるFormIR8Aを3月1日までに作成する。2015賦課年度(YA2015)では12名以上の従業員がいる会社はFormIR8Aを電子申告することとされている。FormB(またはFormM)とFormIR8Aは4月15日(E-Filingの場合は4月18日)までにIRASに提出しなければならない。その後、IRASから賦課決定通知が届くと、一か月以内に納税する義務がある(自動引き落としの登録をしている場合、最大12か月の分割納税も可能)。

また、シンガポールでは、給与所得に対しては日本のような月々の源泉徴収制度はない。

参考資料：KPMGシンガポール「2015年度版シンガポール投資ガイド」

V シンガポールの消費税 Goods and Services Tax(GST)

国際部委員 小 駒 望

消費税の概要

シンガポールにおける財・サービス税 (GST : Goods & Services Tax) は日本の消費税に相当する税金である。1994年4月1日に導入された税金で、GST登録業者によってシンガポール国内での消費のために供給された物品及びサービス並びにシンガポールに輸入された物品に対して課せられる間接税である。

G S T の税率

現行の国内取引の標準税率は7% (2007年7月1日より)。

標準税率	: 7%	課税対象取引に適用される税率
ゼロ税率(免税)	: 0%	輸出取引、国際間取引
対象外	: N/A	非事業の取引、第三国間取引、ZERO GST倉庫内の 売買取引

対象取引の種類

基本的にシンガポール国内で行われたすべての財貨及びサービスがGSTの課税対象となる (ZERO Rate Warehouseを除く)。よって、商品及びサービスの提供がシンガポール国外で行われる場合にはGSTは課されない。

商品及びサービスがシンガポール国内に輸入される場合には、輸入通関時点で税関によって原則すべての商品に対してGSTが課税・徴収されることになる (特例措置の適用がある



マーライオン前にて

場合を除く)。輸入品が自由貿易地区 (FTZ) や指定保税倉庫に搬入される場合や、再輸出を前提とした一部加工が国内で行われる場合、修理や展示会出展のため一時的に国内に輸入される場合などは、輸入時点でのGSTの徴収が猶予または免除されることがある。

非課税取引

GSTが非課税となる取引には、住宅用不動産の販売、リース、金融サービス(貸付、前渡、通貨の両替、持分証券の発行・譲渡、生命保険の発行・譲渡・再保険契約の提供または譲渡)等、一定のものがある。また、2012年10月1日以降、投資適格グレードの金・銀・プラチナの輸入や供給についても非課税取引となる。

免税取引

輸出取引は免税(0%)。ただし、輸出関連書類が全て整っていない場合は、標準税率で課税される。

国際サービスは、免税(0%)。広告代理店、旅行代理店、物流業者、電子商取引事業者などの提供するサービスのうち、国際サービスとみなされるものについてもGST課税の対象外となる。

課税対象外取引

第3国間取引、保税倉庫内売買、個人取引等は課税対象外取引である。

G S T の申告

シンガポールでは、GSTの制度上、年商100万Sドル以上の企業は内国歳入庁 (IRAS) にGST登録を行い、自社の商品やサービスを国内で販売・提供する際にGSTを課す義務がある。

GST登録業者はGST監督官に対して申告書 (“GST F5” と呼ばれます) を提出することが要求される。申告書には、会計期間内に行われたシンガポール国内での売上高、輸出取引、GST登録業者からの購入等の課税対象取引の合計金額と、係る合計金額についての受取消費税、支払消費税の額を記載する。

また、年商100万Sドルに満たない企業でも、条件付きで任意でGST登録をすることができる。

会計期間

GSTの申告の標準会計期間は3ヶ月ですが、1ヶ月または6ヶ月とすることもできます。

1ヶ月または6ヶ月を採用したい場合には、GST監督官の承認が必要となる。

GST登録をする場合、特に申請をしなければ自動的に3ヶ月の会計期間が登録される。

申告期限

GST登録業者は、会計期間終了後1月以内にIRASに対してGST申告書を提出しなければならない。

例えば、2016年1月1日から3月31日までの会計期間にかかる申告書の申告期限は2016年4月30日になります。また、会計期間内に課税対象取引が一切なかった場合であっても、“Nil (ゼロ)” 申告書を提出することが求められる。

インプット・タックス

インプット・タックスとは、事業目的での物品及びサービスの購入に際して支払われたGSTをいいます。特定のインプット・タックス（娯楽またはスポーツ目的のクラブ申し込み料、医療費、医療保険並びに傷害保険の保険料、車両の購入及びその維持費等）を除き、課税供給を行うために使用した物品及びサービスに関して支払ったGSTは還付を受けることができる。ただし、GST登録業者でない者は、インプット・タックスの還付を受けることはできない。

アウトプット・タックス

アウトプット・タックスとは、シンガポール国内における物品及びサービスの供給に対して課されるGSTをいう。徴収したアウトプット・タックスは税務当局へ納付する。

タックス・インボイス

GSTの申告書においてインプット・タックスの還付を行う場合、タックス・インボイスまたは簡易タックス・インボイスを保持する必要がある。タックス・インボイスには、GST登録番号、インボイス発行日付、会社名、住所等の一定の事項を記載していることが求められる。GSTを含む供給の金額が1,000Sドル以下の場合は、簡易タックス・インボイスを発行することができる。

VI その他

1. 固定資産税 (Property Tax)

商業用、産業用不動産には年間評価額（土地の場合は土地評価額の5%、建物の場合は年間賃貸料に相当）の10%の税率が適用される。年次評価額については、内国歳入庁（IRAS：<https://www.iras.gov.sg>）から毎年公表されており、情報を入手することが可能である。

住宅用不動産には累進税率が適用される。所有者自身が居住している場合と居住していない場合により、その税率は異なる。シンガポールで「固定資産税」の対象となるのは家屋及び土地のみであり、機械などの償却資産は含まれない。また、対象となる不動産が教育の目的、もしくは宗教の目的、あるいは慈善事業などを含む公的な目的のために使用される場合は免除の対象となる（ただし、登記の際に免税の対象となる目的で使用することを明らかにしておく必要がある）。

所有者自身が居住する住宅用不動産の累進税率は2014年1月1日からは0%（年間評価額の最初の8,000Sドル分に適用）～15%（年間評価額の13万Sドル超に適用）に、さらに2015年1月1日からは最高税率が16%（年間評価額の13万Sドル超に適用）に引き上げられた。

表 1-1 所有者が居住している住宅の税率
(Owner-Occupier Tax Rates (Residential Properties))

Annual Value (S\$)	Effective 1 Jan 2014	Effective 1 Jan 2015
First S\$8,000	0%	0%
Next S\$47,000	4%	4%
Next S\$5,000	5%	6%
Next S\$10,000	6%	6%
Next S\$15,000	7%	8%
Next S\$15,000	9%	10%
Next S\$15,000	11%	12%
Next S\$15,000	13%	14%
Above S\$130,000	15%	16%

(出所：IRAS の HP データより)

所有者自身が居住していない住宅用不動産の累進税率は2014年1月1日から10%（年間評価額の最初の3万Sドル分に適用）～19%（年間評価額の9万Sドル超に適用）だが、2015年1月1日からは20%（年間評価額の9万Sドル超に適用）に引き上げられた。

表 1-2 所有者が居住していない住宅の固定資産税率
(Residential Tax Rates (Non-Owner Occupied Residential Properties))

Annual Value (S\$)	Effective 1 Jan 2014	Effective 1 Jan 2015
First S\$30,000	10%	10%
Next S\$15,000	11%	12%
Next S\$15,000	13%	14%
Next S\$15,000	15%	16%
Next S\$15,000	17%	18%
Above S\$90,000	19%	20%

(出所：IRAS の HP データより)

固定資産税は課税対象期間の翌年1月1日に賦課され、1月31日までに納入する義務が発生する。

2. 賭博税 (Betting and Sweepstake Duties & Private Lotteries Duty)

シンガポールには、The Betting and Sweepstake Duties Act 又は The Private Lotteries Act により課される税金がそれぞれ存在する。

The Betting and Sweepstake Duties Act によれば、以下、表2-1に示すように、①競馬、サッカーくじについては総収入から賞金を支払った残額に対して25%、②TOTO等については、総収入額に対して30%の税率による税金が課される。

表 2-1 賭博の種類別の課税計算方法 - Betting and Sweepstake Duties

Type of Betting Activities	Method of Calculating Duty
Totalisator or pari-mutuel betting in connection with horse racing Sports betting (e.g. football betting with fixed odds)	25% x (Amount of bets received - Winnings paid out - GST *)
Totalisator or pari-mutuel betting excluding horse racing (e.g. TOTO) Any other system or method of cash or credit betting (e.g. 4D and Singapore Sweep)	<u>Effective 1 Jul 2014 **</u> 30% x (Amount of bets received - GST *) <u>Up to 30 Jun 2014</u> 25% x (Amount of bets received - GST *)
Sweepstakes	30% x (Amount contributed towards the sweepstake - GST *)

*GST = $7/107 \times (\text{amount of bets received} - \text{winnings paid out})$

** The method of calculating duty for totalisator or pari-mutuel betting remains unchanged.

For draws conducted on or after 1 Jul 2014, the new duty rate will apply.

(出所：IRAS の HP データより)

また、IRAS のホームページの説明によると、Lottery 及び Private Lottery の定義について、それぞれ以下の説明があるが、Private lottery を行うクラブ (clubs or societies) 運営者には税金が課される。

<p>Lottery A lottery is any game whereby money is allotted in any manner depending upon chance or lot. Examples are fruit machines, lucky draws and Tombola.</p>
<p>Private Lottery A private lottery is a lottery in which tickets or chances are offered for sale only to members of clubs or societies established for purposes not connected with gaming, wagering or lotteries.</p>

The Private Lotteries Act によると、Fruit Machines については、売上に対して9.5%、Tombola/Scheduled Lottery/Continuous Lucky Draw については、売上に対して30%の税金が課される。

表 2-2 課税額の計算方法 - Private Lotteries Duty

	Fruit Machines	Tombola / Scheduled Lottery / Continuous Lucky Draw
Formula for Non-GST registered clubs	9.5% x Turnover	30% x Sales
Formula for GST-registered clubs	9.5 % x (Turnover - GST chargeable) <i>Where GST chargeable @ 7% GST rate = 7/107 x (Turnover - Total Winnings)</i>	30% x (Sales - GST chargeable) <i>Where GST chargeable @ 7% GST rate = 7/107 x (Sales - cash prizes)</i>

(出所：IRAS の HP データより)

3. カジノ税 (Casino Tax)

シンガポールには現在二つのIR (統合型リゾート) が存在する。2010年2月にResort World Sentosa、同年4月にMarina Bay Sandsが誕生した。

この開業に先立ち2006年カジノ管理法が制定され、カジノ税については同法律内に規定されている。さらに執行面については2010年2月に制定されたカジノ管理規則に規定されている。納税義務者はカジノ運営会社とされる。現在はResort World Sentosa を運営するゲンティン・グループ (Genting Group) とMarina Bay Sandsを運営するラスベガス・サンズ(Las Vegas Sands)である。

事業者が毎月政府に納めるこのカジノ税は、売上から物品サービス税 (GST : Goods and Service Tax、現行7%) を控除した総粗収益に課税される。

また、カジノ税には顧客層により異なった税率が設定されている。まず、一般顧客からの総粗収益には税率15%という世界的に見ても低水準の税率が設定されている。

表 3-1 カジノ税の税率 - Casino Tax Rates

Gross Gaming Revenue from	Casino Tax Rate
Premium Players (A premium player is a person who opens a deposit account with the casino operator with a minimum amount of S\$100,000)	5%
Other Players	15%

(出所：IRAS の HP データより)

また最低10万ドルを預託するプレミアム顧客からの総粗収益については富裕層を取り込むため、さらに低い5%が設定されている。

期限後申告については、一日につきS\$ 1,000、最高でS\$ 10,000までの加算税が、期限後納付については未払税額の5%の延滞税が課せられる。過少申告の場合は過少税額の2倍の額の加算税とS\$25,000以下の罰金もしくは2年以下の懲役が、脱税については過少税額の4倍の額の加算税とS\$50,000以下の罰金もしくは5年以下の懲役が科せられる。

第2章

シンガポール税務専門家の 実態についてインタビュー

シンガポール税務専門家の実態についてインタビュー

国際部委員 小出 一成



以下のインタビュー議事録はシンガポール税理士会主催歓迎昼食会の席次にて交換された意見に基づき作成したものである。

(回答者)

Mr. Tay Hong Beng シンガポール税理士会 Board Member
Partner, Head of Tax, KPMG Advisory LLP (Singapore)

Mr. Simon Poh シンガポール税理士会 Board Member
Associate Professor NUS Business School

(質問者)

東京税理士会 国際部長 田尻 吉正
東京税理士会 国際部委員 小出 一成 (文責)

(田尻部長)

本日は素晴らしい歓迎会を開いて頂き、本当にありがとうございます。心から御礼申し上げます。Tay Hong Bengさんの同僚の小出先生(日本のKPMG勤務)もおられるので是非、シンガポール税務専門家の実態についてお聞きしたい。

(田尻部長)「シンガポール税務専門家の地位が高い理由は？」

まず、シンガポールの税務専門家の社会的地位、つまり、報酬水準が高いと言われるのは何故なのか教えて頂けないでしょうか。

(Mr. Tay Hong Beng)

私たちはシンガポールの大手企業(外資系企業)に対して、税務サービスとしてプロジェクトを策定し、そのバリュー(価値)をクライアントに提案します。そのプロジェクトのバリューをクライアントに十分に御理解を頂いた上で、そのバリューに応じた見積、報酬設定を行います。クライアントから頂く報酬は、プロジェクトの着手時に10%~30%程度を頂き、フェーズ毎に報酬を頂きます。成功報酬はないこともないですが、基本的にはプロジェクト単位のフェーズ毎、時間単価と発生時間に基づき計算された報酬を頂くことがほとんどです。

(田尻部長)

シンガポールのクライアントは、税務専門家に支払う予算というものを多額にもっているものなのでしょうか。

(Mr. Tay Hong Beng)

20年以上前からクライアントは税務専門家に対して相応の予算を持っていたので、現在、クライアントは税務諸問題への対応するための予算は充分と考えて良いと思います。また、シンガポールにはクライアントが参照できる税務のことが書かれた専門書や無料で閲覧できるホームページがほとんど存在しません。したがって、シンガポールではクライアントにて税務問題が生じた場合には、税務専門家にアドバイスを求める以外に方法がないのです。

(小出)「シンガポール税務専門家の(経営者)1人あたりの総売上は？」

なるほど、後述の部分(シンガポールに書籍やホームページがない点)は、日本と大きく異なりますね。

さて、シンガポールの税務専門家で活躍されている方(経営者)1人の1年間の総売上はどの程度でしょうか。

(Mr. Tay Hong Beng)

総売上としては、大手会計事務所では(共同経営者の)1年1人あたり、3百万シンガポールドル(約255百万円、換算レート1シンガポールドル=85円)くらいで、中規模以下の会計事務所はもう少し低い金額になると思います。

(Mr. Simon Poh)

私は KPMG Advisory LLP を退職後、小規模のシンガポール税理士法人を運営していたが、その時は1年1人あたり2百万シンガポールドル(170百万円)以下であったと思う。現在は、大学で教鞭を取っている。

(田尻部長)

そうしますと、先生方のクライアントへ請求する1時間当たりの時間単価は10万円くらいでしょうか。

(Mr. Tay Hong Beng)

法人規模によりますが、経営者(共同経営者を含みます)のクラスではだいたいそのくらいと考えてよいと思います。

(小出)「シンガポール税務専門家(共同経営者)の報酬の決め方は？」

共同経営の税理士法人において、個人の評価、すなわち報酬を決めるための KPI (Key Performance Indicator) は、総売上が大きなシェアを占める(総売上金額に応じて報酬が異なる)と考えていいのでしょうか。

(Mr. Tay Hong Beng)

総売上金額は KPI の大部分ではありません。

個人の業績評価に際してはクライアント、法人及び社会に対する貢献度を特に重視しており、部下や同僚が上司を評価する360度評価の観点も考慮しています。例えば、マーケティングや、シンガポール税務当局関連の仕事をしている者は、総売上を出せといっても出ませんので、総売上金額を偏重することはありません。

(田尻部長)

評価と報酬については年功序列の要素も強いということでしょうか。

(Mr. Tay Hong Beng)

年功序列(シニオリティ)の要素は最高でも20%までと決めています。それ以上は考慮しません。なぜなら、考慮しすぎるとシニアな者は仕事をしなくなってしまうからです(笑)。

(田尻部長)「高い税務専門家報酬が発生する税務分野は？」

それでは、シンガポールの税務専門家はどのような分野で高い利益を出しているのでしょうか。報酬が高くなりやすい分野の業務はどのようなところでしょうか。

(Mr. Tay Hong Beng)

法人税務アドバイザーが該当すると思います。これには国際的な税務アドバイス業務によるプロジェクトの提案と税務訴訟案件が含まれます。

(田尻部長)

国際的な税務アドバイス、税務訴訟とは具体的にどのような案件が業務になるのでしょうか。

(Mr. Tay Hong Beng)

シンガポールでは Capital Gain (資本資産の譲渡益) は非課税であり、法人事業から生じたシンガポール源泉所得は課税対象となります。つまり、事業に必要でない資本資産は非課税だが、その一方で、事業として行った資本資産の譲渡は課税となってしまうので、仮に税務当局により課税と看做されてしまえば非常に大きな税額が発生してしまうため、税務専門家の関与は重要となります。また、最も論点となりやすいのが、国際取引における利子の損金性です。海外の親会社からの借入金から生じた利子が内国法人のシンガポール事業(源泉所得)に必要なものとして利子が損金にできるか否かが、解釈が含まれるところであり、税務当局としても判断が難しいところであり論点になりやすいと思います。

(田尻部長)「シンガポール税務訴訟での納税者の勝率は？」

税務訴訟における納税者の勝率はどの程度でしょうか。日本では、税務訴訟の納税者の勝率は10%程度であったと思います。

(Mr. Tay Hong Beng)

シンガポールでの納税者の勝率は50：50 (50%) くらいです。日本とは違いますね。

(小出)

それはすごい勝率ですね。最高裁まで何年くらいかかるのですか？日本では国税不服審判所、地裁、高裁、最高裁という手続を経て結果として8-10年くらいかかりますが、シンガポールではどうですか？

(Mr. Tay Hong Beng)

日本はとても長いですね。シンガポールでは最高裁の結論が出るまでだいたい2-3年で終了します。それより長くなることはありません。また、国税不服審判所とはなんですか？

(小出)

納税者が訴訟するためには必ず通らなければならない国税不服審判所という機関であり、簡単に申し上げますと税務当局側の組織と言えます。

(Mr. Tay Hong Beng)

シンガポールにはそのような機関はありません。すぐに地裁に行くことになります。

(田尻部長)「シンガポールの税理士は税務訴訟で納税者の代理人になれるのか？」

シンガポールでは税務訴訟において税理士が直接納税者の代理人になれるのでしょうか。日本では税理士は訴訟補佐人として、弁護士が訴訟における法定代理人になります。

(Mr. Tay Hong Beng)

シンガポールでは税理士は税務訴訟において納税者の代理人にはなれません。弁護士、法律事務所が納税者の代理人になりますが、税務訴訟ですので裁判所では税理士はそれを補佐する立場ですが、クライアントに実際にアドバイスを提供するのは税務専門家である私たちです。

(田尻部長)「シンガポールでは税務訴訟は多い？」

シンガポールでは税務訴訟は多いのでしょうか。

(Mr. Tay Hong Beng)

シンガポールの税務訴訟は決して多くありませんが、案件1つあたりの影響額が大きいです。

(田尻部長・小出)

本当に素晴らしい会を設けて頂き、また、こちらの質問に大変親切に御対応を頂きまして誠にありがとうございました。

私共の席では意見交換がとても盛んであり、大変貴重な情報を提供頂いたことから、本昼食会での議事を別途報告することとした。

Mr. Tay Hong Beng と Mr. Simon Poh の税務専門家としての御見識に敬意を表すると共に、改めて深謝申し上げます。



シンガポール税理士会主催歓迎昼食会

第 3 章

シンガポール内国歳入庁

シンガポール内国歳入庁

国際部副部長 神谷 一夫
国際部委員 浪川 裕良

I シンガポールにおける税務行政の概要

ウォン・シャオ・ツイ
主席組織企画担当官
組織開発部

1. シンガポールの概要

シンガポールは、国土面積718km²、人口550万人、1人当たりGDP S\$71,000である。

2. シンガポールの財務政策

- (1) 持続的な経済成長の促進及び支援すること。
- (2) バランスのとれた予算を継続すること。
- (3) 必要不可欠な公共財及びサービス（教育、住宅及び健康等の分野について）の提供に政府支出を集中させること。

3. シンガポールの租税政策

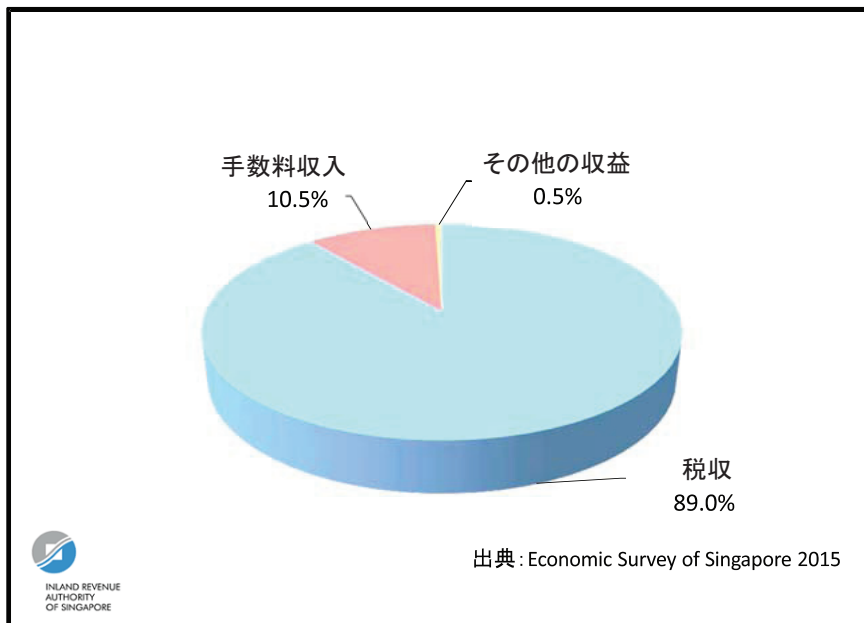
- (1) 競争力のある租税構造を維持すること。
- (2) 幅広い税収基盤を構築すること。
- (3) バランスのとれた直間比率の維持することによって持続可能な税収を保つこと。



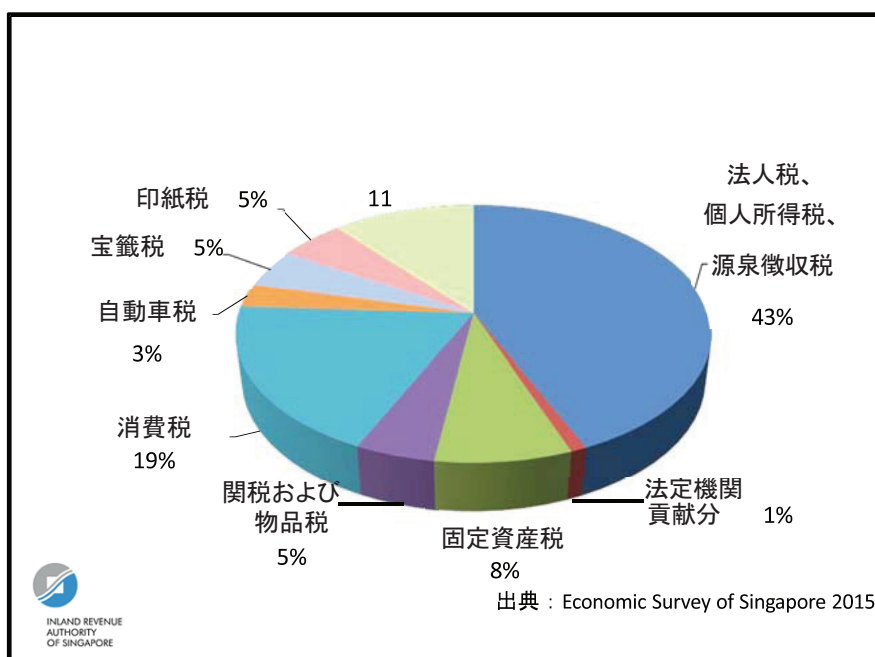
シンガポール内国歳入庁による説明

- (4) 政府支出の十分な財源を確保すること。
- (5) 経済目標を果たすために各国との租税条約を締結しており、低税率と税免除の税の優遇政策、PIC（生産性技術革新控除）等の制度も持っている。
- (6) 税の政策目標として、社会目標を促進するということがあり、例えば、児童に関する税控除をすることにより子供をより持つことを促進するという制度がある。

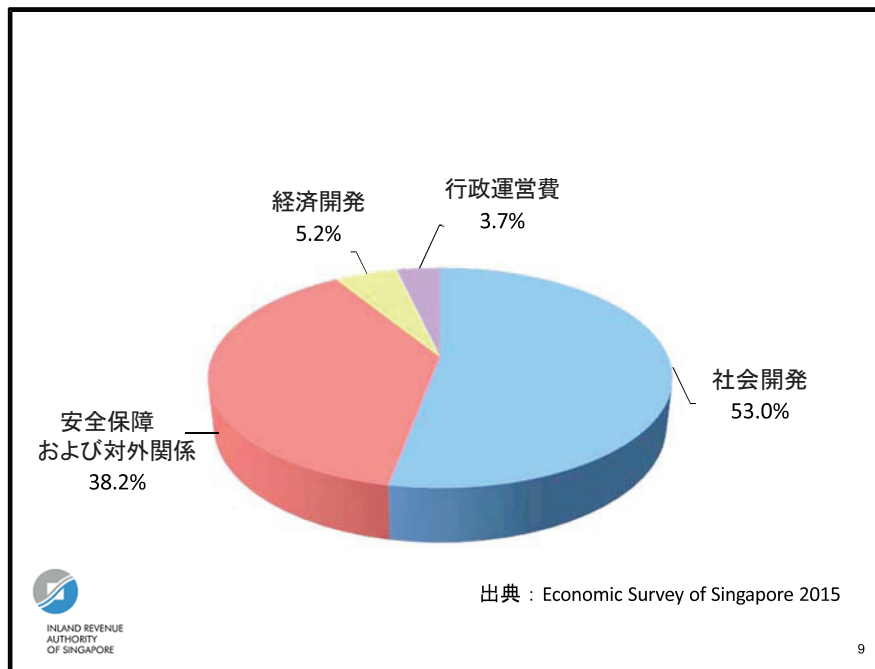
4. 2014/15年度における政府の財政収入の内訳



5. 2014/15年度の税金の内訳



6. 2014/15年度の政府支出の内訳



7. 内国歳入庁の概要

- (1) 1992年9月1日から法定機関として発足した。
- (2) シンガポール内国歳入庁 (IRAS) 法に準拠している。
- (3) 財務省 (MOF) の管轄下にある

8. 内国歳入庁の使命

- (1) 政府の機関である。
- (2) 租税法を施行し、税の査定、徴収、調査を行っている。
- (3) 税務問題について政府に助言をしている。
- (4) 国際的な税務案件についてシンガポールを代表している。

9. 内国歳入庁のその他の機能

- (1) 不動産評価について政府に助言をしている。
- (2) 鑑定士法 (Appraisers Act) に基づいて鑑定士に資格付与をしている。
- (3) 財務大臣から指定されたその他の機能を有している。例えば、雇用助成制度の管理、賃金クレジットスキームの管理をしている。

雇用助成制度 (Job Credit Scheme) とは、景気後退期に発動されたスキームで、企業が従業員を解雇しないように政府が企業に対して援助するスキームである。

賃金クレジットスキームとは、月給4,000ドルまでのシンガポール人に対する昇級分の40%を企業に対して援助するスキームである。

10. 内国歳入庁が管理している税法



11. 2014/2015年度納税者数

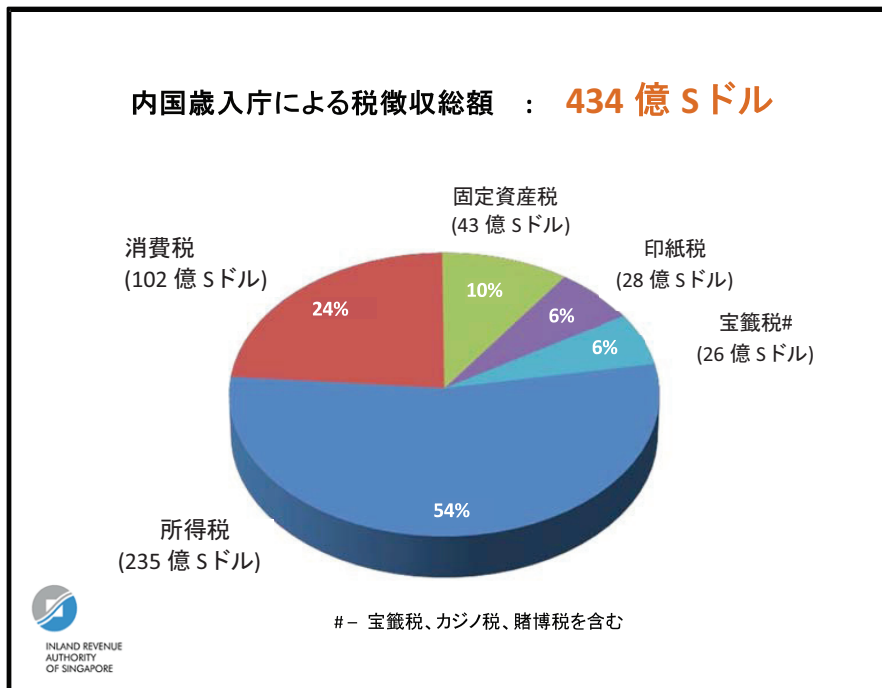
IRAS が管轄する納税者数 410 万

税の種類	納税者数
法人税	172,604
個人所得税	2,184,698
消費税	93,060
固定資産税／貢献税 (Contribution Tax)	1,341,390
印紙税	354,281
宝籤税	94
合計	4,146,127

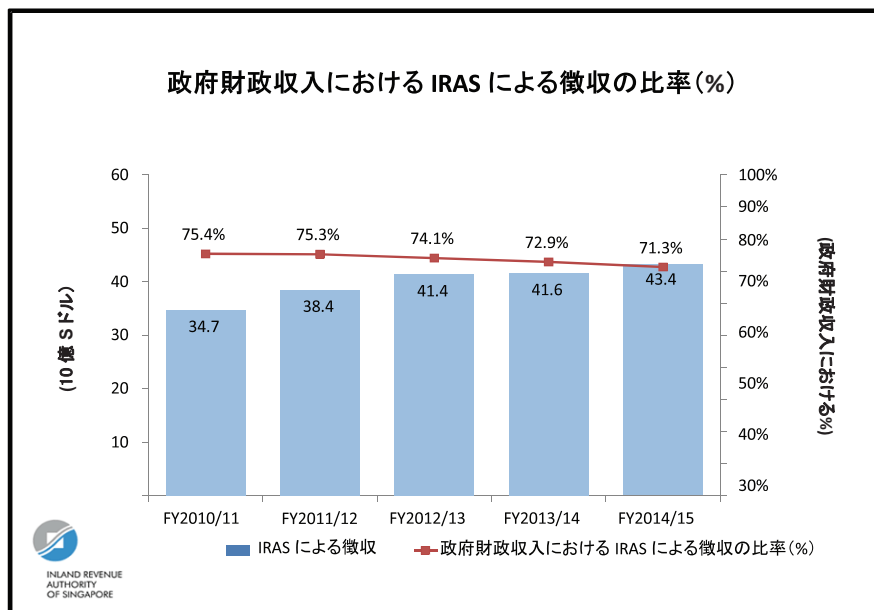
INLAND REVENUE AUTHORITY OF SINGAPORE

(注) 消費税の納税者数 93,060 と少ない理由は、法人の事業者数は 25 万社で、そのうち売上 S\$100 万以上が消費税を徴収する業者となっているため。

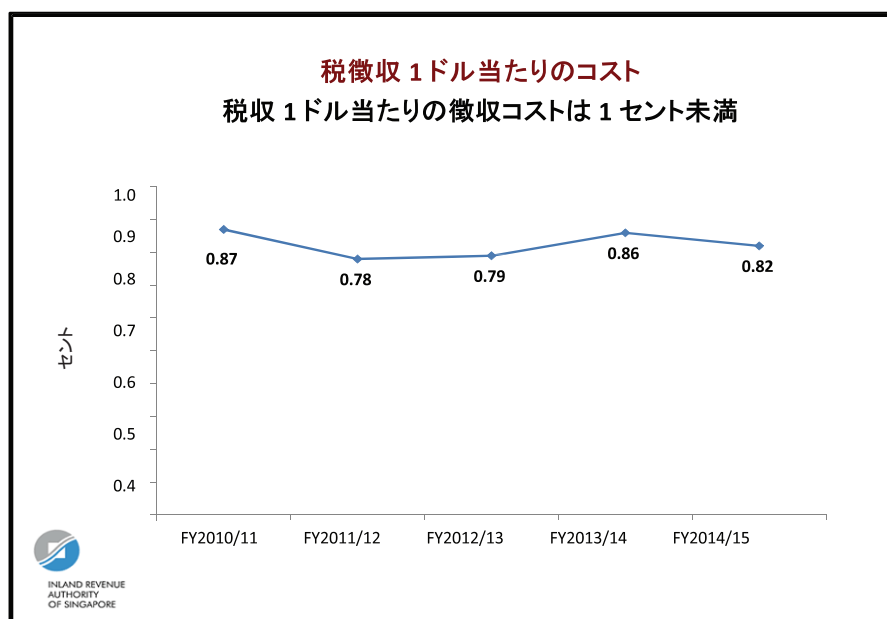
12. 2014/15年度における内国歳入庁による税徴収



13. 2014/15年度におけるIRASによる税徴収



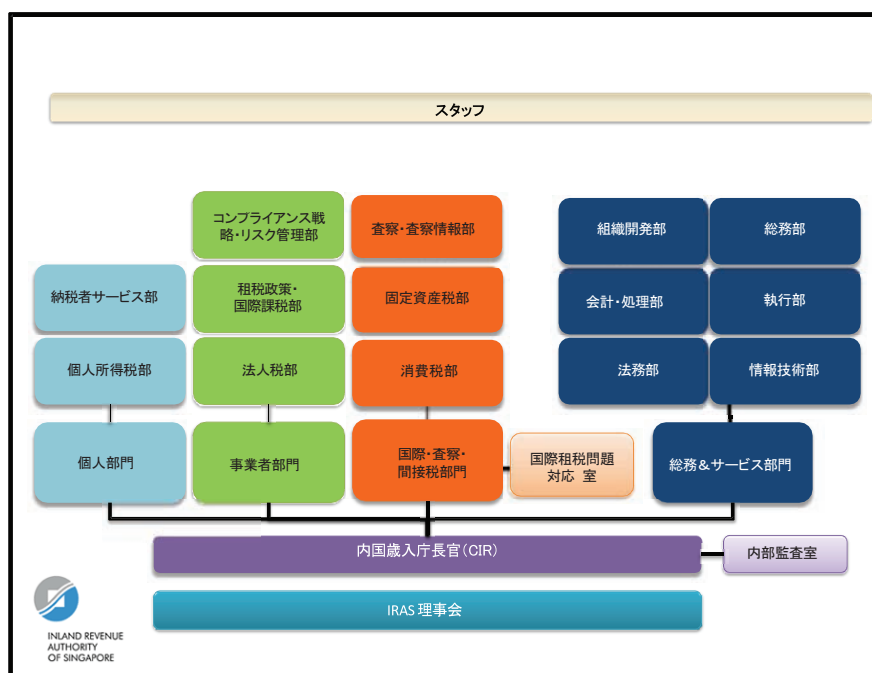
14. 徴税コスト



15. 管理機構

- (1) 内国歳入庁理事会
内国歳入庁の理事会は、戦略的な指示を行う。
 - ・会長 事務次官 (財務)
 - ・この他、長官を含む公的及び民間からの 8 名の委員
- (2) 理事会を補佐する 2 つの委員会がある。
 - ・監査員会
 - ・人事委員会A (Staff Committee A)
- (3) 幹部職員
 - ・内国歳入庁長官 (CIR)/最高執行官 (CEO)
内国歳入庁の適切な運営管理に責任を負う。
内国歳入庁が施行する各種租税法に対する法定任務を有する。
 - ・4 人の副長官
(個人部門担当、事業者部門担当、国際捜査及び間接税部門担当、総務担当)
 - ・14人のスタッフ
- (4) 内部監査機能
- (5) 会計検査院による定期監査
- (6) 年次報告書を大臣に提出し、議会に提示する。

16. 組織構造



17. 重点分野 1 納税者

税務管理部 (TMD)

- (1) 納税者の種類及び税の種類に重点
- (2) 各納税者グループに対する徹底した説明責任
 - イ. サービス
 - ロ. 査定
 - ハ. コンプライアンス

18. 重点分野 2 能力

総務及び集中サービス部

- (1) 各税務管理部に対する内部サプライヤー
- (2) 各機能の効率性及び有効性に重点
 - イ. 処理
 - ロ. 情報通信技術
 - ハ. 債務管理

19. その他

内国歳入庁の女性の割合は、80%にのぼる。

以上

II 認定税務スペシャリスト制度

ジャスミン コー
上席人事担当官
総務部

1. 認定税務スペシャリスト制度 (Accredited Tax Specialist Scheme)

認定税務スペシャリスト制度は、変わりゆく世の中で高い能力が必要とされるということで2003年に導入された。内国歳入庁の職員は2,000人おり、そのうち177人がATSの資格を受けているので9%ということになる。

上級管理職により構成されたスペシャリスト開発委員会が全ての認定税務スペシャリスト制度の開発を監督しており、事業者部門担当副長官が委員長となっている。

2. 制度の目的

- (1) 税務に関する高い技術的な能力を身につける
- (2) 税務に関するスペシャリストとして高いレベルの能力を向上して、内国歳入庁における他の職員の技術的な発展に寄与する。

3. 認定税務スペシャリスト制度の認定プロセス

次の要件を満たす職員が申請することができ、資格委員会が認可を与える。申請は、全て無料で行われる。

- (1) 最低限の給与等級を満たす
- (2) 所定の税務研修に合格
- (3) 関連税務について約4年間の実務経験を有する



会議風景

4. 認定スペシャリストとしての役割と責任

認定スペシャリストの資格を得られたらば次の役割と責任を果たさなければならない

- (1) 同僚に対するコーチ及びガイダンスを提供する
- (2) 現存する課題及び新しい課題について継続的に対処する
- (3) 実務的課題に関して積極的に対処し、その結果を同僚に供与する

5. 認定スペシャリストの資格を得られた場合の昇進



6. 認定ステータスの維持

- (1) 認定税務スペシャリストは、実務課題に関する知識の共有、実務論文の執筆、税務コースでの講師等の維持活動に参加することにより、実務能力を維持することが期待される。
- (2) 認定税務スペシャリストは、維持要件の点数を3年連続して獲得できなければ資格を失う。

7. マスター税務スペシャリスト制度

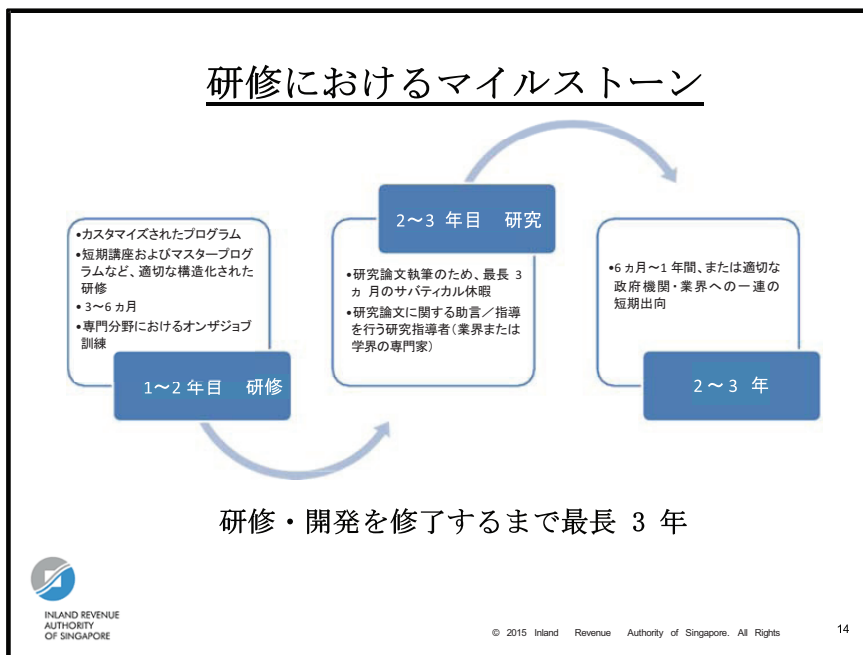
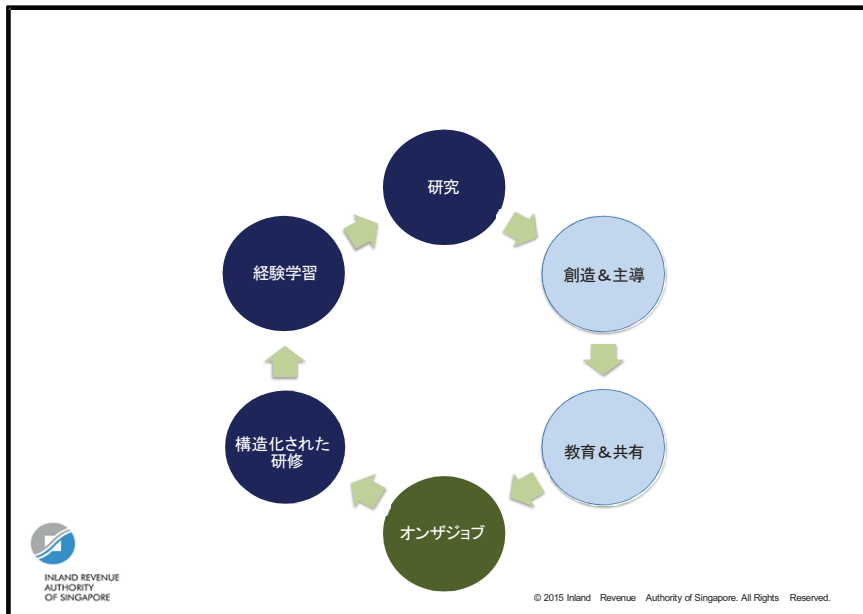
(Master Tax Specialist Program (2010年導入))

ますます複雑化し、グローバル化したビジネス環境に対処するため、より深度ある特別な知識の開発が必要とされたのでマスター税務スペシャリスト制度を導入した。この制度により、税分野における先駆的なリーダーとしての地位を維持することができる。

8. マスター税務スペシャリスト制度の概要

- (1) 認定税務スペシャリストに対し、税及び産業におけるより深度ある知識及び理解を身につかせ、規制ルール、企業構造等の税務以外の分野においての知識を広めさせる。現在資格者は、4名で3名が研修を行っている。
- (2) マスター税務スペシャリストは、以下の分野に関する専門家である。
 - ・ 国際税務
 - ・ 金融業
 - ・ 英国の税制、企業再編、金融再編
 - ・ 米国の税制、米国の事業者に対する法律及び規則

9. マスター税務スペシャリスト制度プログラムの流れ



10. マスター税務スペシャリストとしての認証


- (1) 専門分野における研究実績と実務能力を指導者、認証委員会、学識者と業界専門家からなる独立評価委員会が評価
- (2) 研修期間中の職務における業務成績

11. マスター税務スペシャリスト資格の維持

- (1) マスター税務スペシャリストは、年間業務計画及び3年毎に専門分野に関する税務関連の研究論文を提出する必要がある。
- (2) スペシャリスト開発委員会が以下に基づいて評価を行う。
 - ・業務成績
 - ・業務計画及び貢献実績
- (3) 業務計画要件を満たすために最長3ヶ月の有給休暇を確保することができる。

12. マスター税務スペシャリストの報酬及び表彰

<u>報酬および表彰</u>		
要素	MTS 研修生 (研修期間中に支給)	MTS (認定後に支給)
月間手当	√	√
ボーナス	-	MTS ボーナス
年間手当	ATS 手当	なし


© 2015 Inland Revenue Authority of Singapore. All Rights Reserved.

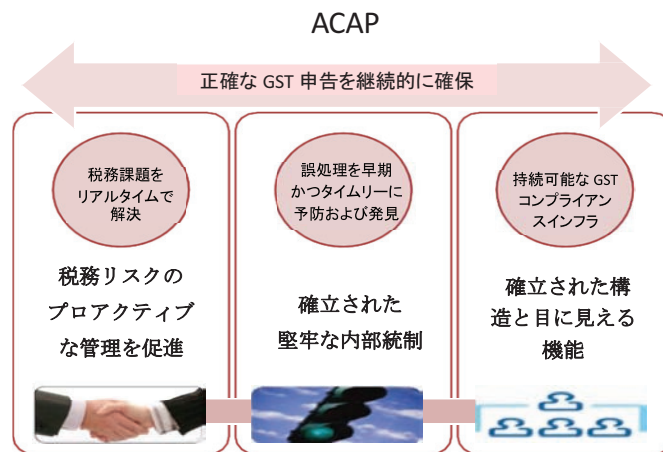


神津会長と Mrs.Eng-Tay Geok Lee, Deputy Commissioner

Ⅲ 物品サービス税のコンプライアンス保証プログラム GST Assisted Compliance Assurance Programme (GST ACAP)

1. 物品サービス税のコンプライアンス保証プログラム

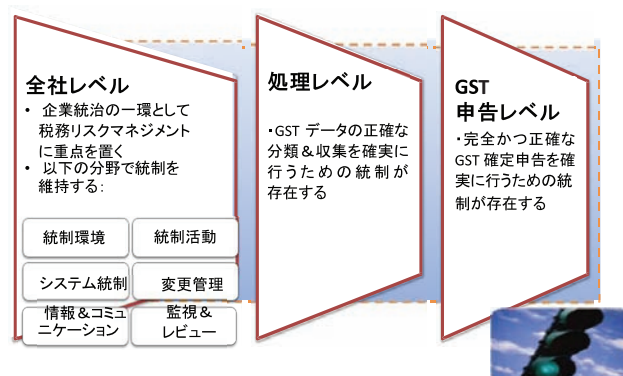
(以下「ACAP」という。)とは2011年4月に導入された物品サービス税(以下「GST」という。)のリスク管理に重要性をおいている大企業向けに設計されたプログラムで正確なGSTの申告をするためのガイダンスである。



2. ACAPの概要

納税者がACAPのプログラムに参加したいということであれば、内国歳入庁が策定した最低基準に達していなければならない。最低基準は、次のレベルに分かれる。

GST 統制の枠組み



(1) 全社レベル

- コーポレートガバナンスの一部としてGSTをきちんと報告するにあたってきちんと管理しているかを見る。

・我々は次の分野における管理状況を見ている。

管理環境、管理行動、システムコントロール、管理変更、情報通信、検証

(2) 処理レベル

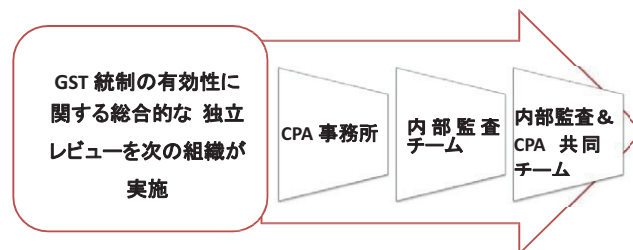
GSTデータが正しく入手でき、正しく分類されているかを見る

(3) GST報告レベル

正しく入手し、分類されたGSTデータが正しくGST申告書に報告されているかを見る

3. ACAPに参加する仕組み

GSTの管理が効果的になされているかの検証をCPAが関与して行ったり、内部監査チームが行ったり、両者が共同して行うこともできる。



4. ACAPの仕組み

ACAPレビューの仕組み

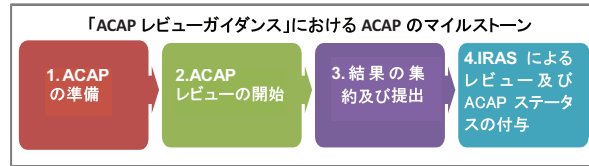
- (1) ACAPに参加する用意ができているか
- (2) 内国歳入庁がACAPに参加することを認めた場合に監督者がレビューをしていく
- (3) 内国歳入庁は提出されたレビューの内容を吟味して、納税者に改善点を指摘し改善させる
- (4) 内国歳入庁に最終的に申請を提出し、内国歳入庁はACAP資格を付与するか決める。
指摘事項をベースとして、プレミアム資格なのかメリット資格なのかを決める。
これは、年数の違いである。プレミアムは5年間、メリット資格は3年間であり。
税務調査の免除、罰金の免除等のメリットを受けることができる。

申請は、300社であり、そのうち50社以上が補助金を受けることなく申請している。
申請の300社が資格を取得している。

さらに、アンケート実施したところ、ACAPプログラムを導入することにより、GSTのリスクを特定することができたとし、消費税申告の方法の改善を図ることができたという結果であった。

ACAP パッケージ

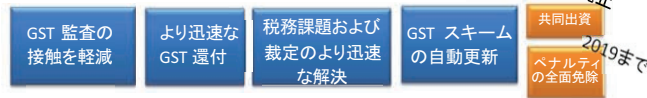
- 段階を追ってレビューの範囲と方法を説明する、非常にわかりやすいパッケージ。



- IRAS は、GST リスクマネジメントにおける良好な統制を行っている企業に対し、特典付きの ACAP ステータス（プレミアムまたはメリット）を付与する。

ACAP の特典

(最長 5 年 (ACAP プレミアム) / 3 年 (ACAP メリット))



IV シンガポール税務大学校 (Tax Academy) 及び SMU-TA Centre for Excellence in Taxation の概要

タックスアカデミー
トーシャ・リー

1. シンガポール税務大学校

(1) 使 命

- 税務業界にふさわしい職業能力を育成すること。
- 税務の主導的センター及び地域における税務知識拠点としての地位となること。

(2) 目 標

- 税務教育の有数の中核センターとなること及び地域における税務知識拠点となること。
- 税務交流のプラットフォームとなること
- 税務問題における先駆的なリーダーシップになるための鍵
- 自己金融

(3) 研修プログラム

- 専門家向け租税教育に不可欠の基礎的要素を提供する
- IRASの税務スペシャリスト及び高く評価された業界エキスパート (Big 4の上席役職者等)がプログラムの開発者を務める

レベル	対 象	国内税務	国際税務
1 初級	知識のないもしくは少ない者	所得税 物品サービス税	租税条約 移転価格税制
2 中級	基礎知識のある者 1～2年の実務経験者	法人税 物品サービス税	租税条約、移転価格 税制、選択国の税務
3 上級	3年以上の実務経験	上級税務プログラム 上級物品サービス税 上級固定資産税	上級管理プログラム

(4) 講 師

- 産業のエキスパート
- 内国歳入庁のエキスパート



会議風景

(5) パートナー



Make waves • Government • Industry • Academia

- シンガポール税理士会
 - TA の構造化された税務プログラムは、所得税および GST における認定の マイルストーンプログラムとなっている
- 業界団体および高等教育機関との協力
 - CPA オーストラリア
 - TA は、シンガポール税務モジュール (Singapore Taxation module) の 策定 および実施において CPA オーストラリアと協力している唯一の パートナ
 - SIM 大学税務修士課程
 - TA の上級税務プログラムは 40% の単位を構成
 - ライデン-NTU-TA 上級マネジメントプログラム




(6) 研修プログラム



Make waves • Government • Industry • Academia

セミナーおよび会議

- 地域の税務課題および世界の税務情勢を取り上げ、税務専門家に最新情報を提供する
- 主要イベント
 - 2015 年 年次予算セミナー
 - 2015 年 IFA-TA アジア太平洋地域租税会議
 - 2015 年 初回 SMU-TA CET 会議「租税競争とグローバルな租税協調に新たな均衡? (A New Equilibrium in Tax Competition and Global Tax Co-operation?)」
 - 世界の著名な専門家による講演会



Make waves • Government • Industry • Academia

シンガポール税務経験プログラム

- 地域の税務行政関係者を対象とする 3~5 日間のプログラム
- 税務行政、組織の卓越性、納税者に対するサービスおよび教育、コンプライアンス管理 (監査および執行)、不正の査察、有効な行政管理における情報技術の展開などの戦略的管理

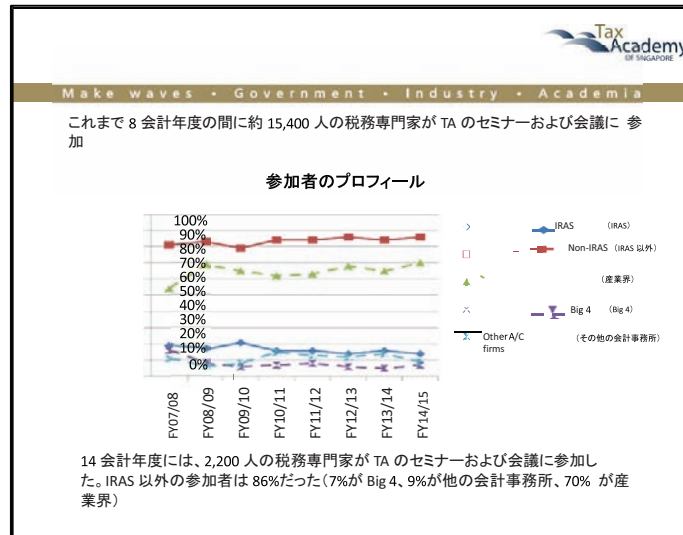
Tax Academy
OF SINGAPORE

Make waves • Government • Industry • Academia

IRAS-OECD の協力

- 地域の税務職員を対象とする国際租税(租税条約、価格移転など)に関する実務研修
- IRASとOECDが策定した、OECDから派遣された人員を対象とする4~5日間のプログラム
- これまでの参加者: オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、台湾、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、フィ

(7) 税務大学校の会議及びセミナー：参加者のプロフィール



グローバルな税務に関する環境はここ数年急速に発展しており、国際的な税務ルール及びスタンダードをアジア経済及び税務システムに意義のあるものにしていくことが非常に重要である。そこで、内国歳入庁の支援を受けてタックスアカデミーは2014年8月にシンガポール経営大学と共同でSMU-TA CETを設立した。この使命は、国際税務に関する研究を学術機関、産業界、政府機関とパートナーとして法律、経済、公共政策の観点から多くの学問領域を網羅した研究をすることである。

また、交換及び研究するためのプラットフォームを提供する。

研究対象

SMU—TA CETは、政策に関連した実践的な研究を行い、アジアの経済及び税制に焦点を当てた成果を先駆的なリーダーとなる者に提供していく

関心分野

- ・ 国際税務政策
- ・ 租税条約
- ・ 移転価格
- ・ 税務紛争解決
- ・ 税務透明性
- ・ 間接税

さらに、BEPS後の租税条約のトレンドを分析
無形資産における移転価格
付加価値税
デジタル経済等が受け持ったプロジェクトである。

研究は、学者、実務家及び卒業者である。
2015年にSMU—TA CET会議が行われた。
およそ150の税務署員、実務家、学者が参加した。

V シンガポール内国歳入庁に対する質問事項およびそれに対する回答

1. 税務調査について

シンガポール内国歳入庁から示された回答における前提条件

税務監査 (tax audit) プロセスと税務捜査 (tax investigation) プロセスは、内国歳入庁 (「IRAS」) が取り扱う異なる種類のプロセスです。税務監査プロセスは、納税者の納税申告に対する調査という色合いが濃く、目的は誤りを修正し、納税者を教育することです。一方、税務捜査プロセスは通常、脱税が疑われる納税者に対して行われるもので、調査の目的は何らかの税務犯罪が行われていないかを判断するためにすべての事実を明らかにすることです。

東京税理士会の質問リストに対する私たちの見解に基づき、東京税理士会が関心を抱いているのは当庁の税務監査プロセスであると考えました。したがって、以下の質問に対する当方の回答は、税務監査を想定したものとなっています：

Q 1 : どの部署が税務調査 (investigation) を担当し、何人の職員が従事していますか？

A 1 : 監査プロセスは、税の種類によってIRAS内の異なる税務管理部門が担当します。詳細は以下の通りです

税の種類	担当部署	監査の実施に従事する職員の人数
個人所得税	個人所得税部 (「ITD」)	60 人
法人税	法人税部 (「CTD」)	74 人
消費税 (「GST」)	消費税部	120 人

Q 2 : 調査対象のスクリーニングプロセスはどのようなものですか？

A 2 : 個人所得税監査

スクリーニングプロセスは、監査対象の選択を指します。当庁ではリスクベースのアプローチを採り、予測アナリティクスを用いるか、収入抑制要因、過剰な経費計上、低い粗利益率や低い調整後利益率などの財務比率の不良といった特定のリスク要因を用いて、リスクの高いケースを選択します。

法人税監査

2つの主要な選択方法：

- ・アナリティクス主導の予測選選択モデルであり、会社のプロファイル、税金申告、過去の行動、コンプライアンス履歴などの変数のほか、過去のプログラムから集約されたリスクパラメータに基づくもの。
- ・ボトムアップ型の選択プロセスであり、職員の知識と経験に基づくもの。業界に関する理解、遭遇した誤処理の観察に基づいて「積み上げる」ことにより、また、それらの業界に税務的影響をもたらさうる最近の動向に対する環境感知により、

リスク分野を特定する。

アナリティクス主導の選択方法は、より包括的であり、リスクのあるグループを予測し、リスクレベルに応じてそれらをランク付けすることができます。2番目の方法は、よりターゲットを絞ったやり方で、特定の問題および特定の業界リスクに焦点を当てたものです。2つの方法は、互いに補完し合うものとされています。

GST 監査

既存および新たなリスク、納税者のライフサイクルの各段階（新たに登記したか、「成熟」期か、登記抹消に向かっているか）に起こりうる誤処理の種類を特定するため、納税者をプロファイリングします。特定業界に固有のリスクも考慮します。リスクベースのアプローチを用いて資源と監査方法を展開し、不遵守を予防、検出、抑止します。より有効かつ効率的に不遵守や不正を特定するためにデータアナリティクスツールの使用を採用しています。

Q 3 : 各案件の調査に何日かかりますか？

A 3 : 全種類の税について、監査の範囲、集中度、複雑性、リスクによって異なります。

Q 4 : よく見られる違法行為はどのようなものですか？

A 4 : 個人税監査

自営業の納税者によく見られる誤処理には、次のようなものがあります：

- 個人的支出や家計の支出、私有車に関する自動車関連費など、控除不可能な費用の不適切な計上
- 関係者に対する報酬の過剰な計上
- 記録管理の不備

法人税監査

監査の結果よく生じる税金調整には、次のようなものがあります：

- 主に資本支出であり、収入生成において生じたものではない支出の不適切な経費計上
- 主に資本控除対象外の資産による資本控除の不適切な計上
- 二重課税控除やグループ法人税制などの税控除の不適切な計上
- 収入を適切に申告していない
- 不適切な査定基準の使用。たとえば、受動的収入を貿易収入として扱う、経費を規定通りに分けていないなど

GST 監査

よくある誤処理には次のようなものがあります：

- 控除が認められない仮払い GST の計上
- 贈答または固定資産売却に対する仮受け GST の申告漏れ
- 輸出証明書類の不備

意図的な不正や GST 脱税のようなより重大な違反は、監査案件のうちわずかなパーセンテージを占めるのみです（1%未満）。

Q 5 : 調査完了後、修正がない案件もありますか？ その場合、そのような案件に対する手順はありますか？

A 5 : はい、そのような案件はあり、そのような案件に対するフォローアップの手順が存在します。一般的に、担当監査官が最終レベルのチェックを行って（および、その後上司が承認）、該当する基準が満たされていることを確認し、案件を終了する前に上司の承認を得ることが必要です。

個人所得税監査では納税者への指導文書送付も行っており、監査の過程で明らかになった相違があれば、改善の余地がある分野、特に記録管理の分野について重点的に説明しています。

Q 6 : 年間何件の査察調査（inspection survey）を実施していますか？

A 6 : シンガポールには、“inspection survey”という言葉通りのものがないため、東京税理士会が意味する“inspection survey”の種類／性質がよくわかりません。

しかしながら、当庁は質問表調査を選択的に使用しており、主に法人税監査において特定の業界における特定の問題に関する調査を行っています。発行した質問表の数については統計を取っていません。

Q 7 : 2003年4月～2004年3月の期間における法人税、個人所得税、消費税調査（investigations）の件数が多く、追徴税の金額が多かったことに、何らかの理由がありますか？

A 7 : 2004会計年度における個人所得税監査案件で見られた多額の課税／追徴税は、無利子／補助付きローンにより企業重役が得た利益に関するプロジェクトの完了を受けた、一時的な回収を含めたことによるものです。

2004会計年度前のGST案件が多いのは、GST還付金の検査案件を含めたことによるものです。2004会計年度以降、IRASは報告方法を変更し、GST監査件数からそのような案件を除外しました。

また、IRASは大規模組織に関する特定の問題にGST監査も付加して実施したため、2004年会計年度に見られたように、回収額が例外的に多額になりました。

2. 移転価格税制および税優遇措置について

Q 8 : 2015年1月6日に発行された移転価格ガイドラインに基づき、移転価格同時文書が義務付けられましたが、これはOECDのBEPS行動計画13に基づくものと思いません；

同時文書の概要について教えていただけますか。また、価格移転に関して日本企業が注意を払うべき課題がありましたら、教えてください。

A 8 : 移転価格同時文書は、納税者が処理を行う前または処理時点で移転価格を決定するために依拠した文書および情報を指します。このような文書は、納税者の移転価格を立証し、納税者が事後に立場を正当化することを防ぐために、最も適切かつ有用なものです。

コンプライアンスを容易にするため、IRASは、処理が行われた会計年度に関する納税申告書の作成および提出時点までに用意された文書であれば、移転価格同時文

書として受理します。

納税者は、納税申告書と併せて移転価格同時文書を提出する必要はありません。しかし、IRASの要請に応じて文書を提示できるようにしておくべきです。

Q 9 : 税法および経済拡大奨励法に定める主な税優遇措置の内容を教えてください。各税優遇措置が適用可能な事例のパーセンテージなど、税優遇措置の適用に関する統計データがあれば、教えてください。

また、開示が可能な限りで結構ですので、税優遇措置の乱用など、脱税および租税回避の実際の事例を教えてください。

A 9 : 我が国の政策、所得税法や経済拡大奨励（所得税控除）法などの該当する税法に関する情報は、法令オンラインに掲載されています。税率および税優遇措置が明確に規定されています。

一般的な税優遇措置および担当部署は、IRASのウェブサイトに掲載されています：

<https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Working-out-Corporate-Income-Taxes/Using-PIC-and-Other-Schemes/Applying-for-Tax-Incentives/>

税優遇措置の適用は、経済当局が処理しています。そのため、当庁は税優遇措置の適用状況に関するデータがありません。

我が国の税優遇措置は、期間限定で、かつ税優遇措置の受益者がシンガポールにおいて相当の経済活動を行い、我が国経済に価値をもたらすことを約束できる場合に限り、選択的に付与されます。

私たちは、優遇措置を受けた企業であるかないかにかかわらず、納税者が納税義務を守り、公正な税額を納めることを期待します。必要な場合には、不正な租税回避行為を取り締まるため、一般租税回避防止規定を発動します。

特定の税優遇措置受益者に関する詳細を開示することはできません。



シンガポール内国歳入庁前にて



第 4 章

西村あさひ法律事務所シンガポール事務所 ①

西村あさひ法律事務所シンガポール事務所 ①

国際部長 田尻吉正

現在、西村あさひシンガポール事務所には日本人弁護士8名、インドネシア人弁護士2名、シンガポール弁護士1名、マレーシア弁護士1名が在籍しており、スタッフを合わせて約20名で業務を行っている。

I. アジアのハブ・シンガポールにおけるビジネス展開

(西村あさひ法律事務所シンガポール事務所 山中政人弁護士 講話)

我々は、12月18日(金)午前10時から、今回二番目の研修視察先である西村あさひ法律事務所シンガポール事務所を訪問した。中里実教授にコーディネートして頂いた関係もあり、事務所共同代表を務められる山中政人弁護士はじめ3人の弁護士さんたちは、お忙しい中、大変丁寧にシンガポールにおけるビジネス法務、税制の現状につきご講義頂き感謝申し上げます。まずは、山中弁護士に講義頂いた「アジアのハブであるシンガポールにおけるビジネス法務」について報告することにする。

国際部長としての視察報告挨拶文で書いたところでもあるが、偶然にも我々の訪問時期と期を同じにして発表された「A.S.E.A.N. 経済共同体 ASEAN Economic Community: AEC)」創設は、この10年間以上毎年7~8%という高い成長率を続けてきた中国にも昨今少し減速感が見えはじめ、中国に代わるアジアの投資先としてASEAN地域が台頭してきている。これは2013年頃からA.S.E.A.N.に流入する海外からの投資額が史上最高になり、中国への投資額を抜いたこと、また日本からASEANへの投資額も中国に対する額を上回って2倍以上になってきていることから覗えるのである。このようにさらなる経済発展が見込まれるASEAN経済共同体においては、「モノ」「ヒト」「サービス」の自由化



西村あさひ法律事務所シンガポール事務所会議室にて

が進むことは十分に予測される。「モノ」の自由化では市場統合による関税撤廃、「ヒト」の自由化では熟練労働者の移動解禁、「サービス」の自由化では出資の規制緩和が考えられるが、ASEANの国々の中で、これらの点で先んじているのはシンガポールが一番であろうと考える。シンガポールでは税制上の優遇措置が受けられるということで、多くの日本企業はASEANの統括拠点をシンガポールに置いている。プロフィットセンターをその国に置きそのリターンを考えると、タックス上のメリットではシンガポールに勝る他の国は無いと考えられる。また、シンガポールでは解雇が自由など統括拠点を配置するに相応しい法制度がある事も挙げられる。以下このような観点、予備知識をもって山中弁護士にお話し頂いた内容をまとめていくこととする。

1. ビジネスの場としてのシンガポール基本情報

国名	シンガポール共和国 (The Republic of Singapore)
面積	716.1平方キロ (2015年) (毎年周辺を埋め立てして拡大、前年より2.2平方キロ増) (参考: 東京都の面積2,188km ² の33%)
人口	546万9700人 (2015年) (参考: 東京都の人口1,347万人の40%)
国語	マレー語 公用語としては英語、中国語 (北京語)、行政語は英語
民族構成	中国系 (74.3%)、マレー系 (13.3%)、インド系 (9.1%)
在留邦人数	35,382名 (外務省海外在留邦人数調査統計:平成27年版)
日系企業進出状況	832企業 (2015年5月時点 日商シンガポール事務所)

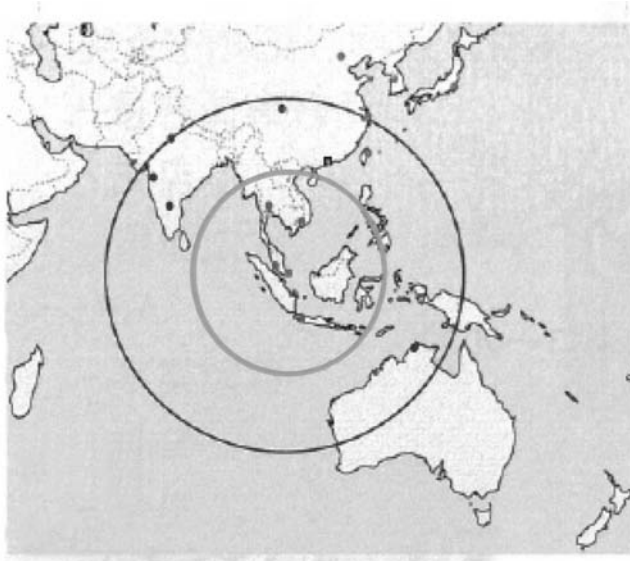
2. シンガポール 世界でのいろいろランキング

- (1) シンガポールの一人当たりGDP
56,286US\$ (世界第9位で日本の1.5倍)
(日本は36,221US\$ 世界第27位)
- (2) 一人当たりの購買力平価 (GDP/人口) ランキング
187か国中第3位 (日本は29位)
- (3) 世界の経済収支ランキング 187か国中第8位 (日本は第16位)
- (4) 人口密度ランキング 187か国中第1位 (日本は第21位)
- (5) 平均寿命ランキング 188か国中第7位 (日本は第2位)
- (6) インターネット普及率 193か国中第28位 (日本は第15位)

3. 地域統括拠点ハブとしてのシンガポール

在シンガポール日系企業の63%がシンガポールを地域統括拠点と位置付けている。その理由として以下のようなことを挙げている。

- (1) 周辺諸国へのアクセスが容易な立地である。
ASEAN内は日帰り圏である。
- (2) 物流、輸送、通信などのインフラが整備されている。
- (3) 優秀な英語人材が確保可能で、ビジネスインフラが整っている。
- (4) 優遇税制等のバックアップで海外資本が入り易い環境が整っている。



日帰り可能圏

1泊2日出張可能圏

(5) ケイマン諸島バージン諸島等世界のタックスヘーヴン国々のほとんどは英国領とされるが、シンガポールも過去に英国領であった時代があり、この傾向がある。

(6) 政治的に安定している。

4. 日系企業のシンガポール活用方法・進出方法

シンガポールでの法人設立は

極端に言えば手続き開始から15分でできると言われることがあるくらい比較的容易にできるし、法人設立のための費用も16万円から30万円位の少額で可能である。ただ、シンガポールの居住者を1人取締役としておく必要があるのと、シンガポール独特の制度であるが 議事録作成管理や登記管理を担当する「秘書役」という役員を設け登記する必要がある。

5. 日系企業のシンガポール進出方法として

以下のようなステップが考えられる。

- (1) まず駐在員事務所、支店、現地法人などの拠点を作る。
- (2) シンガポールでは法人税率が17%と低いことに加え、キャピタルゲインやインカムゲインが非課税であり配当に対する源泉課税もないことを活用して事業譲渡、株式譲渡、合併(M&A)を活用して拠点を拡大する。
- (3) フランチャイズの仕組みを活用した拠点拡大を展開する。
- (4) シンガポール取引所への上場を検討する。

6. シンガポールにおける労働法・雇用法

- (1) シンガポールは英国領であったこともあり雇用法はコモンローである。
- (2) 解雇や有休、賞与、退職金、メディカルサポート・リーブ、デンタルサポート・リーブ等の雇用条件については、原則として使用者との間で直接締結された雇用契約によるとされ、一般的に使用者側に有利な内容になっていることが多いとされる。
- (3) 従って以下のようなケースがある

賃 金	最低賃金の定めはない。
就業規則	順守の義務なし
普通解雇	事前の通知があれば 無理由解雇も可能である。
試用期間	設定可能である。実務上3か月から6か月。

(4) 労働組合

労働組合法に労働組合の権利義務等が規定されており、労働争議法に争議行為等が規定されているが、実際には労働組合の活動は活発ではなくストライキが発生する例はほとんどないのが実状である。

(5) 従業員の流動性は高い

シンガポールに対する外資による投資が多くなり、従業員特にプロフェッショナルの取り合いとなり給料を上げないと人材確保が難しくなっている背景から人件費を押し上げる傾向にある。

7. 知的財産権の保護

商標、特許、著作権、意匠、植物種、半導体集積回路の回路配置設計、地理的表示その他秘密情報やドメインネームといった無体財産権を広く保護の対象としている。

8. 不動産

不動産の外資取得規制は原則ないが、外国人には居住用不動産の取得はできないとされている。しかしコンドミニアム取得等 一定の例外はある。

市街地にある政府が建てたHAD(公団住宅)は、外国人は購入できないのであるが相場1億円以上とされているように不動産価格は上昇してきたが、このところピークを越したとの観測もある。

シンガポールの優遇税制を活用し外国への不動産投資に向かっている資金もある。

9. シンガポールの税体系構成

- Corporate & Personal Income Tax
 - 法人所得税
 - 個人所得税
- 源泉税
- GST.(Goods and Services Tax)
- 固定資産税等財産税 (Assets Taxes)
- カジノ等ギャンブル娯楽税 (Betting Taxes)
 - これらのシンガポール課税の詳細については当該報告書の別欄に譲る
- その他諸税

10. シンガポールを經由したASEAN進出のメリットとデメリット

(1) 日本の税制から見たシンガポール活用のメリット

(日本の税制とシンガポールの税制を比較した時)

シンガポールでは外資100%でも法人設立ができるし、法人所得税が17%と低い上に、株式譲渡益(キャピタルゲイン)が非課税であり、配当益(インカムゲイン)に対する課税もない等儲けに対する課税が優遇されている。

(優遇課税)

低税率のシンガポールで稼いで、円安の日本に税引き後の剰余金を戻すなら配当益金に対する課税も無いので（在外子会社からの配当金の95%が非課税）親会社はシンガポールの子会社を利用して剰余金を増やすことができるのである。

(2) 日本の税制をクリアするためのデメリット

シンガポールで低税率納税が済んだとしても、シンガポールの企業活動が実態の無いペーパーカンパニーであったりすると、日本では高税率で合算されてしまう場合もあるし、このほかタックスヘイブン税制や移転価格税制の問題をクリアしないとけないという問題が残るのである。

リー・クアンユーの死後、野党勢力の台頭により外資（金持ち）のみの優遇では無くシンガポール人を重視した政策が取り入れられる動きも出てきている。

また、シンガポールはOECD加盟国ではないが、この1~2年OECDからの要望を聞き入れ金融口座開設を厳しく管理するようになってきたり管理規制を強化する傾向にある。

(3) 税金・法人維持コストのみでメリットデメリットを判断しない

シンガポールの法人税率は17%と低税率でありながら事業インフラが整っている稀な国であると言える。キャピタルゲイン課税・インカムゲイン課税無しという税制を活用すれば日本で同じように事業をするよりも多くの剰余金を残すことができると思われる。更に日本の外国子会社配当益金不算入税制を活用することで、税負担額を少なくして多くのキャッシュを日本に還流させることが可能となる。

確かにシンガポールには多くの外資が入ってきたことにより、人件費や家賃等維持コストも上昇してきているのは事実であるが、ASEAN経済共同体の創設に見られるようにこれからのASEAN経済発展の潜在性には大きな期待がなされ、今後、我が国にも大きなビジネスチャンスがもたらされると思う。「税負担は 社会発展のためのコストである」という原点に戻り、税金や維持コストだけでなく経営的な観点からASEAN進出投資を判断するなら、シンガポールへの投資額はもっと大きくなっていくと感じる次第である。



本会主催晩餐会にて

第 5 章

西村あさひ法律事務所シンガポール事務所 ②

西村あさひ法律事務所シンガポール事務所 ②

インドネシアにおける税務紛争

国際部委員 飯田 清和

シンガポールで日本人弁護士が法律事務所を設立することは可能であるが、シンガポール法に関するアドバイスや意見書を出すことはできない。現在、西村あさひシンガポール事務所では、シンガポールの現地法律事務所と連携して、日本企業のシンガポールへの事業進出をサポートしている。

多くの日系企業がシンガポールに地域統括会社を設けている関係で、シンガポール国内のみならずASEAN諸国に関する業務に関して、弁護士や税理士等の日本人専門家が活躍している。最近では日本の不動産投資に興味のある投資家も多く、シンガポールに事務所を構えて税務アドバイスを行っている税理士も増えているようで、日本人専門家の活躍も期待できそうである。

税務案件に関して、ASEAN諸国の中で最も紛争案件が多いのがインドネシアであり、多くの日系企業が困難に直面しているようである。このような中、シンガポールを拠点に活躍している宇野伸太郎弁護士から、インドネシアにおける税務紛争についてお話を聞くことができた。



会議風景

I インドネシアにおける民事訴訟

インドネシアにおける税務紛争について述べる前に、インドネシアにおける民事訴訟について紹介する必要がある。

インドネシアでは訴訟リスクが非常に高く、外国企業が裁判で勝利することは極めて難しいと言われており、日本企業のみならず、外国企業が民事紛争に巻き込まれる事例が増加している。訴訟リスクの高い要因は、法制度およびその運用、司法の担い手の問題および裁判所外の問題という点である。

1. 法制度およびその運用

第一に、インドネシアの民事訴訟では請求金額が非常に高額となり、特に外国企業を被告とする訴訟では、実際に被った損害額の10倍を超えるような金額が無体損害（慰謝料に相当）として請求される例が見られる。また、訴訟を提起する際の手数料が安価であることも請求高額化の一因となっている。

第二に、民事訴訟のスピードが速いという点である。第一審は原則として6か月以内に終わらせなくてはならないというルールがあり、短期間で十分な主張立証ができるような準備をする必要がある。

第三に、インドネシアでは、仮差押・仮処分を申し立てる側が保証金を積む必要がなく、訴訟の原告は手持ち資金の負担なくして製品の輸出の仮差し止めや資産の仮差押えが可能となっている。

第四に、インドネシアにおける民事消滅時効は原則30年であり、古い事件についても訴訟を起こすことが可能となっている。

第五に、民事訴訟が提起された場合、仲裁事項が必ずしも機能しないという問題がある。インドネシアに進出している多くの外国企業は、契約書に仲裁事項を求め、紛争が生じても同国の裁判所ではなく、仲裁で解決されることになっているが、同国では、仲裁事項の存在を主張して直ちに訴訟の却下を求めるといったことが機能せず、訴訟で戦わざるを得ないということがある。

2. 司法の担い手の問題

インドネシアの裁判所では汚職が多いと言われており、2014年の6月には同国の裁判官のトップである憲法裁判所の長官が収賄で訴追され、終身刑の判決を受けるといったことがあった。賄賂には請求金額に応じた相場があるといった情報や、贈賄を行う弁護士が存在も疑われており、先進国での紛争対応とは全く異なる戦略の立案が必要となる。

3. 裁判所外の問題

インドネシアの民事紛争の特徴として、裁判所の外でも嫌がらせを受けることが多いという点があげられる。ローカル企業は外国企業に対し、私人間の民事紛争について刑事事件化し、警察を介入させるという手法が使われている。警察の他にも、労働当局、税務署、入国管理局等の当局が民事事件に関与する場合がある。

II インドネシアにおける税務紛争の実例

以下、実際に起こった事例を紹介して頂いた。

1. 移転価格税制

日系メーカーは、インドネシアで製品を製造して、日本の親会社に輸出していたが、課税当局はその販売価格が低すぎるとして、過去5年分を対象に移転価格税制による税務調査を開始した。

数年に渡る交渉の結果、日系メーカーは移転価格の適用について課税当局との合意に至り、合意した価格に基づく差額の税金を納付した。

その後、税務当局は日系メーカーが製品を輸出する際の付加価値税 (VAT) の申告価格が誤りであるとして、罰金 (2%) を課した。

輸出についてのVATの税率はゼロであるが、VATの申告として、輸出価格を申告する義務がある。VAT申告は輸出時に申告され、その後修正をすることができないため、過去5年分の罰金が課された。

2. 関税率の見解の相違

インドネシアでは、ある製品の部品の輸入に対しては5%の関税がかかり、完成品の輸入については15%の関税が課される。

日系メーカーが部品を輸入したところ、税務当局は当該製品を完成品であると主張し、15%の関税を適用した。

3. 国内における製品の移動についてVATの適用

ある企業は製品の販売のため、自社のジャカルタ支店からスラバヤ支店に製品を異動させたところ、税務当局はその製品の国内移動に対してVAT (10%) を課税し、さらに無申告であるとして2%の罰金を課した。

4. 根拠のない訴訟

ある日系企業は、長年にわたりインドネシア国内のローカルパートナーと係争関係にあり、根拠のない請求を受け続けてきた。

ある時、税務署が当該ローカルパートナーに税金の滞納があると主張し、滞納税金の保全のため、ローカルパートナーに代わり日系企業に対する債権を回収すると通告、直ちに支払わないと日系企業の資産を差し押さえる旨を通告した。日系企業はやむなく支払に応じたものの、その半年後にローカルパートナーが日系企業に対して、同じ請求権を理由に民事訴訟を提起した。

宇野弁護士によると、インドネシアでは多くの日系企業が困難に直面しているということであるが、それに対応できる日本人専門家が非常に不足しているということである。インドネシアでは、一部の例外を除き、弁護士が税務を行うことはできない。税務に関しては弁護士だけではどうしても力不足になる感は否めず、税理士の方の協力をお願いしたいとのことであった。

第 6 章

シンガポール税理士会

シンガポール税理士会

国際部委員 伊澤彰浩
国際部委員 山元俊一

I. はじめに

シンガポール税理士会会長挨拶より会の趣旨

現在 Singapore institute of ACCREDITED TAX PROFESSIONALS (siATAP・以降シンガポール税理士会とする)では倫理規定作成にとりかかっている真最中です。会員の規律正しいプロフェッショナルとしての行動規範を確立すべく行動を始めています。このことについて東京税理士会からぜひ学びたいと思います。本日は宜しく願いいたします。

II. シンガポール税理士会のビジョンについて

シンガポール政府は2020年までにシンガポールがアジアにおける有数のビジネスハブになるためにロードマップを掲げています。その目標を達成すべくシンガポールは戦略的な推進力として会計のハブにならなければいけないと考えています。具体的な行動としては会計セクターにおける人材発掘、国際税制におけるリーダーシップを発揮していきます。このような流れの中でシンガポール税理士会は設立され、そのビジョンは、シンガポールの税の専門家として中心的な存在となり、技術的なことだけでなくプロフェッショナルとしての規範、税の実践でも卓越した組織となることを目指しています。



シンガポール税理士会役員を囲んで

Ⅲ. シンガポール税理士会の使命について

シンガポール税理士会の使命は税の実践のスタンダード・技術能力を促進し、シンガポールで初の税の専門家の認証機関としての機能を持ち、税実務の実績をあげ、会の認識を高め、マーケットに見合うべく税の専門家として高度のスキルをつけ、ひいてはマーケットから認識されるような資格証明をもつことにあります。国内には税に関するシステムとして内国歳入庁、タックスアカデミーシンガポール税理士会、ISCA（公認会計士会）があります。中でもタックスアカデミーは税における認定コース、継続教育コース、他さまざまな問題について学ぶ機会を提供しています。

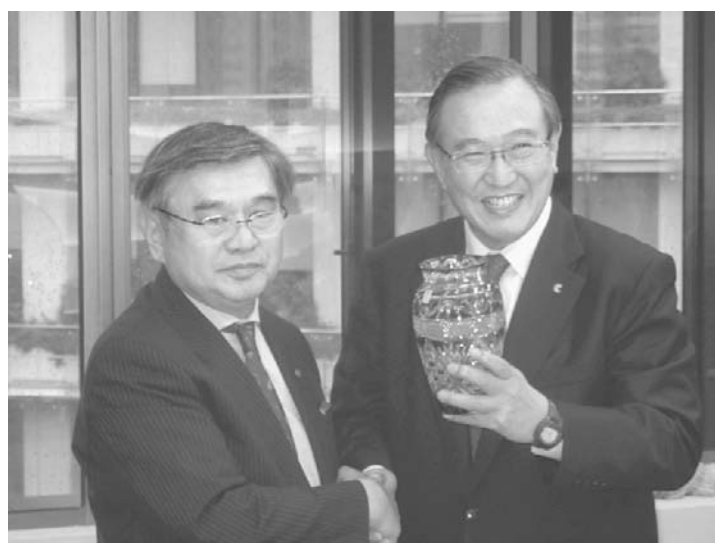
Ⅳ. シンガポール税理士会の構成について

シンガポール税理士会は会計・税務における優れたプロフェッショナルにより構成されています。シンガポール税理士会は認証の付与を通じて他の機関との密接な関係を築いています。15人の理事がいますが、出身母体は内国歳入庁や商業セクター、ビック4、中堅税務事務所、高等教育機関、ロー・ファーム等でありバックグラウンドは様々です。

Ⅴ. シンガポール税理士会の枠組について

シンガポール税理士会では「継続制度専門家開発プログラム(CPE)」を有し、このプログラムは税、監査、金融等であり、税務専門家に関わる範囲であればすべてを含んでいます。なお会では行動規範の改善を探っており、会員は規約を順守しなければなりません。協会の資格付与スキームは3つのカテゴリに区分されます。専門分野には所得税と消費税があり、片方でも両方でも受けることができます。資格を付与される基準についてはそれぞれに実務経験が必要です。これはあくまで税務経験のことで監査や金融の実務経験は含まれません。

このことによって税務における卓越性を達成します。ビック4であれ、小さい事務所であれメンバーに加入することが可能です。シンガポール税理士会は高い水準を持つために、戦略的なパートナーシップ活動、活発なメンバー情報交換、広範に認知度を高めることを柱に活動しています。さらにシンガポール税理士会は内国歳入庁とメンバーが繋がるよう様々なプラットフォームを提供し、メ



神津会長とジェラード・イー会長

ンバーの意見を当局に届けます。

またシンガポール税理士会には3つの技術委員会があります。1つ目は租税委員会で政策・その手順をみています。2つ目は中小企業税務小委員会、3つ目はGST委員会で各々内国歳入庁と協議し問題を解決しています。これ以外にその他の特別委員会があり、さまざまなメンバーの声を政府に届けています。具体的には移転価格税制委員会等があり財務省と協議しています。

究極にめざしているのは我々シンガポール税理士会が専門家の意見を当局に届けることであり、このことを最重要に考えています。

最後に資格を付与されている者が他から区別され、際立ち、資格付与のない者と比べてきちんと認識されていることをビジネスの場でしっかり認識してもらえよう今後も活動していきたいと考えています。

VI. 質疑応答

1. タックスアカデミーとシンガポール税理士会の関連について教えてください。

(A) タックスアカデミーは内国歳入庁傘下の純然たる教育機関であり、レベルは1から3まであります。シンガポール税理士会は先に述べた独自の教育コースを行いつつ、タックスアカデミーの試験を活用し、その結果を加味し我々の認証を付与しています。シンガポール税理士会は教育プログラムの一環としてタックスアカデミーで学ぶ理論だけでなく実務での問題対応を含めたプログラムを継続的に提供しています。



会議風景

2. シンガポール税理士会の教育制度のレベル区分について教えてください。

(A) 下位から順にPTP、ATP、ATAと3つのレベルがあります。

PTPはコンプライアンスのみを行うことが中心業務であり、一定の認定試験の合格または3年の業務経験が必要です。

ATPは5つの科目のうちいずれか1つをクリアし、かつ業務経験が3年あれば合格します。

ATAは税のアドバイザーとして業務経験5年かつタックスアカデミーで上級クラスの所得税と消費税を合格しなければなりません。

3. 上記につきレベルが上がれば仕事の範囲も増えますか。またPTPだとどの程度の仕事ができますか

(A) まず上位のATA資格をとれば業務の幅が広がります。PTPだとコンプライアンス業務のみとなります。ただ大前提としてシンガポールでは税務に資格は不要で、誰でも税務業務をすることができます。

すなわち無資格でも税務調査の立会を含め税務業務ができるのです。ただし上記認定が付与されていることにより信頼が付きまします。例えばアドバイザーはコンプライアンスだけでなく税務に関するプランニングを提示できます。ただ最上級のアドバンステストは包括的で難しくかつ5年実務経験が必要となります。合格すればアドバイザーとして外部に表示することが可能で一般市民に選択肢をあたえ、信頼をもってもらうことができます。

4. 個人の申告はどのようになっていますか

(A) まずシンガポールでは個人の税の申告については雇用者が資料を提出し、それをもって内国歳入庁が税額を通知してきます。従って個人で税務申告をすることはほぼありません。個人事業主の場合は誰に頼んでもいいですが、会に関与していない者の業務レベルは低いでしょう。我々はシンガポール税理士会のアドバイザーが関与することで税務調査も減ることを期待しています。

5. シンガポール税理士会の人数はどれくらいですか

(A) 現在2,300人おり、この内訳はPTPが10%、ATPは40%、ATAは50%となっています。

6. 5年間の実務経験はどのように証明しますか

(A) 申請書が包括的で例えば5年で3社なら各々事細かく経験内容を記載し提出します。例えば消費税(GST)での申請の場合、それに関わる仕事をしてきたこと具体的な証明が必要です。

7. 認証者のトレーニングは義務化されていますか

(A) 義務化されています。毎年ミニマムで30時間です。認証付与は第一段階で翌年から義務となります。

8. 研修時間は3年で90時間とありますがこのことについて詳しく教えてください。
- (A) 例えば現在は1年目で90時間、あとは0時間でもよいことになっていますが目下検討中です。なぜ3年の期間を設けているかですが、例えば子供の教育のため仕事から離れる人もいるので余裕を設けましたが、再考中となっています。
9. シンガポール税理士会の登録費用について教えてください。
- (A) 最初は登録費200ドル、以降上記レベルで費用がちがいます。100ドルから280ドルとなっています。所得税・消費税2つとれば倍となります。
10. 法人は一般的に監査証明があることが前提になっているようだが税務申告との関係を教えてください
- (A) 監査証明は会社法で定められているものです。年間売上が1000万ドル以下は監査免除(見直中)となっています。監査証明に基づく会計数字の提出は適正な税務申告につながりますが、小規模事業者は必要ありません。
11. シンガポールは短期間に経済成長し、今や所得は日本の1.5倍となっていると聞いています。日本と税制が違うとは思いますが、法人実効税率はシンガポールは17%、日本は30%をきるかというところですか。まったく仕組が違うと思う中で、私見では所得控除が多く法人税課税対象が少ないのではないかと考えていますが、シンガポールの法人に対する課税の特徴を教えてください。
- (A) 企業を考慮した税制となっています。内国歳入庁は納税者は正しく納税していると考え信じています。その中で必要な税務調査対応をしています。ただし脱税防止のためペナルティは高いです。シンガポールは今年で建国50年となります。建国初年度から税制に関しては慎重に対応し税を徴収してきました。
12. 昨日の会議での内国歳入庁の説明によれば、申告者410万人の内、課税される個人納税者は半分210万人で法人は17万社と聞きました。日本から比べると非常に少ないと感じました。GSTは9万3千件で更に少ないです。この数字の意味は端的に言えば富裕層から税金を徴収し、一般の方からは多くを徴収しないということなののでしょうか。
- (A) この回答の一旦は相続税が廃止されたことによります。なぜ相続税が廃止されたのでしょうか。それは富裕層は高額な税理士を雇い、綿密な対策を立て海外に所得を隠します。結果、相続税は低所得のタックスプランが出来ない人が納めることになりました。これは相続税本来の姿と違うだろうということで廃止になりました。結果富裕層は海外にお金を持ち出す必要がなくなり、その分国内での支出が増えました。それを反映し直接税は下がり、間接税、消費税は上がっています。この流れは高所得の人からは税金を多く徴収し、低所得からは徴収しないという考えからきています。
- たとえば車についてはCOE(車両登録税)が必要で、それは有価証券と同様に時価が変動します。現在の入札価格は10万ドルとなっています。これを購入してから車を買います。10年間期限で切れたらまた時価で購入することになります。例えば主要地域には専用のゲートがあり自動で課金されます。このように車を購入できる富裕層は多額の税金を払い低所得者は車をあきらめます。例えばトヨタカローラは13万ドルでその内9割が関税です。ほとんどが政府の税金となります。小型車でも8万ド

ルはします。他方で政府は公共交通を万人のためのものとし安価にしています。すなわちどちらをとるか、自分のライフスタイルは自分できめるべきと考えています。

目下のところ、シンガポール政府の資産内容は毎年多くなっており、税務政策は成功しているといえるでしょう。

以上



第7章

KPMGシンガポール事務所

KPMGシンガポール事務所

国際部委員 平塚 秀明

I はじめに

我々シンガポール税制等研修視察団は、最後の訪問先であるKPMGシンガポール事務所を訪れた。同事務所は、3つめの訪問先となったシンガポール税理士会と程近いHong Leong Buildingの中にあった。

KPMGシンガポール事務所では、Tax PartnerであるChiu Wu Hong氏、タックス部門のヘッドであるTay Hong Beng氏、日本関連事業部の田宮武夫プリンシパル アドバイザー、澤田正行マネージャー、及び浅井秀太郎マネージャーの各氏にご対応いただいた。

なお、Wu Hong氏はシンガポール税理士会にもBoard Memberとして参画されており、昨日の同会主催の昼食会でもご一緒させていただいた。

II KPMGシンガポール事務所の概略

最初に澤田氏から、KPMGシンガポール事務所について、

- 「 ・ KPMGはBig Four (注1) の一角を担っております。
・ シンガポール事務所だけで2,600名の職員がいますが、そのうち税務担当者は400名になります。
・ 日系企業のサポートが主たる業務となっており、ASEAN (注2) 進出企業等への事業拡大が狙いです。」

と概略についての説明がありました。

さらに、Wu Hong氏から、

- 「 KPMGシンガポール事務所の業務は、①コーポレート（法人）税務、②個人税務、③間接税、④移転価格の4つがメインです。

近年、コンプライアンス業務からタックスアドバイザー業務へと、税務業務の内容が変わりつつありますが、これはシンガポールビジネスのニーズによるものです。」

との補足がありました。

また、Hong Beng氏からも、

(注1) 世界4大会計事務所 (Ernst & Young、Deloitte Touche Tohmatsu、KPMG、Pricewaterhouse Coopers を指す。)

(注2) Association of South-East Asian Nations (東南アジア諸国連合)。加盟国は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの全10か国。

「シンガポールはアジア・太平洋地域のハブ拠点であり、世界の各国から企業が集まり、多くの企業が持株会社を設立しています。それに併せて、国際税務の仕事をするようになりました。そこでは、シンガポールのみならず他の国々の税務に関する知識が必要となるので、KPMGシンガポール事務所では、日本、中国、イギリス、アメリカ、インドのカントリーデスクを設置しています。」

との補足がありました。



KPMGシンガポール事務所の方々（左から5名）

Ⅲ 質疑応答

KPMGシンガポール事務所では、事前にシンガポール税制に関する資料の提供を受けていたので、それらの解説等を省略し、研修視察団からの質問に対しKPMGから回答をいただく質疑応答形式での意見交換となった。

なお、以下では質疑応答の内容を再現するため、会話の内容を一部補足しながら記述してある。ただし、質問もしくは回答の中で必要と思われる事項については、欄外に注釈として追記してある。

注釈については、国税庁国際業務課（長期出張者）寺田裕子女史による『シンガポールの税務行政と税制の概要』（2011年5月時点）を参考にしたが、この文献は国際部会で事前に勉強した際に活用した資料の1つである。

質問(1)

昨日のシンガポール税理士会との会食時に話題に上がったのですが、JICPA(注3)がシンガポールへ進出する日系企業の手助けをしているらしいこと、ご存じですか。

回答(1)

日本のあずさ監査法人からの出向中で日本の公認会計士である浅井氏から、「JICPAのメンバーがシンガポールに視察に来られた際、シンガポールで働いている日本人会計士と意見交換する機会がありました。JICPAはBig Fourの各事務所提供している仕事内容やサービス内容をまとめたうえで情報発信し、シンガポールに進出しようとしている日系企業へのサービスの一環としているようです。日系企業からの問い合わせに対し紹介する程度の内容らしいのですが、始まったばかりであり、実際のところまだ動きはないようです。」

との回答をいただいた。

質問(2)

移転価格についての質問です。シンガポールの税率が17%で、日本・アメリカ等の税率が30%以上の状況では、シンガポールから日本・アメリカへ所得を移転するメリットがありません。IRAS(注4)が、移転価格(注5)について文書化や他にも力を入れている目的は何だと思われますか。

回答(2)

シンガポール政府としては、市場における認識を懸念しています。移転価格ガイドライン(注6)を用いて、「シンガポールは国際的スタンダードに準拠している。」ことを他国政府へのメッセージにしています。

質問(3)

IRASによる移転価格の調査のポイントは何かですか。

回答(3)

1番目に、シンガポール政府の懸念事項として、ヘッドオフィスにおける支出の問題があります。例えば、日本にヘッドオフィスがある場合、「価格移転が独立企業間価格(注7)によって行われているかどうか。」です。

2番目に、香港とシンガポールの税率が同じ水準なので、シンガポールから香港へ資金が流出していないかを心配しています。

(注3) The Japanese Institute of Certified Public Accountants (日本公認会計士協会)

(注4) Inland Revenue Authority of Singapore (シンガポール内国歳入庁)

(注5) 移転価格 (TP=Transfer Pricing)

(注6) 2006年2月に公表された移転価格ガイドライン。原則として、OECDガイドラインに準拠しており、すべての関連者取引(国内及びクロスボーダー)に適用される。文書化については、独立企業間価格(ALP)の算定を裏付けるための適切な情報を文書で保存することが推奨されているが、どのような文書を用意しなければならないか、どのように文書を保存すべきか、等については具体的には規定されていない。(出典:『シンガポールの税務行政と税制の概要』以下(※)について同じ。)

(注7) 独立企業間価格(ALP=Arm's Length Price)

3番目に、融資にかかる利息です(注8)。

4番目に、ロイヤリティーに関して、です。

例えばこうした4つの事項について、「税の優遇措置を受けたいがために、移転価格を悪用しているのではないか。」といった視点で、移転価格に注目して調査しているのではないのでしょうか(注9)。

調査する前に書面での質問のほか、現地資料の確認を実施した後、調査ではなく協議が行われているようです(注10)。

インドネシア・ベトナム・マレーシアとの移転価格に関する協議では、理路整然としていません。シンガポール政府にきちんとした税制がないと税金を浸潤されるので、シンガポールの企業を不用意な税金に関する言い掛かりから守るために、ガイドラインに基づく協議が必要となります。

シンガポール政府として、国際的な認識のために、法制ではなくガイドラインに準拠していますが、これには強制力がありません。だからといって、移転価格について法制化すると外国からの投資が後退してしまいます。

アジア・太平洋地域において他国も移転価格に関して行動的であり、シンガポールよりも税率が低い国がある限り、シンガポールの利益が流出する可能性があるので、こうしたことへの防御のためにもガイドラインが戦略的に必要となります。

質問(4)

ITA(注11)のセクション34D(注12)は、IRASによる移転価格の課税根拠にしているのですか。

回答(4)

新ガイドラインは、5~6年前に施行された新しいものなので、課税の根拠とはなっていません。もちろん、独立企業間価格でなければIRASが権限を発揮して調整することができるようになっていきます(注13)。

なお、私達の認識では、セクション34Dは新ガイドラインのベースにはなっていると思います。

(注8) 2009年2月に貸付け及び役務提供に関する e-Tax Guide が公表され、関連者間の貸付け及び役務提供に対する ALP の適用について規定された。2011年1月以降、貸手がシンガポール納税者、借手がシンガポール国外関連者の場合のすべてのクロスボーダーローンに対して、ALP の金利を設定することが求められることとなった。(※)

(注9) 2006年に公表された移転価格ガイドラインの遵守状況を評価することを目的として、2008年7月に移転価格(TP)コンサルテーションに関する通達が公表された。一定の基準をベースにリスク評価を行い、対象とする企業を選定している。選定された企業に対しては、質問票を送付し、回答内容からさらに数を絞って企業を選定し、フィールドビジットという形で、納税者を訪問している。その結果、IRAS は一定の評価を行い、TP リスク管理における改善点があれば提言を行っている。(※)

(注10) APA プロセスの効率化を目的に、2008年10月に APA にかかる行政上のガイドラインが公表された。APA 申請書提出前の IRAS とのミーティング(Pre-Filing Meeting)及び申請書の提出のタイミング等を規定している。(※)

(注11) Income Tax Act (シンガポール所得税法)

(注12) 2009年12月29日より施行された独立企業間原則を明記するための新条項。ITA34条 D 項では、関連者間取引について独立企業間原則を遵守すべきである旨、移転価格同時文書がなければ適及的な減算調整が認められない旨等が明文化されている。

(注13) ITA 34 条 D 項では、関連者間取引が独立企業間価格で行われない場合、ITA33条「一般的租税回避防止規定」を使うまでもなく、税務当局が更正を行うことが規定されている。(※)



KPMGシンガポール事務所での会議風景

質問(5)

昨日のIRAS訪問時に、「シンガポールは1 SGD（シンガポールドル）の徴税コストが1セントにも満たないほど極めて低い。」との説明がありました。また先程訪問したシンガポール税理士会では、「徴税コストが低いのは、制裁が厳しいから。」との説明もありました。徴税コストが低いのは、制裁が厳しいからだけなのですか。

回答(5)

徴税コストが低い理由については、IRASからの説明のとおりだと思います。

また他にも、次のような理由もあるかもしれません。

- ① テクノロジーの活用や申告面でのe-tax（注14）の活用。
- ② 罰金の金額。
- ③ シンガポール人の国民性。シンガポール人は、コンプライアンスを重視するし、ルールを守る気質です。また、サラリーマンの収入等については使用者に報告義務があるので、サラリーマンはIRASからの賦課決定を待つだけです（注15）。他に所得がなかったり、クレームがなかったりするのであれば、非常にシンプルで

（注14） 2010年分の個人所得税期限内申告のうち、約96%にあたる87万件が電子申告された。なお、電子申告・電子手続等が利用できる範囲は、全税目にわたっている。（※）

（注15） No-Filing Service。Auto Inclusion Scheme（給与所得情報等の電子情報提供制度）により、雇用主から電子的に入手した従業員の給与、賞与、控除対象となる寄付金、CPF（中央積立基金：日本の社会保険料に相当）などの情報と、過去の申告内容から判断した人的控除（配偶者控除、子供控除、両親控除等）の情報を基に、IRASが税額を計算し納税者に通知する制度。（※）

す(注16)。またこれにより、昨年のデータではありますが、個人申告において国民の30%の人々は何も申告しなくても適正に課税が済んでいます(注17)。

- ④ 消費税の内部統制プログラム(ACAP)(注18)の活用。GST(注19)のみに限定されますが、革新的な方法として、専門的な知識を提供する会社に支払う費用の一部を補助することで、納税者が事前に健全性のチェックを受けて間違いのないようにさせています。なお、費用補助(注20)は、2014年度に廃止されました。
- ⑤ 当局は税の未徴収者への対策として、申告時に計上した収入の漏れや経費が過大であったことに気付いた場合、自主的な修正申告を求めています(注21)。申告期限から1年以内に修正申告を行った場合、ペナルティー(加算税)はありません。申告期限から1年を過ぎると、1年につき過少申告した税額の5%ずつが加算されるので、2年以内、3年以内、4年以内とペナルティーが徐々に高くなっていきます。

個人所得税に関して言えば、日系企業に勤務する人たちが日本でのボーナスや居住手当の申告を洩らすことが多いようです。税務調査で見つかれば最大400%(注22)のペナルティーになるので、KPMGではセミナーを開きこうした申告漏れに対して注意喚起をしています。また当局としても、書面での周知を図っており、商工会議所等へも書面を備え付けています。

質問(6)

この回答に依れば、シンガポール人の気質からすると、租税回避行為はないのですか。会社が優遇税制を装って、租税回避する事例はありますか。

回答(6)

租税回避が全くゼロということはありません。シンガポール人よりも外国人の方が税制を詳しく知らないために、申告漏れが多いのが実情です。企業の事例では、インセンティブを支払った場合に、通常、所得にインセンティブを加えた金額が課税対象となるので、ズレ(申告漏れ)が生じるケースが多々あります。

(注16) No-Filing Serviceにより通知された内容について、人的控除等の変更がない納税者は確定申告が不要となる。変更項目がある納税者は確定申告を行う必要があるが、電子申告画面にアクセスした際、給与情報・各種控除金額の情報が入力済みのため、変更項目の補完入力のみで確定申告が完了する。(※)

(注17) 2010年分確定申告については、Auto Inclusion SchemeによりIRASが給与情報等を入手していた給与所得者79万人のうち、66万人については、確定申告が不要となった。(※)

(注18) Assisted Compliance Assurance Program (ACAP)(消費税の内部統制プログラム)。2011年4月IRASにより導入された。申請要件を充足するすべての消費税課税事業者による任意参加が可能。プログラムに参加すると、企業又は顧問会計事務所は、自ら消費税に関する内部統制の評価を一定期間行い、その評価レポートをIRASに提出する。IRASによる審査に合格した企業等には、消費税の税務調査が最大5年間免除される。(※)

(注19) Goods & Services Tax (消費税)

(注20) ACAPに参加した企業が負担した評価レポート作成のための特定費用(会計事務所に対する報酬等)について、S\$50,000を限度に費用の50%がIRASにより補助される。(※)

(注21) IRAS Voluntary Disclosure Program (VDP)(自主開示プログラム)。脱税ではなく、過失・誤謬により生じた申告漏れにのみ適用される。

(注22) 故意・過失のない軽微な誤りによる過少申告であっても、自主開示しなかった場合には増差本税の100%、脱税の意図をもって所得隠しをした場合には増差本税の300%、罰金・禁固刑等の刑事罰、重大な詐欺的脱税の場合には増差本税の400%の加算税が課される。(※)

質問(7)

日本の上場企業は史上空前の業績であり、3期決算連続で上昇しています。その割には、賃金は一向に上昇していません。シンガポールの平均年収は日本の1.5倍だそうですが、シンガポール税制による影響を究明したいと思って視察に来ました。またIRASの説明では、シンガポールの予算編成時の収入予算のうち、税収が90%を占めているとのことでした。それに対し日本では、残念ながら税収は国家予算の半分以上をようやく超えているのが現状です。その辺りのことをどうお考えですか。

回答(7)

2016年度からの個人所得税の改正により、320,000SGD（シンガポールドル）以上の課税所得に対し、最高税率が20%から22%に引き上げられます。

他には、地の利、インフラ、アジアからの連結といった理由から、法人税の税収が大きいのではないのでしょうか(注23)。

また、GST（消費税）の徴収も大きいのではないのでしょうか。GSTについては、常に税率の引き上げが噂されていますが、仮に7%から10%に引き上げられるとしたら、そもそも物価が上昇している中でのGSTの増税となり、国民が納得せず受け入れられないのではないのでしょうか。もし引き上げれば、賃上げに影響を及ぼし、悪循環に陥りかねません。

シンガポールにおいて個々人の賃金（所得）が上がっているのは、プロフェッショナルな人材が不足していることも原因です。昔は外国人の受け入れに寛容でしたが、昨今は厳しくなっています。ビジネスの継続性のためには人材確保が必要ですし、賃金を上げないと人材が流出してしまうので、賃上げせざるを得ない状況です。シンガポールへの進出企業の増加に伴い、人の取り合いになっています。シンガポールでは、転職によって人がより条件の良い企業へ移転するなど、人の流動性が高いことが日本の賃金体系と異なる点ではないのでしょうか。

質問(8)

移転価格調査において、ターゲットとされている業種や業界はありますか。

回答(8)

結論から言えば、ターゲットとなる業種は特にありません。調査対象となるのは、過ちのある会社ではなく、大企業で取引量の多い企業になります。IRASはこうした大企業に対し、文書により独立者間価格について、算定方法等を含め問い合わせをしています。会社の選別としては、財務報告書の中で関係者間取引のウェートの大きいところとなります。

過去数年間では、電子部品や商社等をターゲットにしていたようです。最近では、無形資産－知的財産を所有している企業について注目していると言われています。

(注23) シンガポールでは、法人税と所得税はともに所得税法（Income Tax Act）に規定されており(※)、IRASの資料においても両者は区別されておらず、2014/15年度税収の内訳では43%となっている。

IV おわりに

以上、研修視察団とKPMGシンガポール事務所との活発な意見交換が行われ、当初の予定時間である1時間を多少オーバーしつつも、無事に終了した。今回の研修視察の目的であった関心事の質問に対し有意義な回答が有られたので、参加メンバーは満足気な様子であった。

今回の訪問にあたり、国際部委員であるKPMG税理士法人の小出一成氏から、シンガポール税制に関する資料を御提供いただいた他、訪問先として御尽力いただいたことに、感謝申し上げます。



会議終了後、KPMGシンガポール事務所の受付ロビーにて

その他資料

I 12月17日関連資料

GST Assisted Compliance Assurance Programme (GST ACAP)



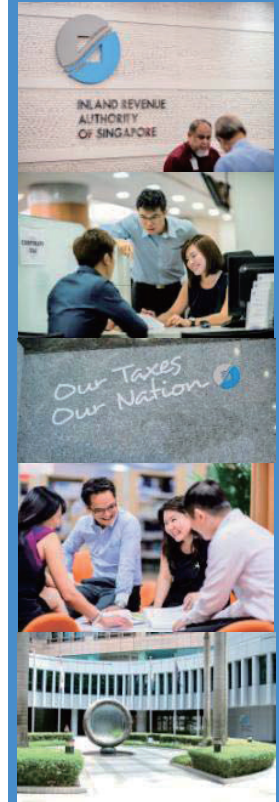
www.iras.gov.sg



[Twitter.com/IRAS_SG](https://twitter.com/IRAS_SG)



[Facebook.com/irassg](https://facebook.com/irassg)

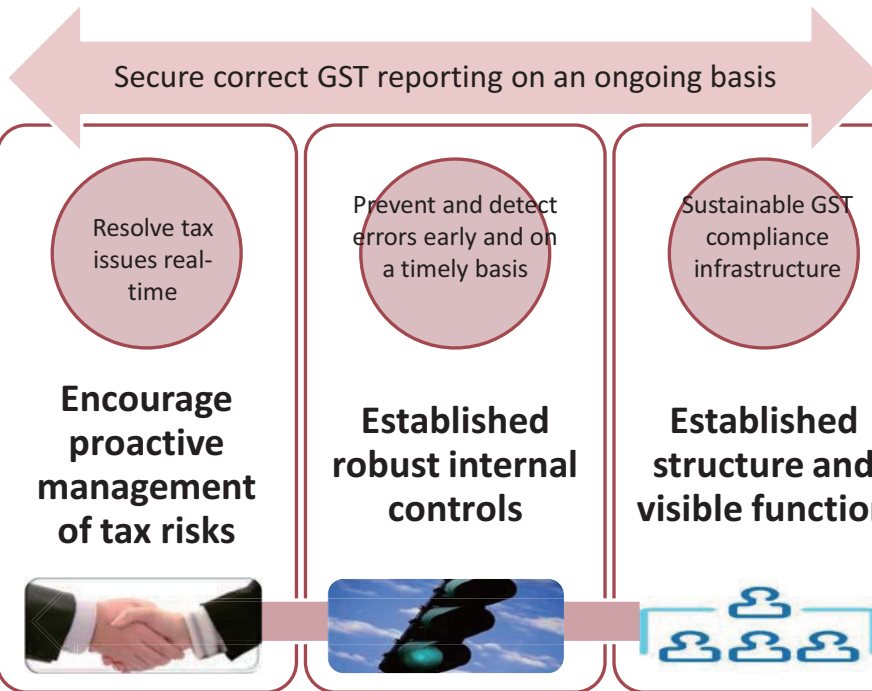


Assisted Compliance Assurance Programme (ACAP)

Designed for large corporates that place importance on GST risk management as part of good corporate governance

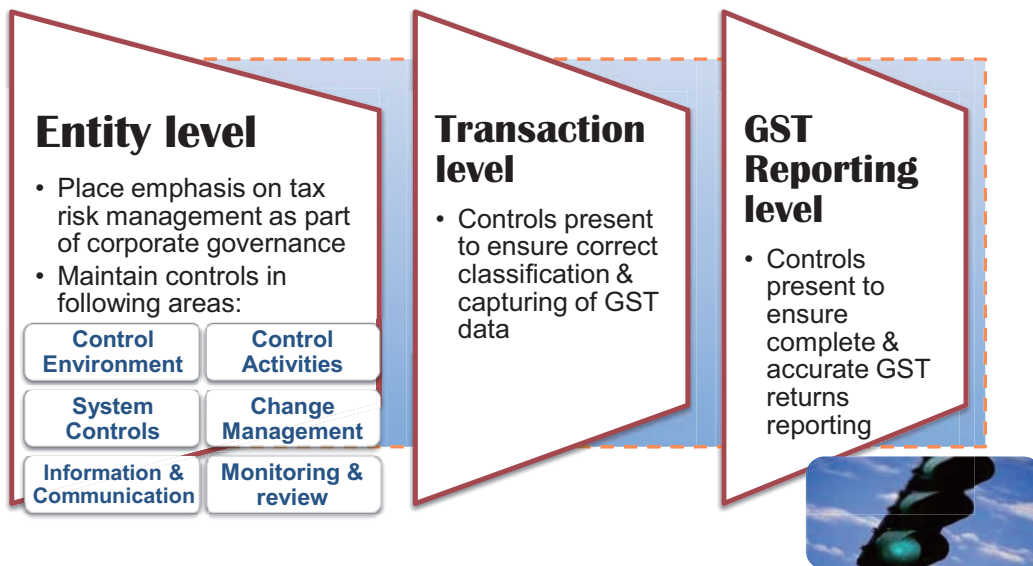
Comprehensive and holistic risk-based review on internal controls

ACAP



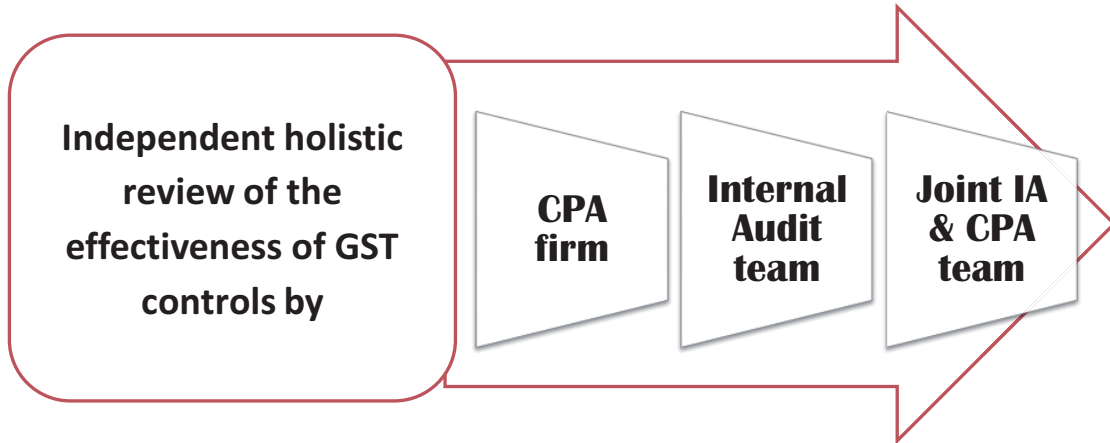
Overview of ACAP

GST Control Framework



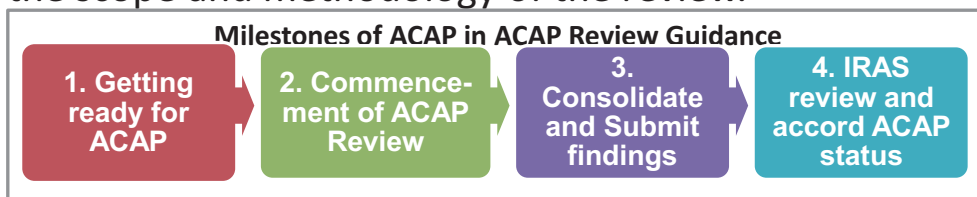
Overview of ACAP

Arrangements to conduct ACAP

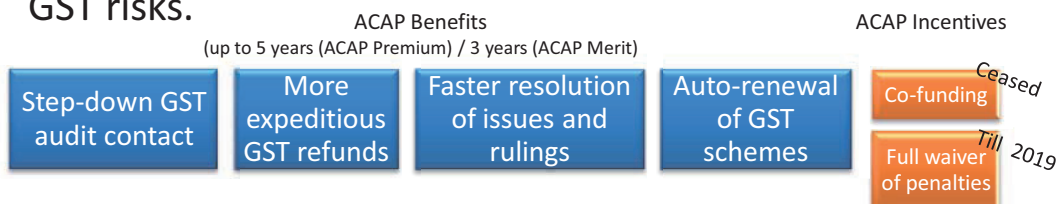


ACAP Package

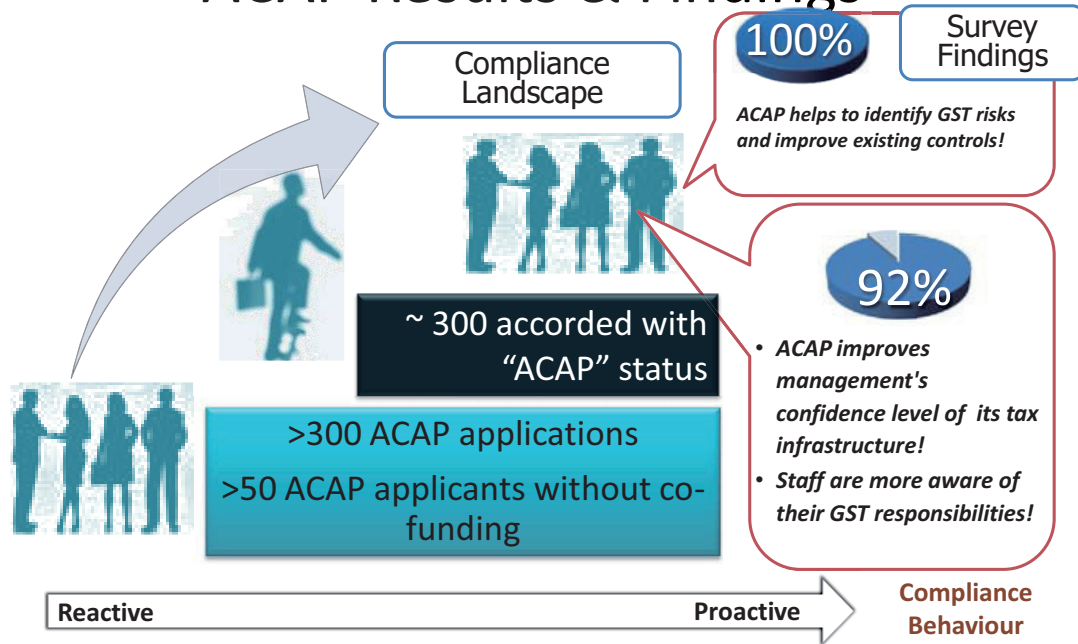
- Self-explanatory package with step-by-step guidance on the scope and methodology of the review.



- IRAS will accord ACAP status (Premium or Merit) with benefits to corporates having good controls in managing GST risks.



ACAP Results & Findings



Overview of Tax Administration in Singapore

Ng Shao Zhi

Principal Corporate Planning Officer

Corporate Development Division

17th Dec 2015



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE



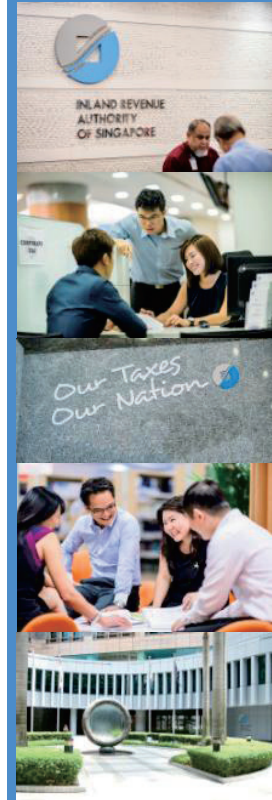
www.iras.gov.sg



[Twitter.com/IRAS_SG](https://twitter.com/IRAS_SG)



[Facebook.com/irassg](https://facebook.com/irassg)



Outline

- **Overview of Singapore's Tax Policy**
- **Overview of the Inland Revenue Authority of Singapore (IRAS)**



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

2



Singapore

Size: 718 sq km

Population: 5.5 million

Per Capita GDP: S\$71,000



Source: Singapore Department of Statistics

3

Singapore's Fiscal Policy

Promote and support sustained economic growth

Maintain a balanced budget

Focus government expenditure on delivering essential public goods and services



4

Singapore's Tax Policy

Maintain a competitive tax structure

Build a broad revenue base

Have a balanced mix of direct and indirect taxes



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

5

Singapore's Tax Policy

Ensure sufficient funding for government expenditure

Promote economic objectives

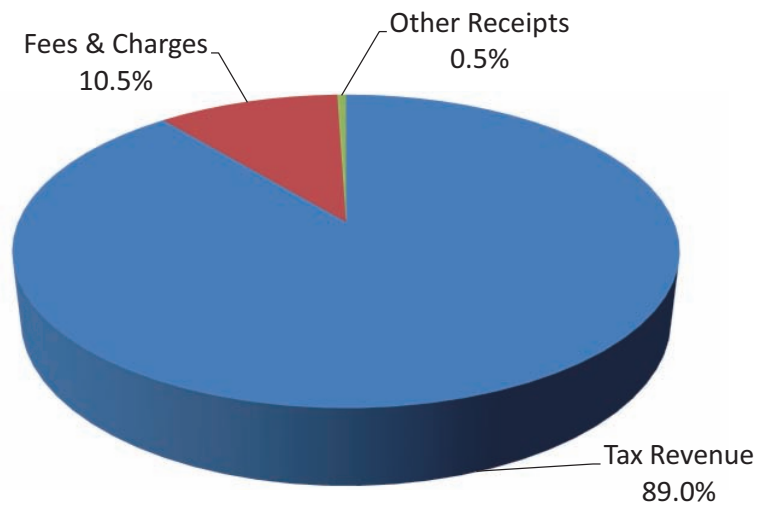
Promote social goals



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

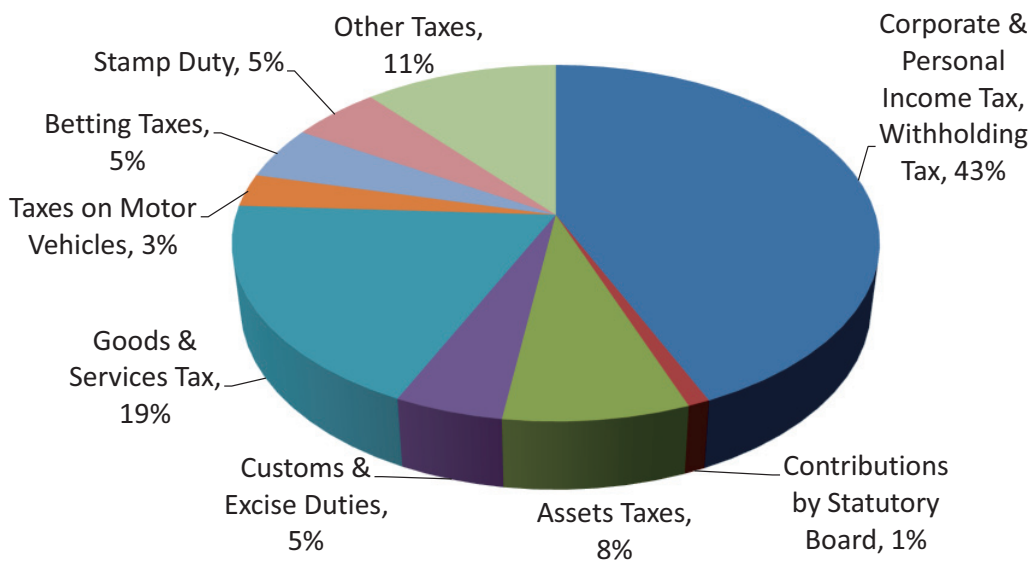
6

Distribution of FY2014/15 Government Operating Revenue



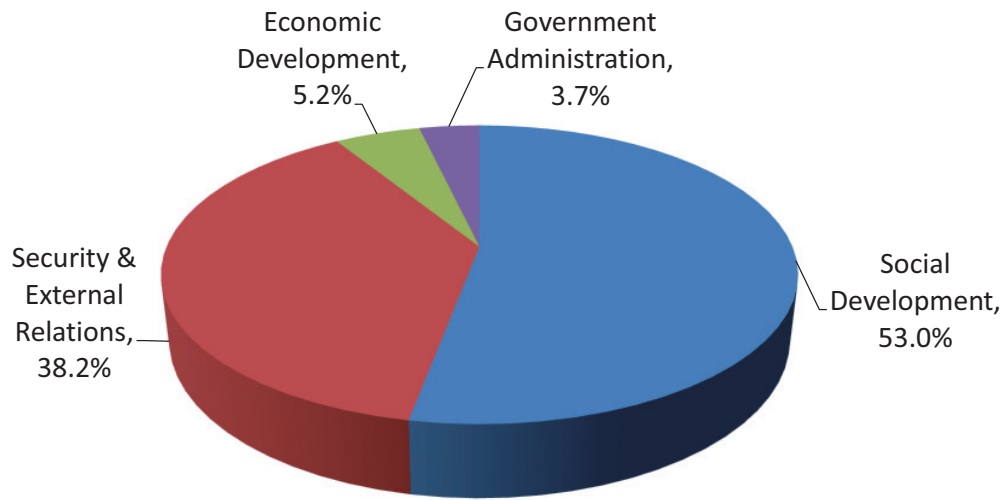
Source: Economic Survey of Singapore 2015

Components of FY2014/15 Tax Revenue



Source: Economic Survey of Singapore 2015

Distribution of FY2014/15 Government Operating Expenditure



Source: Economic Survey of Singapore 2015



Overview of IRAS

IRAS

Statutory Board since
1 September 1992

Governed by “Inland Revenue Authority of
Singapore (IRAS) Act”

Under the purview of
Ministry of Finance (MOF)

Mission

Agent of the Government

Administer the tax laws

Assessment. Collection. Enforcement.

Advise the Government on taxation matters

**Represent Singapore internationally on
taxation matters**

Other Functions

Advise the Government on matters relating to property valuation

Grant licences to appraisers under the Appraisers Act

Any other functions as assigned by Minister
E.g. administration of Jobs Credit Scheme, Wage Credit Scheme

Tax Acts Administered by IRAS

Income Tax Act

Goods and Services
Tax Act

Property Tax Act

Stamp Duties Act

Betting and
Sweepstake Duties
Act

Private Lotteries Act

Casino Control Act
(Part IX)

Economic Expansion
Incentives (Relief
from Income Tax) Act

Estate Duty Act (only
for deaths before 15
Feb 2008)

IRAS' FY2014/15 Taxpayer Base

Number of Taxpayers Served by IRAS: **4.1 million**

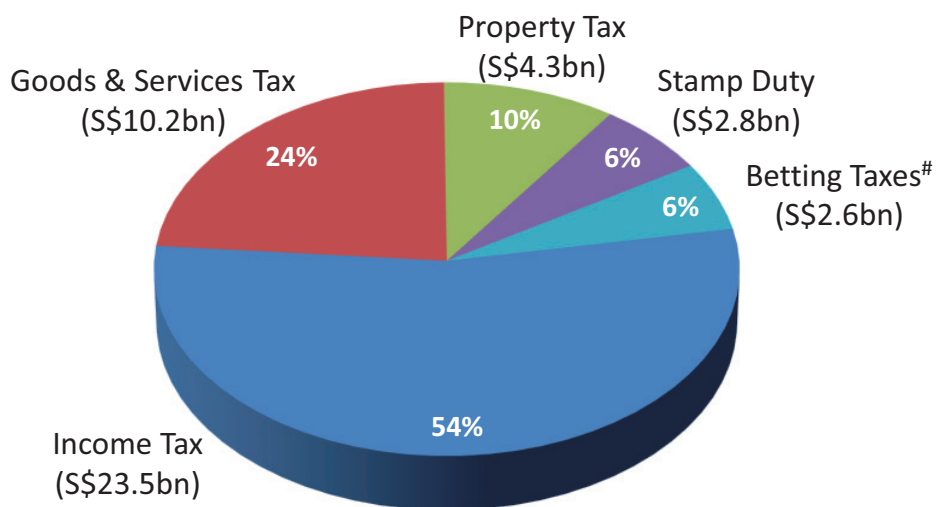
Tax Type	Number of Taxpayers
Corporate Income Tax	172,604
Individual Income Tax	2,184,698
Goods & Services Tax	93,060
Property Tax / Contribution Tax	1,341,390
Stamp Duty	354,281
Betting Taxes	94
Total	4,146,127



15

IRAS' FY2014/15 Tax Collections

Total Taxes Collected by IRAS: **S\$43.4 billion**

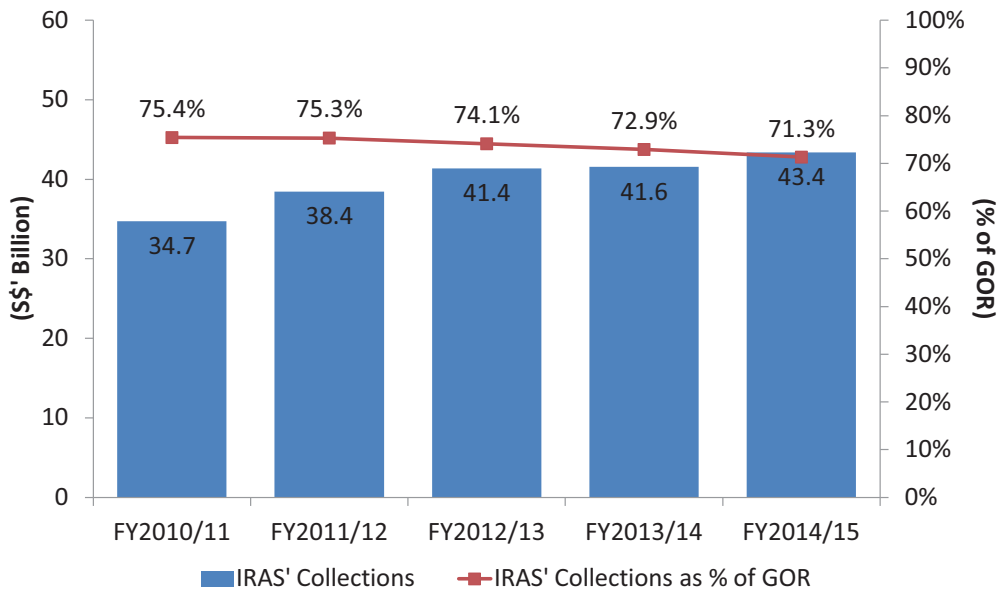


– Include Betting Duty, Casino Tax and Private Lotteries Duty

16

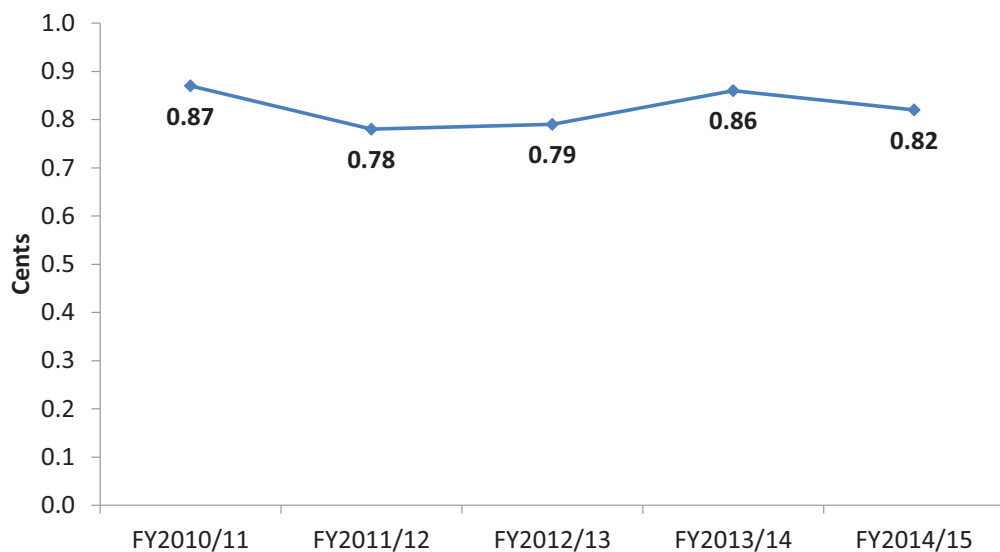
IRAS' FY2014/15 Tax Collections

IRAS' Collections as a % of Government Operating Revenue



Cost per Dollar of Tax Collected

Less than one cent to collect every dollar of tax revenue



Governance Structure

■ IRAS Board

- IRAS Board sets strategic directions
 - Chairman: Permanent Secretary (Finance)
 - 8 other members from public and private sector including the Commissioner

- Board is supported by 2 committees
 - Audit Committee
 - Staff Committee A

Governance Structure

■ IRAS Senior Management Team

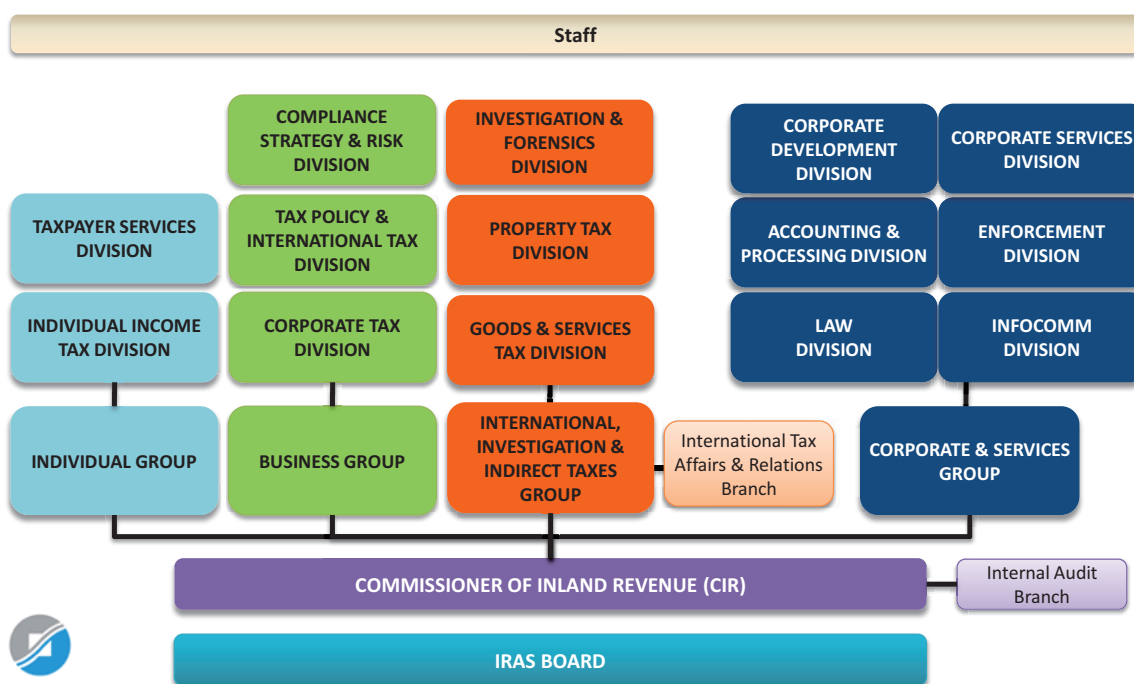
- Commissioner of Inland Revenue / Chief Executive Officer
 - Responsible for the proper administration and management of IRAS
 - Holds statutory appointments of various tax statutes administered by IRAS

- CIR / CEO is supported by the Senior Management Team
 - Responsible for the day-to-day running of the respective groups and divisions

Governance Structure

- Internal audit function
- Regular audits by Auditor-General's Office
- Annual reports submitted to Minister and presented to Parliament

Organisation Structure



Organisation Structure

Area of Focus 1: Customer

- Tax Management Divisions (TMD)
 - Focus on the types of customers & tax types
 - End-to-end accountability for each group of taxpayers
 - Service
 - Assessment
 - Compliance

Organisation Structure

Area of Focus 2: Capabilities

- Corporate & Centralised Services
 - Internal suppliers to Tax Management Divisions
 - Focus on efficiency & effectiveness of functions
 - Processing
 - Infocomm
 - Debt Management

Thank You



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

The information presented in the slides aims to provide a better general understanding of taxpayers' tax obligations and is not intended to comprehensively address all possible tax issues that may arise. This information is correct as at **DDMMYYYY**. While every effort has been made to ensure that this information is consistent with existing law and practice, should there be any changes, IRAS reserves the right to vary our position accordingly.

25

IRAS Accredited Tax Specialists Scheme

Jasmine Koh

Senior Human Resource Officer

Corporate Services Division

Date of Presentation: 17-December-2015



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE



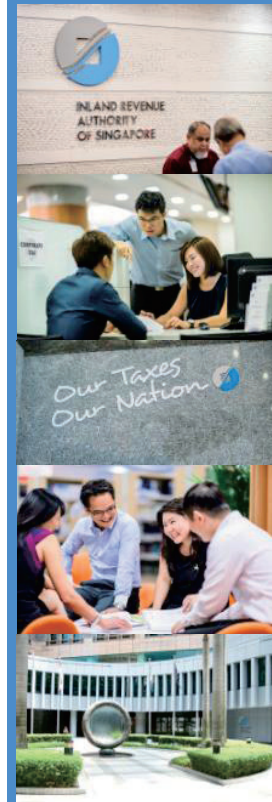
www.iras.gov.sg



[Twitter.com/IRAS_SG](https://twitter.com/IRAS_SG)



[Facebook.com/irassg](https://facebook.com/irassg)



Agenda

- Accredited Tax Specialist (ATS) Scheme
- Master Tax Specialist (MTS) Programme



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

© 2015 Inland Revenue Authority of Singapore. All Rights Reserved.

2

Accredited Tax Specialist Scheme

Overview

- Introduced in 2003
- Current number of ATs: 177
- The scheme provides a structure for
 - Raising technical competency of our specialists.
 - Recognising tax officers who have attained a high level of technical competence.
 - Encouraging tax specialists to continually upgrade, share their technical knowledge, and contribute to the technical development of other tax officers in IRAS.

Accredited Tax Specialist Scheme

Overview

- The Specialist Development (SD) Committee, comprising senior management representatives, oversees all development issues of ATs
- Chaired by Deputy Commissioner (Business Group)

Accredited Tax Specialist Scheme

Accreditation Process

■ Interested officers who fulfil the following criteria may apply for accreditation:

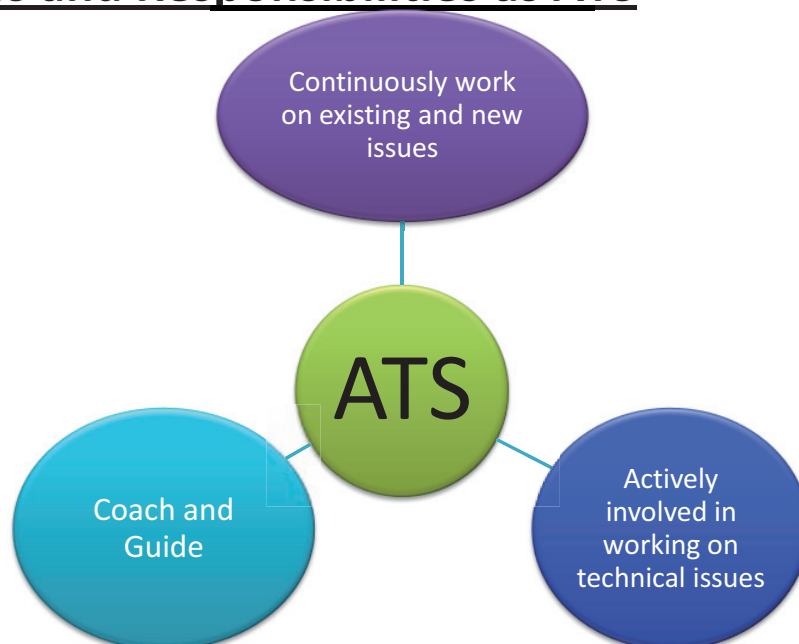
- Of a minimum salary grade
- Passed required tax training
- Gained sufficient working experience in relevant tax type (approx 4 years)



■ Accreditation Panel is the approving authority for all applications

Accredited Tax Specialist Scheme

Roles and Responsibilities as ATS



Accredited Tax Specialist Scheme

Designation

Giving greater recognition to the role as tax specialists:



Accredited Tax Specialist Scheme

Maintaining of Accreditation Status

- ATS are expected to maintain their technical competence through participating in the maintenance activities such as sharing on technical issues, writing technical papers, teaching tax courses, etc.
- An ATS would lose his ATS status if he fails to obtain the required maintenance points for 3 consecutive years

Master Tax Specialist Programme (from 2010)

Impetus

From ATS to MTS (Master Tax Specialist)

- Increasingly complex and globalised business environment that we have to operate in
- Need to develop deeper specialised knowledge in order to anchor our position as a thought leader in tax areas



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

© 2015 Inland Revenue Authority of Singapore. All Rights Reserved.

10

Master Tax Specialist Programme

Overview

- A framework to
 - Enable ATs to deepen their knowledge and competence in specific areas of taxation and/or industries
 - Broaden their understanding of related non-tax issues on a specific subject matter such as regulatory rules, corporate structures
- Introduced in 2010
- No. of MTSs: 4
- No. of MTS Trainees: 3



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

© 2015 Inland Revenue Authority of Singapore. All Rights Reserved.

11

Master Tax Specialist Programme

Overview

■ Areas of specialisation identified based on the following considerations:

- Depth of the significance of the economic or tax area
- Complexity of application of law in the area
- An area that is sufficiently dynamic or developing

■ To date, our MTSs are experts in:

- International Tax;
- Finance Industry;
- UK Tax System, Corporate and Financial Restructuring; and
- US Tax System, Laws and Regulations Governing Business Entities in US

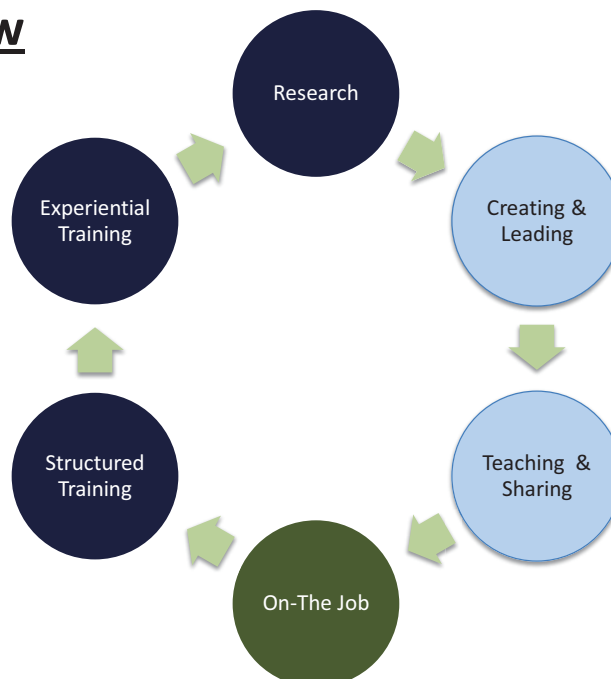


© 2015 Inland Revenue Authority of Singapore. All Rights Reserved.

12

Master Tax Specialist Programme

Overview

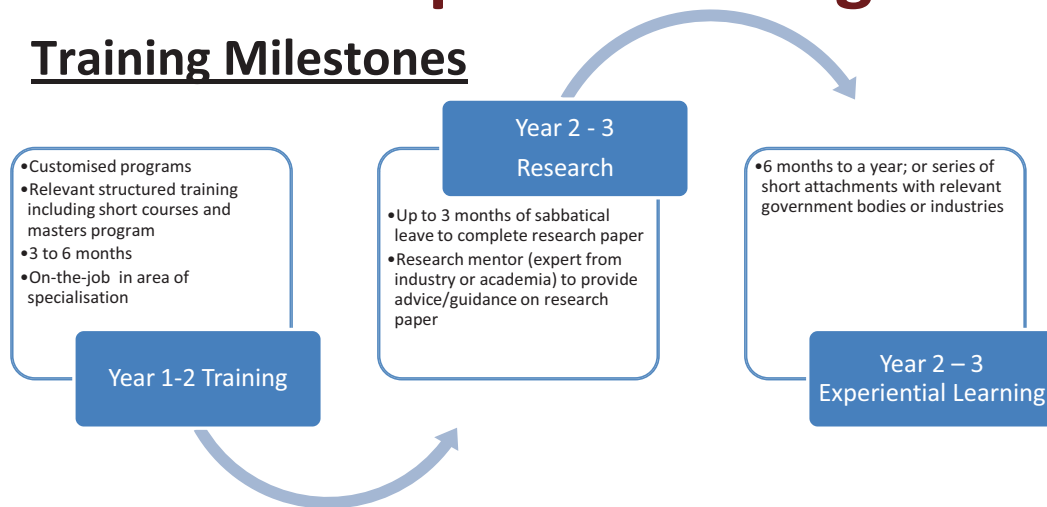


© 2015 Inland Revenue Authority of Singapore. All Rights Reserved.

13

Master Tax Specialist Programme

Training Milestones



Up to 3 years to complete training and development



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

© 2015 Inland Revenue Authority of Singapore. All Rights Reserved.

14

Master Tax Specialist Programme

Certification as MTS

- Evaluation on the research work done and technical competence in the area of specialisation by mentor, accreditation panel and independent evaluation panel comprising academicians and industry experts
- Work performance on the job during the period of training



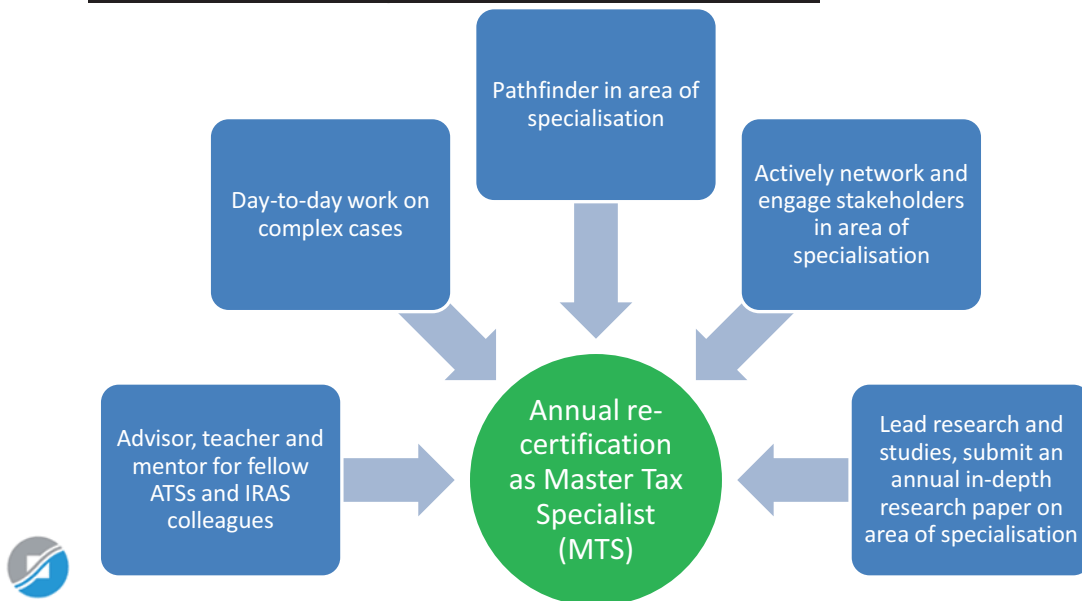
INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

© 2015 Inland Revenue Authority of Singapore. All Rights Reserved.

15

Master Tax Specialist Programme

Roles and responsibilities as MTS



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

© 2015 Inland Revenue Authority of Singapore. All Rights Reserved.

16

Master Tax Specialist Programme

Maintaining of Certification Status

■ MTS would need to submit:

- An annual workplan
- A tax-related research paper pertaining to the area of specialisation every 3 years

■ Specialist Development Committee will evaluate based on:

- Work Performance
- MTS workplan and contributions made

■ Up to 3 months sabbatical leave may be set aside to



support the MTS in fulfilling the workplan requirements

INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

© 2015 Inland Revenue Authority of Singapore. All Rights Reserved.

17

Master Tax Specialist Programme

Rewards and Recognition

Component	MTS Trainee (payments during period of training)	MTS (payments after certification)
Monthly allowance	√	√
Bonus	-	MTS bonus
Annual allowance	ATS allowance	Nil



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

© 2015 Inland Revenue Authority of Singapore. All Rights Reserved.

18

Thank You



INLAND REVENUE
AUTHORITY
OF SINGAPORE

The information presented in the slides aims to provide a better general understanding of taxpayers' tax obligations and is not intended to comprehensively address all possible tax issues that may arise. This information is correct as at **DDMMYYYY**. While every effort has been made to ensure that this information is consistent with existing law and practice, should there be any changes, IRAS reserves the right to vary our position accordingly.

© 2015 Inland Revenue Authority of Singapore. All Rights Reserved.

19



Make waves • Government • Industry • Academia

Overview of Tax Academy of Singapore and SMU-TA Centre for Excellence in Taxation

55 Newton Road #B1-01 Revenue House Singapore 307987 www.taxacademy.sg

Agenda



Make waves • Government • Industry • Academia

Tax Academy of Singapore:

1. Premier Centre for Tax Education and Regional Tax Knowledge Hub
2. A Platform for Tax Exchange
3. Enabler for Thought Leadership in Taxation Matters -
SMU-TA Centre for Excellence in Taxation

2

About Tax Academy

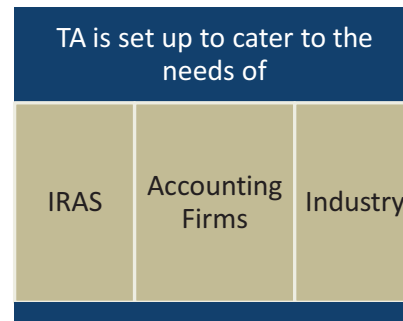
Make waves • Government • Industry • Academia

Mission

- Raise professional competency of tax community
- Develop our standing as a leading centre for taxation and regional tax knowledge hub

Corporate Goals

- A premier centre for tax education and regional tax knowledge hub
- A platform for tax exchange
- An enabler for thought leadership in taxation matters
- Self-financing



3

Formation of Tax Academy

Make waves • Government • Industry • Academia

Before TA's inception in 2006

Existing training resources fragmented

- Training of IRAS and Big 4 ran independently, serving own needs
- In-house tax professionals and tax professionals with small firms had less access to good training

Need to meet the wider tax community's training needs

- Provide structured and robust training platform, particularly for wider community

Need to grow and deepen tax expertise to better support Singapore's business hub role

- Tax being an essential professional support and service for multinational enterprises with cross-border investments



4

1. Premier Centre for Tax Education and Regional Tax Knowledge Hub
 - Delivers high standards of tax education for tax professionals
 - Enhances professional capacity for cross-border tax advisory services

5

Training Programmes



Make waves • Government • Industry • Academia

Structured Courses

- Provides essential building blocks in tax education for professionals
- Programmes facilitated by IRAS tax specialists and recognised experts from industry (e.g. senior personnel from Big 4)

Level	Target Audience	Domestic Tax	International Tax (new)
Level I – Basic	No or little knowledge in subject	Income Tax (Individual)	Tax Treaties & Transfer Pricing
		Goods & Services Tax	
Level II – Intermediate	Basic knowledge in subject and 1-2 years of relevant working experience	Income Tax (Business & Corporate)	Tax Treaties, Transfer Pricing & Selected Countries' Tax Systems
		Goods & Services Tax	
Level III – Advanced	More than 3 years of relevant tax experience	Advanced Tax Programme	Leiden-NTU-TA Advanced Management Programme
		Advanced Goods & Services Tax	
		Advanced Property Tax	

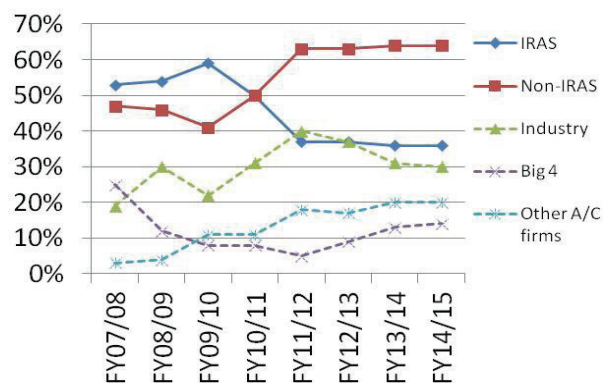
6

Structured Tax Courses

Make waves • Government • Industry • Academia

- Tax Academy has trained a total of 4,100 tax professionals through its suite of structured tax training programmes over the last 8 FYs
- In FY14, TA's structured tax programmes trained 576 participants over 14 runs. Non-IRAS participation was 64% (14% from Big 4, 20% from other accounting firms, 30% from industry)

Participants Profile



7

Partners

Make waves • Government • Industry • Academia

- Singapore Institute of Accredited Tax Professionals
 - TA's structured tax programs are milestone programs for accreditation in income tax and GST
- Collaboration with professional and tertiary institutions
 - CPA Australia
 - TA is the sole partner of CPA Australia for the design and delivery of the Singapore Taxation module
 - UniSim Master of Taxation program
 - TA's Advanced Tax Program constitutes 40% credits
 - Leiden-NTU-TA Advanced Management Program



Nanyang Business School



8

2. A Platform for Tax Exchange

- Provides opportunities for the exchange of tax knowledge and views between government, industry and academia

9

Training Programmes



Make waves • Government • Industry • Academia

Seminars and Conferences

- Deal with regional tax issues and global tax developments, to help tax professionals stay current
- Key events
 - Annual Budget Seminar 2015
 - IFA-TA Asia Pacific Regional Tax Conference 2015
 - Inaugural SMU-TA CET Conference on “A New Equilibrium in Tax Competition and Global Tax Co-operation?”
 - Talks by distinguished global experts

10

Training Programmes

Make waves • Government • Industry • Academia

Singapore Tax Experience Programme

- 3 to 5-day programme for regional tax administrations
- Strategic management in Tax Administration, Organisational Excellence, Taxpayer Services and Education, Compliance Management: Audits and Enforcement, Fraud Investigation, Deployment of Information Technology in Effective Administration etc
- Hosted training for Bangladesh, Bhutan, Brunei, China, Fiji, India, Maldives, Sri Lanka, & Vietnam

11

Training Programmes

Make waves • Government • Industry • Academia

IRAS-OECD Collaboration

- Technical training in international tax (e.g. tax treaties, transfer pricing) for tax officials in the region
- 4 to 5-day programme designed by IRAS and OECD, teaching personnel from OECD
- Past Participants: Australia, Brunei, Cambodia, Chinese Taipei, Hong Kong, India, Indonesia, Japan, Korea, Malaysia, New Zealand, Pakistan, Philippines, Thailand, Vietnam

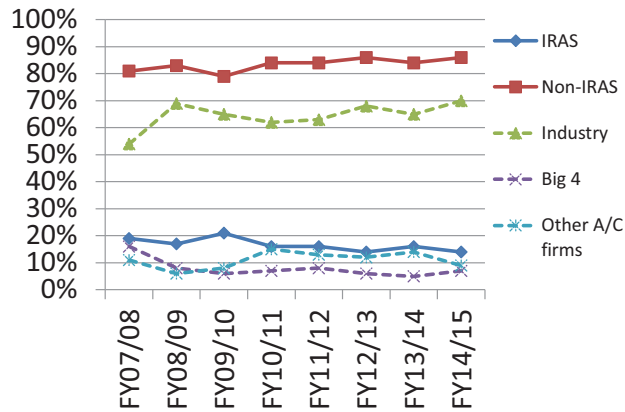
12

Tax Academy Conferences & Seminars: Participants' Profile

Make waves • Government • Industry • Academia

For the last 8 FYs, about 15,400 tax professionals attended TA's seminars and conferences

Participants Profile



In FY14, 2,200 tax professionals attended TA's seminars and conferences. Non-IRAS participation was 86% (7% from Big 4, 9% from other accounting firms, 70% from industry)

3. Enabler for Thought Leadership in Taxation Matters

- Produces highly robust research in international and regional tax issues for policy-development and engagement with the international tax community

Enabler for Thought Leadership in Taxation Matters

Make waves • Government • Industry • Academia

Background

- The global tax landscape has seen rapid developments in recent years. It is important that evolving international tax rules and standards be relevant to Asian economies and tax systems.
- The Tax Academy has set up the SMU-TA Centre for Excellence in Taxation (SMU-TA CET) to undertake tax research with a focus on international taxation and fill an obvious gap in the research landscape.

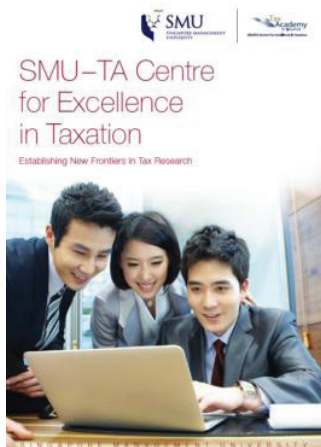
15

SMU—TA Centre for Excellence in Taxation

Make waves • Government • Industry • Academia

About SMU—TA CET

- Mission: Produce highly robust research in international and regional tax issues for policy-development and engagement of the international tax community



- Set up jointly between SMU and TA with the support of IRAS in Aug 2014
- Centre director appointed from SMU
- Partner academia, industry leaders and government officials to undertake multi-disciplinary research focusing on international taxation from legal, economic and public policy perspectives
- Provides a platform for exchange and research work

16

Technical Advisory Board

Make waves • Government • Industry • Academia

Technical Advisory Board is set up to provide guidance on research agenda and research output to the Centre.

Chairman: Prof Jeffrey Owens, Director, Global Tax Policy Centre, Institute for Austrian and International Tax Law, Vienna University of Economics and Business

Members:

1. Prof David Rosenbloom, Director, International Tax Program, NYU School of Law
2. Prof Wei Cui, Associate Professor, Peter A. Allard School of Law, UBC
3. Mr Tay Hong Beng, Partner, Head of Tax, KPMG Singapore
4. Mr Andy Baik, International Director, Asia Pacific Tax Centre – US Tax Desk, Ernst & Young Solutions LLP
5. Ms Doreen Tan, Chief Tax Policy Officer, MOF
6. Mrs Eng-Tay Geok Lee, DC- Business, IRAS

17

Research Areas of Interest

Make waves • Government • Industry • Academia

The SMU-TA CET will undertake policy-relevant, practice-oriented research and provide thought leadership with focus on Asian economies and tax systems.

Areas of interest:

- International Tax Policy
- Tax Treaties
- Transfer Pricing
- Dispute Resolution
- Tax Transparency
- Indirect Tax

Researchers include academia, practitioners and post-graduate students.

18

Projects

Make waves • Government • Industry • Academia

Examples of Projects by the SMU-TA CET

- Analysing trends in tax treaty policy post BEPS (by Prof Graeme Cooper, University of Sydney)
- Taxing and Pricing the Intangibles (by Mr Alan Ross, Retired Partner, PWC)
- VAT and digital economy (by Francesco Cannas, Doctoral Program student, Vienna University of Economics and Business)

Inaugural SMU-TA CET Conference 2015

- Researchers presented on their papers
- Approximately 150 tax officials, practitioners and academics attended the event



19

その他資料

Ⅱ 12月18日関連資料

シンガポールからのアジア業務の紹介

西村あさひ法律事務所

シンガポール事務所

2015年12月

NISHIMURA
& ASAHI

アジアのハブ シンガポールにおける ビジネス法務

2015年12月18日

西村あさひ法律事務所

シンガポール事務所共同代表

弁護士 山中 政人

NISHIMURA
& ASAHI

シンガポール会社法改正

西村あさひ法律事務所シンガポール
共同代表弁護士 山中 政人
弁護士 佐藤 正孝

NISHIMURA
& ASAHI

1

インドネシアにおける税務紛争

西村あさひ法律事務所
宇野伸太郎

Copyright © 2010 Nishimura & Asahi. All Right Reserved.

NISHIMURA
& ASAHI



Presentation on:

Singapore's first dedicated professional body for tax specialists



18 December 2015, Friday

SIATP complements a national vision.

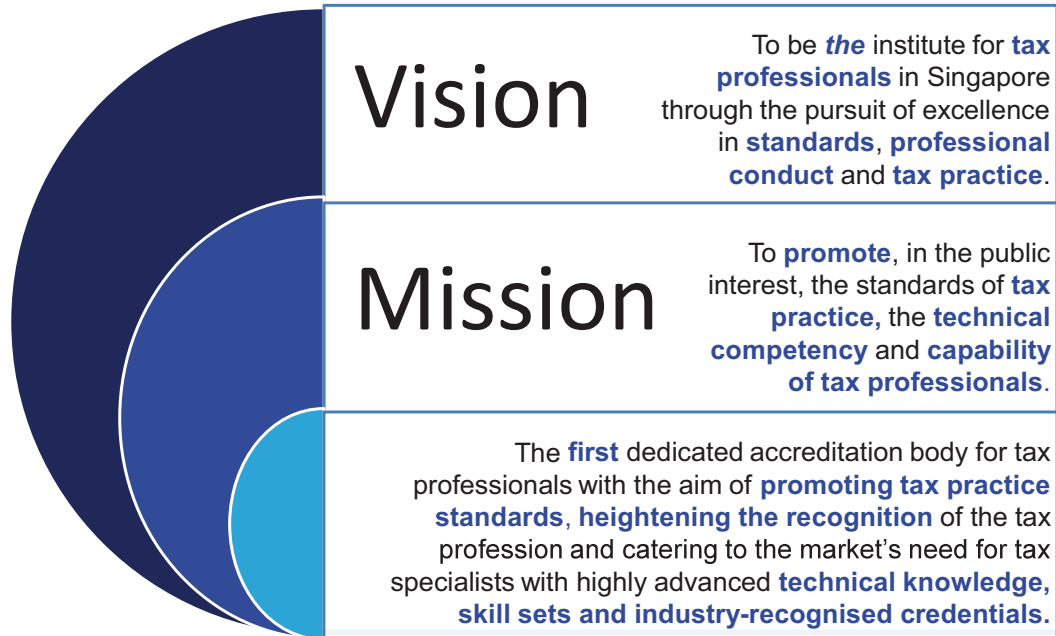
Singapore - the leading Global-Asia Financial and Business Hub (by 2020)

Transform Singapore into a leading global accountancy hub for Asia-Pacific

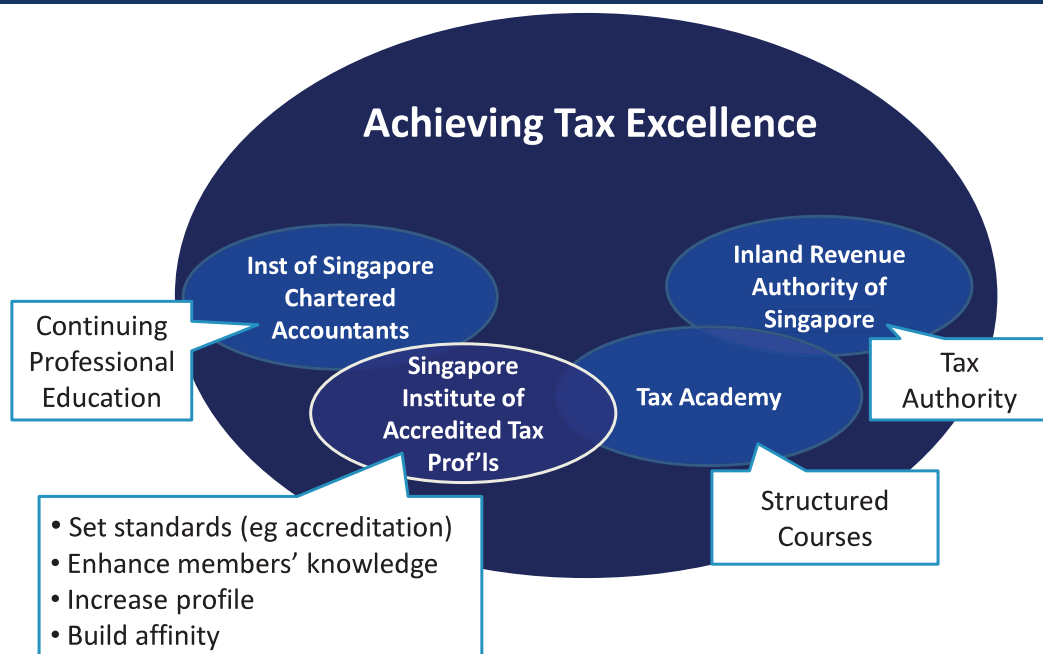
Strategic Thrust: Leading Global Centre for Accountancy Talent, Education, Thought Leadership & Professional Development

Beyond Audit – International taxation was identified as one of the specialisation pathways to be developed

Launched in 2010, SIATP develops and enhances the tax profession towards tax excellence.



SIATP is one of the key pillars of achieving tax excellence.



SIATP is helmed by distinguished professionals in the accounting and/or tax fields.



Chairman
Mr Gerard Ee
President
Institute of Singapore
Chartered Accountants



Deputy Chairman
Mr Tan Boen Eng
ex-Deputy
Commissioner,
Inland Revenue
Authority of Singapore



Board Member
Mrs Eng-Tay Geok Lee
Deputy Commissioner
(Business) / Chief
Compliance Officer
Inland Revenue
Authority of Singapore
Chief Executive Officer,
Tax Academy of
Singapore



Board Member
Ms Fang Fang
Vice President,
Group Tax,
Singapore
Telecommunications
Limited



Board Member
Mr Khoo Ho Tong
Partner
PKS - ACPA
Management
Consultants Pte. Ltd.

SIATP is helmed by distinguished professionals in the accounting and/or tax fields.



Board Member
Mr Low Hwee Chua
Regional Managing
Partner, Tax,
Southeast Asia
Deloitte & Touche LLP



Board Member
Mr Low Weng Keong
Independent Director
Former Country
Managing Partner
Ernst & Young Singapore



Board Member
Ms Latha Mathew
Tax Partner
Ernst & Young
Solutions LLP



Board Member
Mr Albert Ng
Tax Principal
Foo Kon Tan LLP



Board Member
Mr Simon Poh
Associate Professor
(Practice)
NUS Business School

SIATP is helmed by distinguished professionals in the accounting and/or tax fields.



Board Member
 Prof. Sum Yee Loong
 Professor of Accounting
 Singapore
 Management
 University



Board Member
 Mr Tan Kay Kheng
 Head of Tax,
 WongPartnership LLP



Board Member
 Mr Tay Hong Beng
 Partner, Head of Tax
 KPMG Advisory LLP



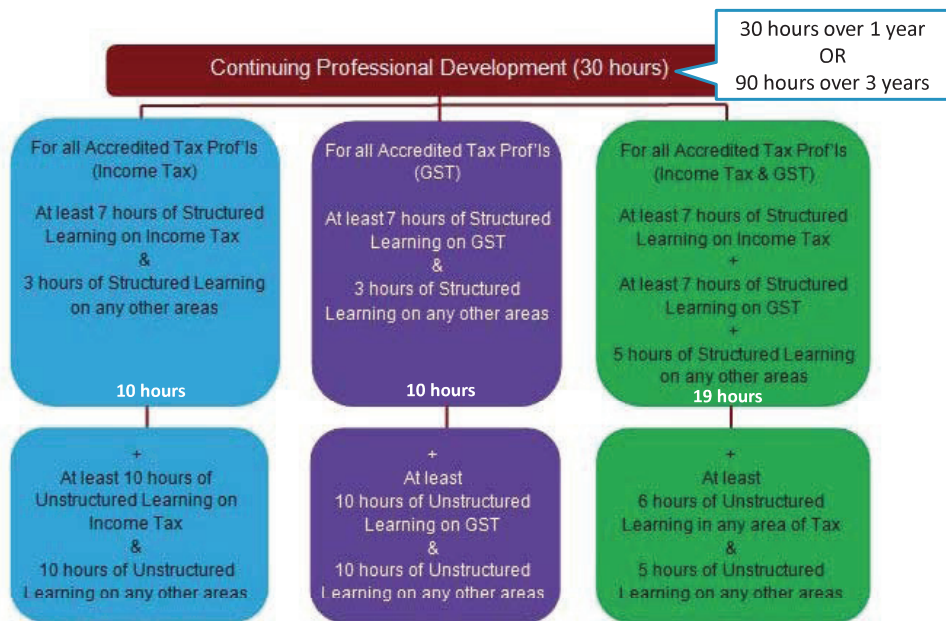
Board Member
 Mr Chris Woo
 Head of Tax
 PricewaterhouseCoopers
 Services LLP



Board Member
 Mr Yee Fook Hong
 Tax Partner
 Ng, Lee &
 Associates DFK

SIATP board comprises highly accomplished and experienced professionals from the **IRAS, Big Four, small and mid-tier accounting practices, legal, academia and commercial.**

SIATP's CPE Framework focuses on driving technical competency and capability



SIATP's Fundamentals Enhances the Stature of The Accredited to the Business Community

- **SIATP's Code of Professional Conduct and Ethics**
 - Establishes the fundamental principles and sets the standards for members' professional conduct
- **SIATP's Investigations and Disciplinary Process**
 - A formalised and systematic approach ensures objectivity, fairness and thoroughness

SIATP's accreditation provides a professional recognition to tax specialists

SIATP's Accreditation Scheme is based on relevant experience **and** examination qualification.

Three Categories

Choice of two Specialisations

Accredited
Tax Advisor
(ATA)

Accredited
Tax
Practitioner
(ATP)

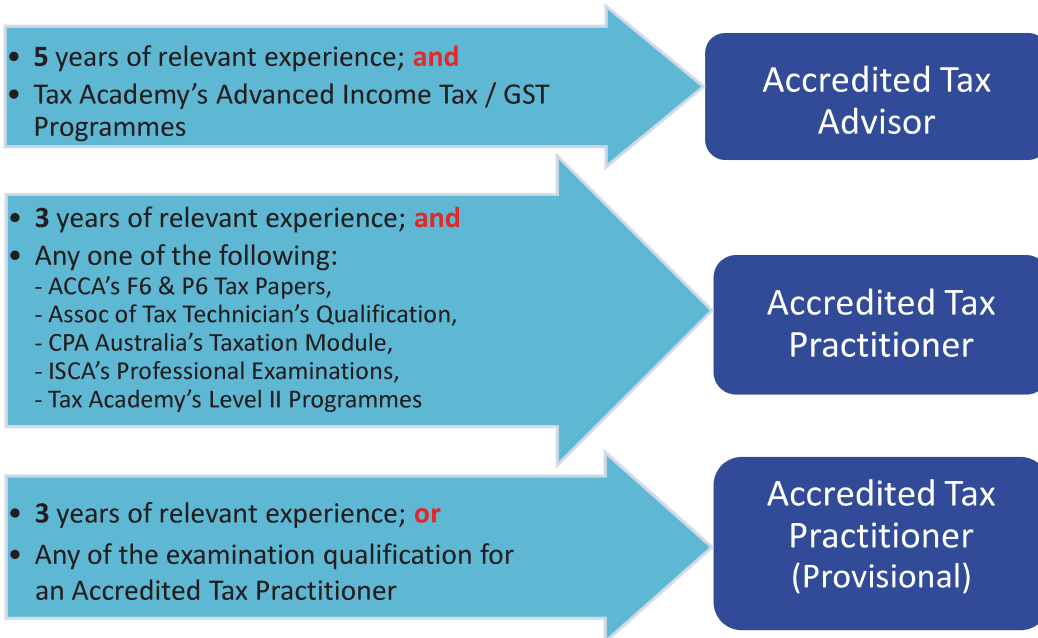
Accredited
Tax
Practitioner
(Provisional)
(PTP)

Income Tax

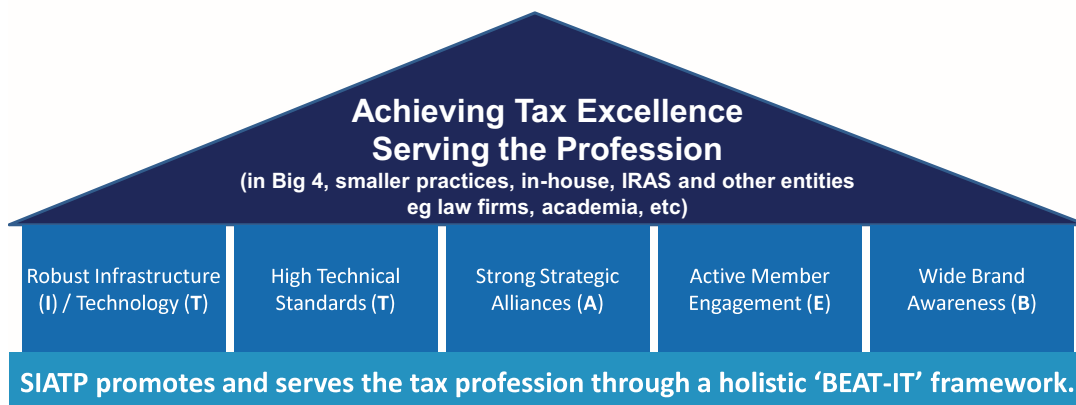
Goods &
Services Tax

Some choose dual specialisations

SIATP's Accreditation Scheme is based on relevant experience and examination qualification



SIATP Framework – Voice of the Profession. Promoting Tax Excellence.



Providing Members with the vital link to the authorities and various platforms to be heard.

- SIATP three technical committees to raise issues - based on inputs from members - with the relevant authorities
 - Tax & Levies Committee
 - SME Tax Sub-Committee
 - Goods & Services Tax Committee
- Also formed various other ad hoc committees to provide inputs on a range of issues
E.g. Panel to review IRAS' e-tax guides, MOF's committee meetings and IRAS' committee meetings

**Stand out with Accreditation
as the preferred choice.**





cutting through complexity

2015年度 決算対策セミナー 税務

December 2015

澤田 正行

Manager

KPMG Services Pte. Ltd.



目次

	ページ
第1部 法人税	2
1. 課税制度の概要	3
2. 課税所得の計算	13
3. 主な改正項目	28
4. 申告手続等	33
第2部 源泉所得税	38
第3部 移転価格税制	44



第1部

法人税



1. 課税制度の概要

進出形態の違いによる課税上の差異

	法人	支店	駐在員事務所
法人税課税	居住者 又は 非居住者 として法人税課税	非居住者 として法人税課税	法人税課税は生じない

[ポイント1] 居住者 vs 非居住者

SITA 2(1):

"resident in Singapore"

(b) in relation to a company or body of persons, means **a company or body of persons the control and management of whose business is exercised in Singapore**

- シンガポールにおける税務上の居住者判定は、**事業の経営および管理がシンガポール国内で行われているかどうか（管理支配地主義）**によって行われる。
- 外国企業のシンガポール支店は**海外本店により経営と管理がなされているため、居住者とはみなされない。**
- 居住法人・非居住法人とも法人税率をはじめとして適用される税制は同じであるが、**国外源泉所得に対する免税措置、租税条約に基づく軽減税率の適用などの税制優遇を非居住者（支店）は享受できない。**

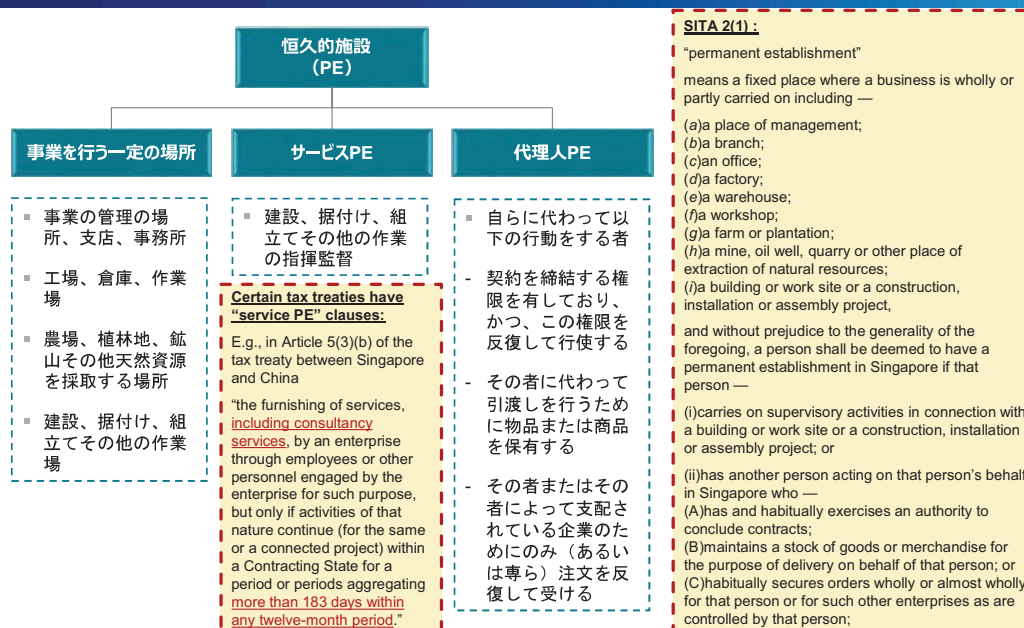
[ポイント2] 恒久的施設 (Permanent Establishment)

- 外国法人（日本法人）がシンガポール国内で事業を行っていても、その外国法人がシンガポール内に恒久的施設 (Permanent Establishment : PE) を有していない場合には、その外国企業の事業所得はシンガポールで課税されることはない。
- PEの範囲については、国内法、租税条約に規定されており、シンガポール国内法では以下の3種類のPEが規定されている。
 - ① 事業を行う一定の場所
 - ② サービスPE
 - ③ 代理人PE
- シンガポールにおいてPEを有するとみなされた場合には、PEに帰属する利益に対して法人税が課される。

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

4

恒久的施設 (Permanent Establishment : PE)



SITA 2(1):

"permanent establishment" means a fixed place where a business is wholly or partly carried on including —

- (a) a place of management;
- (b) a branch;
- (c) an office;
- (d) a factory;
- (e) a warehouse;
- (f) a workshop;
- (g) a farm or plantation;
- (h) a mine, oil well, quarry or other place of extraction of natural resources;
- (i) a building or work site or a construction, installation or assembly project,

and without prejudice to the generality of the foregoing, a person shall be deemed to have a permanent establishment in Singapore if that person —

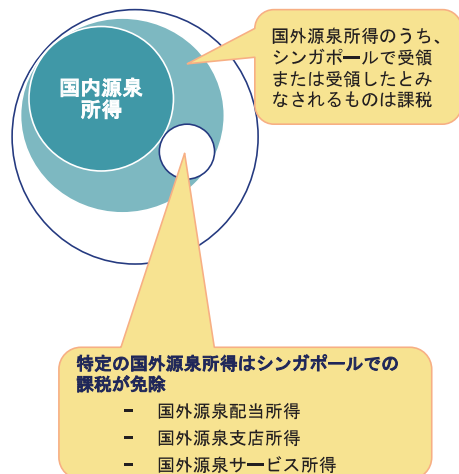
- (i) carries on supervisory activities in connection with a building or work site or a construction, installation or assembly project; or
- (ii) has another person acting on that person's behalf in Singapore who —
 - (A) has and habitually exercises an authority to conclude contracts;
 - (B) maintains a stock of goods or merchandise for the purpose of delivery on behalf of that person; or
 - (C) habitually secures orders wholly or almost wholly for that person or for such other enterprises as are controlled by that person;

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

5

課税の範囲

シンガポール：テリトリアル課税ベース



日本：全世界所得課税ベース



納税者の区分		課税所得の範囲
内国法人	国内に本店又は主たる事務所を有する法人	国内源泉所得 + 国外源泉所得 (全世界所得)
外国法人	内国法人以外の法人	国内源泉所得のみ(※)

(※)平成28年4月1日以降改正あり

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

6

課税の対象

シンガポール：テリトリアル課税ベース



SITA 10(1):

Income tax shall, subject to the provisions of this Act, be payable at the rate or rates specified hereinafter for each year of assessment upon the income of any person accruing in or derived from Singapore or received in Singapore from outside Singapore in respect of

(a) gains or profits from any trade, business, profession or vocation, for whatever period of time such trade, business, profession or vocation may have been carried on or exercised;

(b) gains or profits from any employment;

(c) [Deleted by Act 29/65]

(d) dividends, interest or discounts;

(e) any pension, charge or annuity;

(f) rents, royalties, premiums and any other profits arising from property; and

(g) any gains or profits of an income nature not falling within any of the preceding paragraphs.

■ 課税対象所得の範囲 (SITA 10(1))

- 通商、事業、専門職業及び商売から稼得された所得
- 雇用所得
-
- 配当金、利息、割引料
- 年金、恩給
- 賃貸料、ロイヤリティ、プレミアムその他の資産から稼得された所得
- 収入の性格を有する上記以外の所得

キャピタルゲインは含まれていない

①配当金：

別途免税措置に関する規定が整備されており、シンガポール法人から受領した受取配当金は免税となる。また、外国法人から受領した配当金に関しても、後述する「送金された国外源泉所得のうち免税となるもの」真のとおりに免税となる。

②収入の性格を有する上記以外の所得：

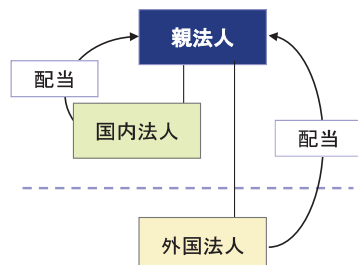
SITA10(1)に個別に列挙された所得以外にレベニューネイチャーに該当するものを包括的にカバーする条項となっている。

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

7

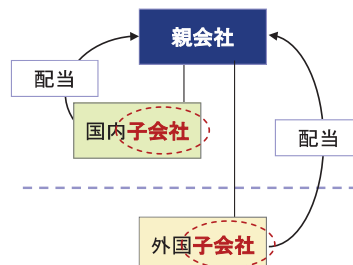
受取配当金に対する課税関係

シンガポール：原則として免税



配当支払法人の区分	益金不算入額
国内法人	免税
外国法人	配当の支払い法人の所在する国の表面税率が15%以上である等の要件を満たせば免税

日本：子会社配当免税



配当支払法人の区分	益金不算入額
国内法人	100% 免税
	1/3超 配当額△支払利子
	5%超1/3以下 配当額×50%
	5%以下 配当額×20%
外国法人	25%以上 95%免税
	その他 全額課税

(注) 保有期間、租税条約による緩和等は考慮していない。

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

8

レベニューネイチャーとキャピタルネイチャー

シンガポール：レベニューネイチャーとキャピタルネイチャーに区分し、レベニューネイチャーについてのみ課税

レベニュー ネイチャー (課税)	キャピタル ネイチャー (非課税)
------------------------	-------------------------

キャピタルネイチャーに該当するものは非課税

- キャピタルネイチャーに該当するキャピタルゲインは非課税
- キャピタルネイチャーのために支出した費用は損金不算入
- 減価償却はキャピタルネイチャー (償却を認めるAllowance制度あり)

日本：損益取引と資本取引を区分し、損益取引についてのみ課税

損益取引 (課税)	資本取引 (非課税)
--------------	---------------

資本取引に該当するものは非課税

- 資本金等の額の増加又は減少
- 利益又は剰余金の分配
- 残余財産の分配又は引渡し

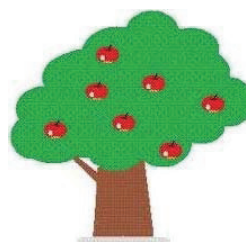
© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

9

キャピタルネイチャーの判断要素

- キャピタルネイチャーに対しては課税されないため、レベニューネイチャーとキャピタルネイチャーとの区分が税務上重要となるにもかかわらず、その明確な判断基準はSITAに明文規定がない。
- したがって、キャピタルネイチャーに該当するかどうかは事実認定によることになり、以下のような要素を総合的に勘案して判断される。
 - ① 対象資産
 - ② 資産の保有期間
 - ③ 取引の継続性
 - ④ 資産購入の意図
 - ⑤ 資産売却の状況
 - ⑥ 購入資金の調達方法
 - ⑦ 売却代金の用途 等
- ただし、2012年6月1日から2017年5月31日までの期間に、売却する直前において20%以上、かつ、24ヶ月以上保有している普通株式の売却に関してはキャピタルネイチャーとなることが条文中明らかにされた。
- 上記普通株式に該当しないものについては、個別案件ごとに判断される。

概念的に例えられるのは、りんごの木はキャピタルネイチャー、その果実であるりんごはレベニューネイチャー。



国外源泉所得のうち課税対象となるもの

シンガポール：テリトリアル課税ベース



国外源泉所得のうち、シンガポールで受領または受領したとみなされるものは課税

■ 受領または受領したとみなされる所得

- (a) 国外からシンガポールに送金された所得
- (b) シンガポール国内での通商又は事業に関連して発生した負債の返済に充当された所得
- (c) 国内に持ち込まれた動産の購入に充当された所得

SITA 10(25):

It is hereby declared for the avoidance of doubt that the amounts described in the following paragraphs shall be **income received in Singapore from outside Singapore** whether or not the source from which the income is derived has ceased:

- a) any amount from any income derived from outside Singapore which **is remitted to, transmitted or brought into, Singapore;**
- b) any amount from any income derived from outside Singapore which **is applied in or towards satisfaction of any debt incurred in respect of a trade or business carried on in Singapore;** and
- c) any amount from any income derived from outside Singapore which **is applied to purchase any movable property which is brought into Singapore.**

(例)

シンガポール法人がシンガポール国外の銀行に預金した場合、預金利息がシンガポールに送金されない限り、シンガポールにおいては課税されない。

ただし、当該預金利息がシンガポール国内で使用する資産の取得代金に充当された場合には課税関係が生じる。

送金された国外源泉所得のうち免税となるもの

シンガポール：テリトリアル課税ベース



特定の国外源泉所得はシンガポールでの課税が免除

- 国外源泉配当所得
- 国外源泉支店所得
- 国外源泉サービス所得

SITA 13(8):

Where the conditions specified in subsection (9) are satisfied, there shall be exempt from tax—

- (a) any **dividend** derived from any territory outside Singapore;
- (b) any **profit derived from any trade or business carried on by a branch** in any territory outside Singapore of a company resident in Singapore; and
- (c) **any income derived from any professional, consultancy and other services rendered** in any territory outside Singapore only if the Comptroller is satisfied that the income is derived, for the purposes of this Act, from outside Singapore

Conditions (SITA 13(9)):

The conditions referred to in subsection (8) are —

- (a) the income is subject to tax of a similar character to income tax (by whatever name called) under the law of the territory from which the income is received;
- (b) at the time **the income is received in Singapore by the person resident in Singapore**, the highest rate of tax of a similar character to income tax (by whatever name called) levied under the law of the territory from which the income is received on any gains or profits from any trade or business carried on by any company in that territory at that time is **not less than 15%**; and
- (c) the Comptroller is satisfied that the tax exemption would be beneficial to the person resident in Singapore.

適用要件

シンガポール
税法上の居住者であること

+

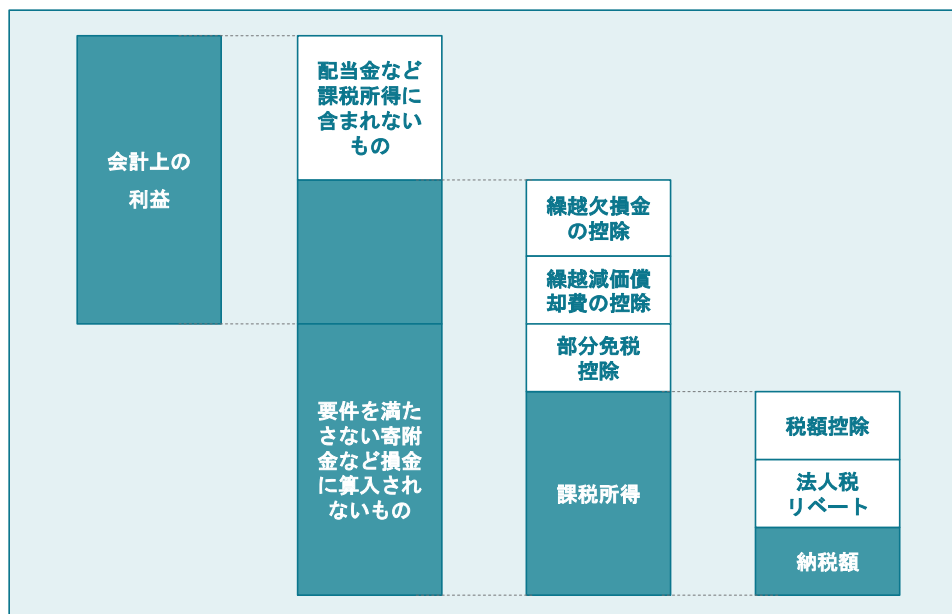
- ① 特定海外源泉所得が当該外国で課税されていること（当該外国における優遇措置により免税となった場合には課税されたとみなされる）
- ② シンガポールにて所得を受領した年度において、海外から所得を受領したその外国の**最高税率が15%以上**であること
- ③ この免税措置がシンガポール居住者にとって便益があると認められること

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

12

2. 課税所得の計算

申告所得の算出イメージ



© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

14

課税所得の算出例 [1/4]

[損益計算書]	
① 減価償却費	(150,000)
② 交際費	(10,000)
受取配当金	50,000
寄附金	(2,500)
株式売却損	(25,000)
土地売却益	40,000
外国源泉税	(3,000)
税引前当期利益	1,500,000
[税務計算]	
Less 受取配当金	(50,000)
① 土地売却益	(40,000)
Add ① 減価償却費	150,000
寄附金	2,500
株式売却損	25,000
① 外国源泉税	3,000
Capital Allowance	(50,000)
課税所得	1,540,500
部分免税(Partial exemption)	(152,500)
課税所得(部分免税考慮後)	1,388,000
法人税額(17%)	235,960
外国税額控除	(1,532)
法人税リベート	(20,000)
支払法人税額	214,428

① 減価償却費及びCapital Allowance (CA) :

減価償却費は、キャピタルネイチャーに係る費用であるため、税務上損金算入ができない(会計上の減価償却費は加算調整)。

機械装置・器具備品(Capital Allowance)、知的財産(Writing-Down Allowance)及び特定のエリアに建設された特定の業種の建物・構築物(Land Intensification Allowance)についてのみ、税務上の償却費が認められている。

Capital Allowanceについては、Same Activity Test(同様の事業を継続すること)及びShareholder Test(最終株主の50%超が変動していないこと)の2つの要件を充足する限りにおいては、無期限に繰越すことが可能。

また、CA及び④に記載の欠損金とあわせてS\$100,000を限度として、一年間の繰戻し還付が可能。

② 交際費 :

個人的に支出したものを除き、業務上必要と認められる交際費は損金算入可能。

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

15

課税所得の算出例 [2/4]

[損益計算書]	
減価償却費	(150,000)
交際費	(10,000)
③ 受取配当金	50,000
④ 寄附金	(2,500)
⑤ 株式売却損	(25,000)
⑥ 土地売却益	40,000
外国源泉税	(3,000)
税引前当期利益	1,500,000
[税務計算]	
Less 受取配当金	(50,000)
⑥ 土地売却益	(40,000)
Add 減価償却費	150,000
④ 寄附金	2,500
⑤ 株式売却損	25,000
外国源泉税	3,000
Capital Allowance	(50,000)
課税所得	1,540,500
部分免税(Partial exemption)	(152,500)
課税所得(部分免税考慮後)	1,388,000
法人税額(17%)	235,960
外国税額控除	(1,532)
法人税リベート	(20,000)
支払法人税額	214,428

③ 受取配当金 :

国内配当金は免税、国外配当金は一定要件を満たせば免税となる (P.8参照)。

④ 寄附金 :

2015年改正項目

寄附金は収益稼得のために要する費用とは認められないため、原則として損金算入できない。

ただし、政府または指定Institutions of Public Characterへの寄附は、2015年1月1日から2015年12月31日までの間に行われた場合は寄附額の300%、2016年1月1日から2018年12月31日までの間に行われた場合には寄附額の250%が税務上の損金として認められる。

⑤ 株式売却損 :

キャピタルネイチャーに該当する場合には損金とはならない (P.9参照)。

⑥ 土地売却益 :

キャピタルネイチャーに該当する場合には非課税 (P.9参照)。

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

16

課税所得の算出例 [3/4]

[損益計算書]	
減価償却費	(150,000)
交際費	(10,000)
受取配当金	50,000
寄附金	(2,500)
株式売却損	(25,000)
土地売却益	40,000
⑦ 外国源泉税	(3,000)
税引前当期利益	1,500,000
[税務計算]	
Less 受取配当金	(50,000)
土地売却益	(40,000)
Add 減価償却費	150,000
寄附金	2,500
株式売却損	25,000
⑦ 外国源泉税	3,000
Capital Allowance	(50,000)
課税所得	1,540,500
部分免税(Partial exemption)	(152,500)
課税所得(部分免税考慮後)	1,388,000
法人税額(17%)	235,960
⑦ 外国税額控除	(1,532)
法人税リベート	(20,000)
支払法人税額	214,428

⑦ 外国税額控除 :

居住者にのみ適用され、控除限度額は、支払外国税額とシンガポールにおける法人税のいずれか低い金額。

控除限度額の計算は、課税所得を国内所得と国外所得(ネット所得)に区分し、国外所得に対して課せられる法人税額を算定することにより行う。

控除しきれなかった金額の繰越控除はできない。

[国外受取利子の明細]			
	収入金額	税率	源泉税
子会社A	10,000	20%	2,000
子会社B	10,000	10%	1,000
	20,000		3,000
[国外受取利子(純額)]			
受取利子	20,000		
支払利子	(10,000)		
純受取利子	10,000		
[外国税額控除限度額]			
	国内所得	国外所得	合計
課税所得(部分免税考慮前)	1,530,500	10,000	1,540,500
部分免税	(151,510)	(990)	(152,500)
課税所得(部分免税考慮後)	1,378,990	9,010	1,388,000
法人税額(17%)	234,428	1,532	235,960

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

17

課税所得の算出例 [4/4]

[損益計算書]		
：	：	：
減価償却費	(150,000)	：
交際費	(10,000)	：
：	：	：
受取配当金	50,000	：
寄附金	(2,500)	：
：	：	：
株式売却損	(25,000)	：
土地売却益	40,000	：
外国源泉税	(3,000)	：
税引前当期利益	1,500,000	：
[税務計算]		
Less 受取配当金	(50,000)	：
土地売却益	(40,000)	(90,000)
Add 減価償却費	150,000	：
寄附金	2,500	：
株式売却損	25,000	：
外国源泉税	3,000	180,500
Capital Allowance	(50,000)	：
課税所得	1,540,500	：
⑧ 部分免税(Partial exemption)	(152,500)	1,388,000
課税所得(部分免税考慮後)	1,388,000	：
法人税額(17%)	235,960	：
外国税額控除	(1,532)	：
⑨ 法人税リベート	(20,000)	214,428
支払法人税額	214,428	：

⑧ 部分免税 (Partial exemption) :

全ての法人 (居住者、非居住者を問わない) について、課税所得の最初のS\$1万の75%及び次のS\$29万の50%が免税となっている。

$$S\$10,000 \times 75\% + S\$290,000 \times 50\% = S\$152,500$$

⑨ 法人税リベート :

2015年改正項目

2016賦課年度及び2017賦課年度について各賦課年度法人税額の30% (各賦課年度S\$20,000が限度) の法人税リベート制度が設けられている。

損金算入費用の要件 [1/2]

- 税務上損金に算入することができる費用の定義は以下のとおり。

SITA 14(1) :

For the purpose of ascertaining the income of any person for any period from ① any source chargeable with tax under this Act (referred to in this Part as the income), there shall be deducted all ② outgoings and expenses ③ wholly and exclusively ④ incurred during ⑤ that period by that person ⑥ in the production of the income, including —

① any source :

いかなる所得であっても、課税対象となる所得を稼得するために生じた費用は税務上の損金となるということ。

ただし、SITA10(1)(a)に規定される事業所得 (当該事業所得に付随して生じる所得を含む) から生じた損失は、他の所得とも相殺可能であるが、SITA10(1)(a)以外の所得から生じた損失は、他の所得と相殺することはできない。

② outgoings :

金銭その他をもって支出を伴うものであること。

③ wholly and exclusively :

"wholly"はその支出額、"exclusively"はその支出対象を意味し、支出の全額が収益獲得のためになされた場合には、税務上損金となるということ。

したがって、例えば事業目的と個人使用目的が混在している支出額については、適正に事業目的部分を算定している場合には税務上の損金として認められる可能性があるものの、その全額が税務上の損金として認められない可能性もある。

④ incurred :

税務上の損金は、債務確定に基づく発生ベースで認識されるということ。

損金算入費用の要件 [2/2]

- 税務上損金に算入することができる費用の定義は以下のとおり。

SITA 14(1):

For the purpose of ascertaining the income of any person for any period from ① **any source** chargeable with tax under this Act (referred to in this Part as the income), there shall be deducted all ② **outgoings** and expenses ③ **wholly and exclusively** ④ **incurred** during ⑤ **that period** by that person ⑥ **in the production of the income**, including —

⑤ that period :

収益が計上される年度において生じるものということ。

したがって、開業準備期間における費用や事業撤退後に生じる費用については、原則として税務上損金に算入されない。

しかしながら、開業準備費用に関しては、事業収益が発生した会計年度の直前年度分まで開業費用の損金算入が認められることとされている。

⑥ in the production of the income :

収益獲得のためになされるものであること。

(参考) 損金算入費用の例示—Examples of deductible and non-deductible [IRAS HP]

Deductible expenses	Non-deductible expenses	Deductible expenses	Non-deductible expenses
Accounting fee		Employee Equity-Based Remuneration (EEBR) Scheme	Entrance fee (country club or other clubs)
Administrative expenses	Amortisation	Employment Assistance Payment (EAP)	Exchange loss (non-trade or capital in nature)
Advertisement		Entertainment	Expenses incurred prior to commencement of business
Auditors' remuneration		Exchange loss (trade and revenue in nature)	
Bad debts (trade debtors)	Bad debts (non-trade debtors)	Exhibition expenses	Fixed assets written off
Bank charges			Fixed assets acquisition cost (you may claim capital allowances)
Book-keeping services			Fines
Commission			Goodwill payment
CPF, skills development levy, foreign workers' levy		Employee's income tax borne by employer (in accordance with employment contract)	Impairment loss on non-trade debts
CPF-related	Certificate of entitlement (COE) for motor vehicles**	Insurance premium (group term life insurance where employees are the intended beneficiaries, keyman insurance, workman injury compensation)	Singapore income tax and any tax on income in country outside Singapore
Statutory contributions to CPF		Insurance for underwriting bad trade debts	Installation of fixed assets
Contributions to employees' Medisave Account (maximum deduction of \$1,500 for each employee per year)*	CPF-related	Interest expenses	Insurance (certain life insurance)
Topping-up of Employees' CPF	Voluntary contributions to CPF (refers to CPF contributions exceeding the statutory rate)	Interest incurred on loans to re-finance earlier loans or borrowings	Interest expenses (interest adjustment)
Minimum Sums		Legal and professional fees (trade and revenue transactions)	Legal and professional fees (non-trade or capital transactions)
Voluntary cash contributions to self-employed persons' Medisave Account			
Directors' fees	Depreciation (you may claim capital allowances)		
Directors' remuneration	Donations		

(参考) 損金算入費用の例示—Examples of deductible and non-deductible [IRAS HP]

Deductible expenses	Non-deductible expenses	Deductible expenses	Non-deductible expenses
Medical expenses (restricted to 1%/ 2% of total remuneration if company is under Portable Medical Benefits Scheme (PMBS) or Transferable Medical Insurance Scheme (TMIS))	Medical expenses (amount exceeding 1%/ 2% of total remuneration if company is under PMBS or TMIS)	Reinstatement costs (expenses incurred to reinstate premises to its original condition prior to vacating it at the end of the tenancy agreement)	Renovation or refurbishment works (you may claim Section 14Q deduction for qualifying expenditure incurred from 16 Feb 2008)
Motor vehicle expenses (such as upkeep, maintenance, running and financing costs of goods / commercial vehicles, e.g. van, lorry and bus)	Motor vehicle expenses (S-plated and RU-plated cars)	Rental of business premises	
Office upkeep		Registration of patents, trademarks, designs and plant varieties	
Periodicals & newspapers	Penalties	Repairs and maintenance	
Postage	Prepaid expenses (not relating to the relevant basis period)	Research and development	
Printing & stationery	Private and domestic expenses	Retrenchment payments	Retrenchment payments
Property tax	Private hire car	Contractual retrenchment payments	Ex-gratia retrenchment payments and outplacement support costs, where there is a complete cessation of business.
Provision for bad and doubtful debts (specific)(note impairment loss on trade debts)	Provision for bad and doubtful debts (general)(note impairment loss on trade debts)	Ex-gratia retrenchment support costs, where there is no complete cessation of business	
Provision for obsolete stocks (specific)	Provision for obsolete stocks (general)	Secretarial fees	
		Staff remunerations (salary, bonus and allowances)	
		Staff training	
		Staff welfare/benefits	
		Stock obsolescence	
		Supplementary Retirement Scheme (SRS)	

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

22

(参考) 損金算入費用の例示—Examples of deductible and non-deductible [IRAS HP]

Deductible expenses	Non-deductible expenses
Tax fees (service fees paid to tax agent)	
Telephone bills	Transport (S-plated and RU-plated cars)
Transport (public transport and goods / commercial vehicles)	
Travelling	
Wages	
Water & electricity	

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

23

Capital Allowance

- 減価償却費はキャピタルネイチャーに該当する支出を伴わない費用であるため、損金算入の要件は満たさないものの、固定資産の磨耗は実際の事業コストであることから、一定の固定資産については税務上の減価償却が認められている。

SITA 19(1):

Where a person carrying on a trade, profession or business incurs capital expenditure on the provision of **① machinery or plant** for the purposes of that trade, profession or business, there shall be made to him, on due claim for the year of assessment in the basis period for which the expenditure is incurred an allowance, to be known as an **② initial allowance**, equal to **one-fifth** of that expenditure or such other allowance as may be prescribed either generally or for any person or class of persons in respect of any machinery or plant or class of machinery or plant.

SITA 19(2):

Where at the end of the basis period for any year of assessment, a person has in use **machinery or plant** for the purpose of his trade, profession or business, there shall be made to him, on due claim, in respect of that year of assessment an allowance for depreciation by wear and tear of those assets (to be known as an **③ annual allowance**) which shall be calculated in accordance with the following provisions:

- 上記普通償却に代えて、以下の償却を選択することも可能
 - ・ 3年償却
 - ・ コンピューター、オートメーション機器について1年償却
 - ・ S\$5,000以下の少額資産について1年償却（各賦課年度S\$30,000が限度）

① machinery and plant :

Capital Allowanceと呼ばれる税務上の減価償却費の対象となる資産はmachinery and plantである。

しかしながら、減価償却対象資産の例示としては各資産の耐用年数が記載されているSixth Scheduleにおいて確認できるものの、machinery and plantに関する定義規定はSITAにはない。

過去の判例において、“in its ordinary sense, it includes whatever apparatus is used by a businessman for carrying on his business – not his stock-in-trade, which he buys or makes for sale; but all goods and chattels, fixed or movable, live or dead, which he keeps for permanent employment in his business”と表現されており、動産たる設備装置で、売買目的に購入されたものではなく、その事業のために使用されるものということが明らかにされている。

② initial allowance (IA) :

税務上の減価償却費は、初年度20%の償却が行われる。

③ annual allowance (AA) :

取得価額からInitial allowanceを控除した金額を、耐用年数表（Sixth Schedule、次ページ参照）に記載されている耐用年数で償却する。

(参考) 耐用年数

SIXTH SCHEDULE

Sections 19(2) and 106(3)

NUMBER OF YEARS OF

WORKING LIFE OF ASSET

Item	Number of years of working life of asset	Item	Number of years of working life of asset
1.Aircraft	5	17.Motion picture films	5
2.Bank vaults	16	18.Musical instruments and other related assets	10
3.Building and construction equipment (including assets such as rollers, mixers, piling and drilling plants, loaders, dumpers, excavators, bull-dozers and support structure)	6	19.Office equipment:	
4.Cable cars and equipment	12	(a)furniture and fixtures (including furniture and fixtures which are not a structural component of a building)	10
5.Cables and related assets	16	(b)data handling equipment (including typewriters, calculators, adding and accounting machines, copiers and duplicating equipment)	8
6.Containers used for the carriage of goods by any mode of transportation	10	(c)telecommunication equipment	10
7.Electric, gas, water and steam, utility plant (including tanks and generators)	16	20.Plant for recreation and amusement purposes (including assets used in the provision of entertainment services on payment of a fee or admission charge, as in the operation of bowling alleys, billiard and pool establishments, theatres, cinemas, concert halls, amusement parks and miniature golf courses)	10
8.Electrical equipment (including assets such as electrical and industrial apparatus, domestic and commercial appliances, air-conditioning and ventilating equipment)	8	21.Railway wagons, lines and related equipment	16
9.Electronic equipment (including assets such as electronic detection, guidance, control, radiation, computation, test and navigation equipment)	8	22.Transport equipment:	
10.Equipment used in personal and professional services (including assets used in the provision of personal and professional services which are not elsewhere classified)	10	(a)Buses	6
11.Farming equipment	8	(b)business service passenger vehicles	6
12.Fire safety device	10	(c)Taxis	5
13.Floating and dry docks	16	(d)trucks, lorries, trailers and vans	6
14.Gas cylinders	16	(e)motor cycles and bicycles	8
15.Manufacturing and industrial processing plant and machinery	6	23.Vessels, barges, tugs and similar water transportation equipment	16
16.Materials and passenger handling equipment (including assets such as lifts, escalators, weighing machines, conveyor belts, forklifts, lifting gears, trolleys and cranes)	6	24.Wholesale and retail trade service assets (including assets used in such activities as the operation of restaurants and cafes)	8

減価償却資産売却時の課税関係

Balancing charge / Balancing allowance

- 売買目的で減価償却資産を保有する場合を除き、減価償却資産の売却損益は、益金又は損金の額に算入されない。
- ・ 他方、売却価格と税務簿価との差額については、以下のとおり、減価償却の調整がなされる。
 - 税務簿価 < 売却価格
 - ・ 過年度の減価償却費が売却額に達するまで加算される (=Balancing charge)
 - 税務簿価 > 売却価格
 - ・ 税務上の売却損に相当する金額までの減価償却費が減算される (=Balancing allowance)

取得価額 10,000	会計減価償却費 500	会計減価償却費 500	売却価額 15,000 or 5,000
	税務減価償却費 1,000	税務減価償却費 1,000	会計簿価 9,000 × 税務簿価 8,000

課税所得計算	売却価格 15,000	売却価格 5,000
[PL]		
固定資産売却損益	6,000 (=15,000△9,000)	△4,000 (=5,000△9,000)
[税務調整]		
固定資産売却損益否認	△6,000	4,000
過年度減価償却計上額 (Balancing Charge)	2,000	-
減価償却不足額 (Balancing Allowance)	-	△3,000 (=5,000△8,000)
[課税所得]	2,000	△3,000

税務上の
売却損相当額

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

26

サービスカンパニーの課税所得計算

Normal Trading Company BasisとCost Plus Mark-Up Basis

- 親会社やグループ会社に対してルーティンサポートサービスを提供する会社については、その課税所得計算の方法について「Normal Trading Company Basis」と「Cost Plus Mark-Up Basis」の二通りの課税所得計算の方法がある。
 - Normal Trading Company Basisは、通常通り各種税務調整を考慮して課税所得を計算する方式である。
 - Cost Plus Mark-Up Basisは、各種税務調整は考慮せず、発生したコスト総額をマークアップ(料率5%)して課税所得を計算する方式である。この方式による場合には課税所得計算が簡易となる一方、Capital AllowanceやPIC優遇税制、外国税額控除といった制度を利用することができないデメリットがある。
 - また、Cost Plus Mark-Up Basisによった場合には、サービスカンパニーの従業員の個人所得税について下記の取扱いを受けることに留意が必要である。
 - 会社負担の公的年金・社会保険料が個人所得税の課税対象となる
 - 会社負担の損害保険、生命保険の掛金が個人所得税の課税対象となる
- (※) Normal Trading Company Basisの場合、上記の取扱いはされない。

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

27

3. 主な改正項目

2016賦課年度より適用される主な改正項目

項目	内容
法人税リベート	2016賦課年度および2017賦課年度について、30%の法人税リベートが適用される(1賦課年度につき、S\$20,000が上限)
国際化に関する200%損金算入スキーム(DTD)	シンガポール人の新しい海外企業への派遣に係る適格人件費(マーケットの拡大及び投資開発活動に係る費用)がDTDの対象となる(2015年7月1日から2020年3月31日の期間)。適格人件費の上限は、年間S\$100,000からS\$1,000,000に引き上げられる。適用を受ける事業者はIE Singaporeの承認を受ける必要がある。
認可寄付金の所得控除	2015年1月1日から12月31日までの間になされた適格寄付金(政府または指定Institution of Public Character(IPC)への寄付金)に関する所得控除の金額が250%から300%に引き上げられる。また、250%の所得控除は、2016年1月1日から2018年12月31日までの期間について適用される。

2016賦課年度より適用される主な改正項目

項目	内容
M&Aスキーム	M&A優遇税制の改正・期間延長が行われた。2015年4月1日から2020年3月31日までの間に実行されるM&Aについて適用される。 <ul style="list-style-type: none"> 買収金額の25%相当額を損金算入(5年償却、上限S\$20百万) 印紙税免除(上限S\$4万) 取得関連費用(プロフェッショナルフィー等)の200%相当額を損金算入(上限S\$10万) 株式保有要件 <ul style="list-style-type: none"> 買収前の株式保有割合20%未満の場合は、買収後の株式保有割合が20%以上となること 買収前の株式保有割合が50%未満の場合は、買収後の株式保有割合が50%以上となること
PICボーナス	2016年賦課年度以降廃止
PIC – 現金付与制度に係る従業者要件の強化	2013賦課年度から2015賦課年度においては、PICスキームの現金付与制度に係る3名以上のローカル従業者雇用要件は、四半期の最終月だけ満たせば足りた。2016賦課年度以降は、PICスキームの現金付与制度を適用するためには、申請前に3ヶ月以上継続して3名以上のローカル従業員を雇用することが必要となる。

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

30

M&Aスキーム(2016賦課年度以降)

改正前

- 買収金額の5% 上限S\$100百万
- 計算例①・・・買収金額S\$100百万
 - 所得控除額 S\$100百万×5% = **S\$5百万**
- 計算例②・・・買収金額S\$50百万
 - 所得控除額 S\$50百万×5% = **S\$2.5百万**

改正後

- 買収金額の25% 上限S\$20百万
- 計算例①・・・買収金額S\$100百万
 - 所得控除額 S\$20百万×25% = **S\$5百万**
- 計算例②・・・買収金額S\$50百万
 - 所得控除額 S\$20百万×25% = **S\$5百万**

改正のポイント

- 所得控除額の最大値は改正前後で変わらない(S\$5百万)
- 買収金額がS\$100百万未満のケースの場合、改正後は所得控除額が増加
- 改正前は、買収前に対象会社株式を50%以上を保有している場合も適用可能であったが、改正後は、買収前に対象会社株式を50%以上保有している場合には適用なし

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

31

PIC優遇税制(2016賦課年度以降)

全ての企業に対して、以下の6つの活動にかかわる支出について、様々な優遇措置が認められている。



①400%の損金算入可

賦課年度	2016から2018賦課年度（通算）
各適用活動ごとの支出上限額	\$1,200,000 （補助金相殺後の金額が対象）
6つの適用活動に対する最大損金算入額	\$28,800,000 （6つの適用活動×\$4,800,000）

②現金付与制度:\$100,000の適格支出のうち\$60,000(60%)

賦課年度	2016から2018賦課年度
各適用活動ごとの支出上限額	\$100,000
最大現金付与額	\$60,000（各賦課年度ごと）

（※）2016賦課年度より本制度の適用前に連続した3ヶ月間、継続して3名以上のローカル従業員を雇用することが要件

改正項目

③PICプラスキーム(中小事業者)

賦課年度	2016から2018賦課年度
400%損金算入制度の支出上限額	\$1,800,000
現金付与制度の最大現金付与額	\$60,000（各賦課年度ごと）

（※）グループ全体での年間収入が\$1億未満又は従業員数が200名未満である中小事業者が対象

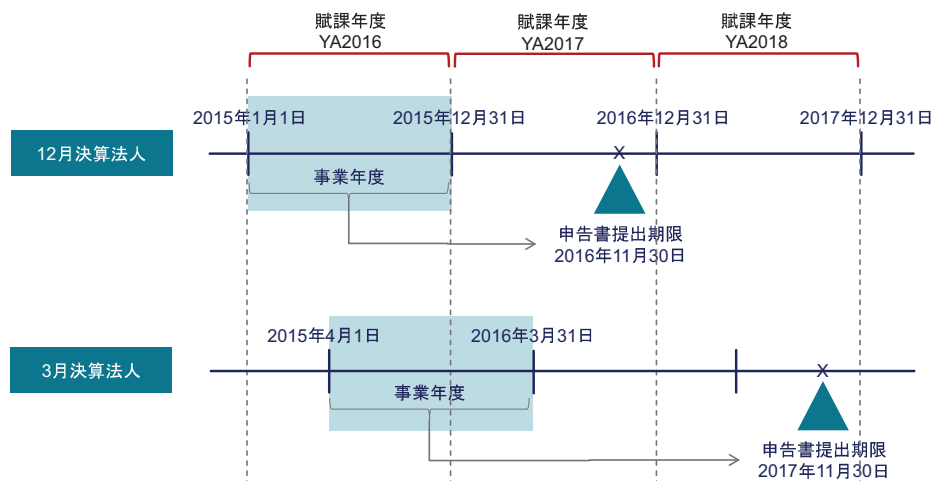
（※）PICボーナスは廃止

改正項目

4. 申告手続等

賦課年度(Year of Assessment)

賦課年度は毎年1月1日から12月31日までの暦年。各事業年度の終了日の属する暦年に対応する賦課年度の11月末日が申告期限。



© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

34

法人税申告手続と税率

シンガポール：賦課決定方式

- ① 決算日後3ヶ月以内：見積課税所得（ECI）申告
(※) 見積課税所得がなく、かつ、売上金額が\$1百万以下の法人に対しては見積課税所得の申告が免除
- ② ECI申告後、見積課税所得に基づく課税通知書が発行
- ③ 課税通知日から1カ月以内に見込納付
- ④ 決算日の属する年の翌年11月30日：確定申告（Form C + Tax Computation）の提出
- ⑤ 確定申告後、賦課決定通知（Notice of Assessment）が発行
- ⑥ 賦課決定通知日から1ヶ月以内に、見込納付額との差額を精算 (※) 帳簿の保存期間は5年

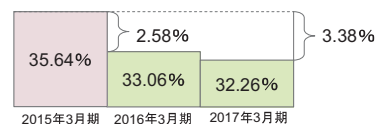
法人税率：17%（※Partial Exemption考慮前）

(※) Partial exemption
 0 ~ 10,000 : 75% 免税
 10,000 ~ 300,000 : 50% 免税

日本：申告納税方式

- ① 決算日後2ヶ月以内：見込納付
 - ② 決算日後3ヶ月以内：確定申告書の提出 + 納付
- 法人実効税率：約33%

《3月決算法人の例》



(※) 上記の法人実効税率は、期末資本金の額が1億円を超える法人に対する東京都の実効税率を用いて計算

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

35

罰則

期限後納付

- 期限内に納税が行われなかった場合は、5%の延滞税が課される。
- さらに支払命令通知書の期日から60日以内に納税が行われない場合は、毎月1%の延滞税が課される（但し、12%を限度とする）。

過少申告

- 罰金は、正当な理由または恣意性の有無により追加税額の100%~400%となっている。
- また、200%以上の罰則には、罰金または3年（または5年）以下の禁固刑またはその両方が課される。
- なお、IRASは自発的開示を奨励しており、その場合は罰則が軽減されることもある。

事前裁定制度

制度概要

- 事前裁定制度に基づいて確認された解釈が法的拘束力を有し、確認された税法解釈が当該取引に適用される。

通常費用

- 申請料（S\$562）+4時間を越えた場合には1時間につき、S\$140.50のタイムチャージ

期間

- 通常は8週間程度とされている。
- ただし、上記通常費用の2倍を支払うことで優先的に対応してもらうことが可能

第2部

源泉所得税

源泉税の対象となる国内源泉所得 [1/2]

- 非居住者がシンガポールにおいて稼得した又はシンガポールにおいて稼得したとみなされる所得について源泉徴収の方法によって課税される。
- 外国法人のシンガポール支店に対する支払いは、以前は源泉徴収の対象であったが、2014年2月21日以降の支払いより源泉徴収は不要となった。

SITA 12(6) :

There shall be deemed to be derived from Singapore —

- (a) **any interest, commission, fee or any other payment** in connection with any loan or indebtedness or with any arrangement, management, guarantee, or service relating to any loan or indebtedness which is —
- (i) borne, directly or indirectly, by a person resident in Singapore or a permanent establishment in Singapore except in respect of any business carried on outside Singapore through a permanent establishment outside Singapore or any immovable property situated outside Singapore; or
- (ii) deductible against any income accruing in or derived from Singapore; or
- (b) any income derived from loans where the funds provided by such loans are brought into or used in Singapore.

借入金や債務に関連する利子、コミッション、手数料その他の支払い：

国内源泉所得の判定は、直接又は間接にシンガポール居住者によって負担されているかどうか（シンガポール国外のPEを通じて行われる国外事業に関連するもの、シンガポール国外に所在する不動産に関連するものを除く）、シンガポールにおいて生じた所得と相殺可能であるかどうか、当該利子の対象となった元本がシンガポール国内で使用されているかどうかによって行われる。

(※1) SITA12(6A)において、シンガポール国外でローンのアレンジメントがなされた場合のアレンジメントフィーに関しては、国内源泉所得とはみなされないことが明らかにされている。

源泉税の対象となる国内源泉所得 [2/2]

- 非居住者がシンガポールにおいて稼得した又はシンガポールにおいて稼得したとみなされる所得について源泉徴収の方法によって課税される。
- 外国法人のシンガポール支店に対する支払いは、以前は源泉徴収の対象であったが、2014年2月21日以降の支払いより源泉徴収は不要となった。

SITA 12(7):

There shall be deemed to be derived from Singapore —

(a) **royalty or other payments** in one lump sum or otherwise for the use of or the right to use any movable property;

(b) any payment for **the use of or the right to use scientific, technical, industrial or commercial knowledge or information** or for **the rendering of assistance or service in connection with the application or use of such knowledge or information**;

(c) any payment for **the management or assistance** in the management of any trade, business or profession; or

(d) rent or other payments under any agreement or arrangement for **the use of any movable property**, which are borne, directly or indirectly, by a person resident in Singapore or a permanent establishment in Singapore (except in respect of any business carried on outside Singapore through a permanent establishment outside Singapore) or which are deductible against any income accruing in or derived from Singapore.

「賃貸料」

「科学的、技術的、工業的、商業的な知識、情報の使用または使用権の対価」

「マネジメントフィー、テクニカルアシスタントフィー」

国内源泉所得か否かの判定は、直接又は間接にシンガポール居住者によって負担されているかどうか（シンガポール国外のPEを通じて行われる国外事業に関連するものを除く）、シンガポールにおいて生じた所得と相殺可能であるかどうかによって国内源泉所得か否かの判定が行われる。

- (※2) SITA12(7A)において、シンガポール国外で行われたマネジメントフィー、テクニカルアシスタントフィーに関しては、国内源泉所得とはみなされないことが明らかにされている。

源泉税率

所得の種類	国内法による税率	日星租税条約
借入金や債務に関連する利子、コミッション、手数料その他の支払い	15% ⁽¹⁾	10% ⁽⁴⁾
動産の使用の対価としての使用料又は一時金	10% ⁽¹⁾	10%
科学的、技術的、工業的、商業的な知識、情報の使用または使用権の対価 ⁽⁵⁾	10% ⁽¹⁾	10%
動産の使用の対価としての賃貸料その他の支払い	15% ⁽¹⁾	10% ⁽⁴⁾
テクニカルアシスタントフィー / サービスフィー	法人税率 (17%) ⁽²⁾⁽³⁾	規定なし
マネジメントフィー	法人税率 (17%) ⁽²⁾⁽³⁾	規定なし
配当	N/A	-

(1) シンガポールにおいて事業を行わない非居住者に対して支払われる場合の源泉徴収税率（シンガポールにおける最終税額）。他方、シンガポールにおいて事業を行う非居住者に対して支払われる場合には、非居住個人に対して20%、非居住法人に対して法人税率（17%）が適用される。

(2) 非居住個人に対して支払われる場合には20%の税率が適用される。

(3) シンガポールにおける最終税額ではないため、当該収入に対する直接費用を控除して算定した課税所得によって最終税額を算出することによって、源泉税額との差額について還付手続きができる。

(4) 租税条約の適用を受ける場合には、源泉徴収義務者は非居住者からCertificate of Residence (COR) を受領し、IRASに提出する必要がある。

(5) 2013年2月28日より、権利ベースアプローチが導入され、Copyright right（取得者が取得した著作権を商業目的で使用することが可能）とCopyrighted article（取得者は取得した著作権を個人用又は自ら営む事業の範囲内での使用のみに限られる）という二つに区分し、Copyright rightの部分的譲渡による対価及び使用の対価のみがロイヤルティに該当することとされている。

源泉税の納付手続

納付期限

- 非居住者への支払日の翌々月の15日までに納付しなければならない。
- ※ 支払日とは、契約書により支払い義務が発生した日、会計上未払計上した日または実際の支払日のいずれか早い日

納付の方法

- 所定のフォーム（IR 37/A/B/C/D）にチェックを添えてIRASへ提出することが通常
- ※ 租税条約による軽減税率の適用を受ける場合には、Certificate of Residence（居住者証明書）の提出を要する。

罰則

不納付

- 源泉税が規定期間内に納付されなかった場合は、未納税額の5%のペナルティが課される。

延滞

- 納税期限後30日以内に納付されなかった場合は、1ヶ月経過毎にさらに1%の追加ペナルティが課される。但し、追加ペナルティは最大15%を限度とする。

第3部

移転価格税制

移転価格税制の概要

全ての関連者間取引を「独立企業間価格」で行うことを定める税制

- 有形資産取引
 - 棚卸資産取引(設備、完成品、商品、部品、原材料等)
- 無形資産取引
 - ブランド・商標ロイヤルティ、技術ロイヤルティ(製造ノウハウの供与等)、IP等の移転等
- 役務提供取引
 - 関連者からの役務の提供と対価の支払い、関連者への役務の提供と対価の受取り等(RHQ機能、関連者間サービス(IGS))
- 金融取引
 - 関連者間ローン等(関連者からの貸付に対する利子の支払い、関連者への貸付に対する利子の受取り等)

- 上記取引につき、取引価格の妥当性を適切な移転価格算定方法を用いて、客観的な指標に基づき説明することが求められる
- 複数の取引が複合的に行われているケースについては取引類型の明確化及び各取引の検証手法についても検討が必要

移転価格税制の概要

- 所得の海外移転を防ぐ趣旨。但し納税者の所得移転の意図の有無は関係ないため、調査に備えた理論構築が必須(文書化、ポリシー)
- 適用される関連者間取引の範囲
 - 日本: 資本関係が50%以上、又は実質的支配がある国外の会社との取引に対して適用
 - シンガポール: 直接又は間接の支配がある国内外の会社との取引に対して適用
- 国家間での税金配分の側面があり、一方の所得が増えれば、一方が減る関係であるため、二国間において相反する利害のバランスを取ることが重要
- 移転価格税制では、移転価格が独立企業間価格であったことを証明することが要求されている。独立企業間価格で取引されたことを証明する方法は「移転価格算定方法」とよばれ、大きく分けて以下の5つがある

- 独立価格比準法(CUP法) …取引価格そのものを検証する手法
- 再販売価格基準法(RP法) …売上総利益率を検証する手法
- 原価基準法(CP法) …原価総利益率を検証する手法
- 利益分割法(PS法) …営業利益率を分割して検証する手法
- 取引単位営業利益法(TNMM) …営業利益率を検証する手法 → 最も用いられる手法

移転価格ガイドライン

移転価格ガイドライン第2版のリリース(2015年1月6日)

- 2015年1月6日、IRASは従前リリースされていた移転価格ガイドラインをベースとした改訂版移転価格ガイドラインをリリースした(Transfer Pricing Guidelines (Second Edition))。本ガイドラインは、これまでの4つのガイドラインを統一し、より幅広い内容をカバーしたものとなっている。
- 【内容】
- 独立企業原則(移転価格算定方法、レンジの適用等)
 - 移転価格文書化(同時文書化の必要性、文書化に含めるべき情報の例示)
 - 移転価格ガイドライン対応状況の調査目的及びその手法
 - 相互協議(MAP)の手続き
 - 事前確認制度(APA)の手続き
 - 移転価格に関連する各種調整について
 - 関連者間サービス取引に係る判断基準、対価算定方法等
 - 関連者間ローンに係る独立企業間原則の適用、対価算定方法等
 - 恒久的施設に係る利益の帰属について
- 新ガイドラインは所得税法Section34D(独立企業原則に関する条項)に基づいている。よって、関連者間取引が独立企業間価格で行われない場合、IRASは所得税法Section33に拠らず更正ができる
 - 今後もシンガポールにおける移転価格税制についてはIRASより厳格な対応を求められることが予想されるため留意が必要である

同時文書化

移転価格同時文書化の定義

- 関連者間取引の開始前、又はその時点で作成されたもの
 - IRASは納税者に対して取引開始時点において移転価格の検討を行うことを要請している
- 納税者の負担を勘案し、税務申告書提出期限前までに作成された移転価格文書も同時文書化として認容
- 作成日が明記されたもの

2015賦課年度の申告期限11月30日が文書化期限であった

作成後の留意事項

- 毎年の実績値につき検証を行うことが求められている(独立企業間価格との比較)
 - ベンチマーク分析の更新については、取引の重要性等により判断
- 定期的に更新すること
- 事業に大きな変更(買収や統合等)があった事業年度においても文書化の見直し/更新が求められる
- 他国の税務当局が現地(シンガポール)税制に基づく移転価格文書の提出を求めるケースもあることに留意し、移転価格文書化の必要性の評価及び判断を行うことが求められる(他国の当局に提出した際、他国での移転価格リスクに繋がらないように留意する)

移転価格文書化免除要件 (取引の性質)

移転価格文書化免除要件 (取引の性質の要件)

1. 納税者がシンガポールの関連者と取引を行い、当該国内取引(関連者間ローンを除く)を行う双方の関連者に同一のシンガポールの税率が適用されている場合
2. 国内関連者間ローンがシンガポールに所在する納税者間で実施され、貸手がローンに係る賃借事業を行っていない場合
3. 納税者が、関連者間取引に係るルーティンサービスに対して5%コストマークアップを適用する場合
4. APA合意によって関連者間取引がカバーされている場合
5. 直近年度の開示された関連者間取引の価値及び金額(上記に該当するものを除く)に係る財務データが閾値を超過しない場合(詳細は次頁)

移転価格文書化免除要件(取引金額要件)

関連者間取引の категория	閾値 (SGD/年度)
関連者からの購入取引	15百万ドル
関連者への販売取引	15百万ドル
関連者へのローンの貸付取引	15百万ドル
関連者からのローンの借入取引	15百万ドル
役務提供取引、ロイヤルティ取引、賃貸料等その他の取引	各取引カテゴリーにつき 1百万ドル

- 閾値を越えるかどうかは、各関連者間取引カテゴリーごとの取引額を合計して判断する
 - 適正な移転価格が設定されていないため、閾値に達していないといったケースについては認容されない
- 免除要件に該当する場合においても、納税者は独立企業原則を遵守し、適切な移転価格を適用し、関連の文書を保管する必要がある
 - IRASから発行される質問状において、免除要件に該当する取引であっても、関連者間取引が独立企業間価格(ALP)で行われているかどうかを証明することを要請されるケースがある
 - 対策として移転価格分析(文書化でなく)を実施しておくことが推奨される

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

50

KPMG

cutting through complexity™

Thank you

澤田 正行

Manager
KPMG Services Pte. Ltd.

+65 6213 3846
msawada2@kpmg.com.sg



cutting through complexity™

© 2015 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

2015年
シンガポール税制等視察報告書
税制・税務行政
税務専門家制度

2016年 3月発行

編集・発行
東京税理士会 国際部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
TEL 03 (3356) 4461 (代表)
FAX 03 (3356) 4469